

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク
第四條 本會ハ會員共ニ利益ヲ保護シ新業ノ發達文
化ノ向上ヲ圖ルヲ目的トス
第五條 本會ハ其目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一 雜誌發行ニ關スル必要ナル諸般ノ事項ヲ協定ス
二 內容相類スル雜誌發行業者ノ爲メ特ニ分科會ヲ
設ケ之カ共通事項ヲ協定ス
三 雜誌ノ普及ヲ促進スル爲メ雜誌ノ販賣方法ヲ統
一シ販賣上ノ弊害ヲ防止ス
四 前各條ノ外、會員ノ利害ニ關スル諸般ノ事項ヲ
處理ス
五 毎月一回會報ヲ發行シ會員ニ對シ諸般ノ協定及
必要ナル事項ヲ報告ス

第二章 會 員

第六條 本會ニ入會セントスル雜誌發行業者ハ元取次
業者タル會員ノ紹介ヲ以テ本會所定ノ申込書ニ記名
捺印ノ上、入會金拾圓及第八條ノ會費六個月分ニ
其發行雜誌一部ヲ添附シ申込ヲ爲シ可シ但入會ヲ謝
絶シタル場合ハ該金額ハ之ヲ返却ス
第七條 入會申込者ニ對シテハ評議員會ニ於テ申込者
ノ資格及雜誌ノ性質等ヲ審査シ且本會ノ目的及規約
ニ適合シ之カ許否ヲ決定ス
第八條 發行業者タル會員ハ會費月額金壹圓、二種以
上ノ雜誌發行業者ハ一種ヲ増ス毎二個月金五拾圓宛テ
元取次業者タル會員ハ會費月額金五圓ヲ負擔ス
各會費ハ三個月分宛前納スルコトヲ要ス
第九條 會員ニシテ左ノ事項ヲ生シタルトキハ直チニ
本會ニ書面ヲ以テ之カ申請ヲ爲シ第四條第五條以外

第三章 役 員

ノ事項ハ必ズ本會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
一 雜誌ノ編輯、改題
二 雜誌ノ發行權又ハ營業權ノ讓受
三 組織若クハ組織變更ニ因ル名稱又ハ商號ノ變更
四 雜誌ノ休刊若クハ廢刊、營業所ノ移轉若クハ廢
業
五 休刊中ノ雜誌ノ復活發行
第十條 前條ノ創刊又ハ發行權、營業權ノ讓受ニ付テ
ハ一件毎ニ金貳拾圓、改題又ハ名義及組織、商號ノ
變更ニ付テハ一件毎ニ金拾圓ノ登錄料ヲ本會ニ納付
スルコトヲ要ス
第十一條 雜誌ノ休刊一箇年ニ及フモノハ廢刊ト看做
シ之ヲ處理ス
第十二條 會員ノ納付金ハ退會、廢刊其他ノ事由ニ因
ルモ之カ返還ヲ請求スルコトヲ得ス
第十三條 會員ハ他ノ會員ノ使用スル商號又ハ雜誌ノ
題號ト同一若クハ類似ノ商號、題號ヲ用フルコトヲ
得ス但先着者ノ承諾書ヲ添ヘ本會ニ申請シ其承認ヲ
經タルモノハ此限ニ在ラス
第十四條 會員ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ會
員タル資格ヲ喪失ス
一 退會、雜誌全部ノ發行權ノ讓渡又ハ廢刊、營業
ノ廢止
二 會費ノ未納六個月ヲ超ユル者
三 業務ヲ休止一箇年ニ亘ル者
四 除名セラレタル者

第三十條 會 員

評議員ハ總會ニ於テ無記名連記投票ニ依リ會員中ヨ
リ之ヲ選舉ス
得票最高ノ者ヨリ順次之ヲ當選者トシ、得票同數ナ
ル時ハ年長順ニ依リ、年長順ニ依リ難キ場合ハ抽籤
ニ依リ當選者ヲ定ム
第十六條 評議員中ヨリ會長一人、副會長一人、會計
監督二人ヲ評議員會ニ於テ互選ス但其互選ハ第十五
條第二項第三項ヲ準用ス
第十七條 評議員ノ選舉ハ會長選舉長ニ當リ選舉委員
若干名ヲ指名シ選舉委員會ヲ組織シテ之ヲ行フ
第十八條 評議員ノ選舉ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル投票ハ之ヲ無効トス
一 本會所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
二 被選舉人ノ氏名商號以外ノ事項ヲ記載シタルモ
被選舉人ノ氏名商號不明ナルモノ
第十九條 評議員ノ任期ハ二箇年トス但任期満了後ト
雖モ改選ノ終了確定スルマテ其任務ヲ執行ス
會長、副會長、會計監督ノ任期ハ評議員ノ任期ニ從
フ
第二十條 評議員ハ會員タルノ資格ヲ失ヒタルトキ營
業權ノ組織ノ變更又ハ其發行ニ係ル雜誌全部ヲ休刊
シタルトキハ其資格ヲ喪失ス
會長、副會長、會計監督ニシテ會員又ハ評議員ノ資
格ヲ失ヒタルトキモ亦同シ
第二十一條 評議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ評議員會
ノ決議ニ依リ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フコトヲ
得
補缺選舉ニ依リ就任シタル評議員ハ前任者ノ任期ヲ
繼承ス

第二十二條 會長ハ本會ヲ統轄代表シ會務ヲ執行ス
第二十三條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ
會長ノ職務ヲ行フ
第二十四條 會計監督ハ會計事務ヲ監視ス
第二十五條 評議員ハ評議員會ニ於テ諸般ノ事項ヲ議
決ス

第四章 會 議

第二十六條 會議ヲ分チテ總會、評議員會、分科會、
其他各種ノ委員會トス
第二十七條 總會及評議員會ハ會長之ヲ召集ス
第二十八條 總會及評議員會ノ議長ハ會長之ニ當リ議
事ノ整理職務ヲ秩序ヲ維持ス
第二十九條 評議員會ハ毎月一回之ヲ開ク但必要アル
トキハ臨時之ヲ開クコトヲ得
評議員會ハ評議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ成
立セズ
第三十條 總會ハ毎年一回一月中ニ之ヲ開キ左ノ事項
ヲ議ス
一 前年度ノ業務及事業ノ報告
二 前年度ノ收支決算ノ報告
三 本年度ノ收支決算ノ決議
四 豫メ通知シタル議案
五 隔年毎ニ評議員ノ選舉
第三十一條 臨時總會ハ評議員會ノ決議ニ依リ又ハ會
員三十人以上ノ同意ヲ以テ會議ノ目的及理由ヲ明
示シテ之カ召集ヲ請求セラレ評議員會ニ於テ之ヲ可
決シタルトキ之ヲ召集ス
第三十二條 總會ハ會員ニ對シ少クテモ開會七
日前ニ付議事項、日時及場所ヲ記載シタル通知書ヲ

發スルコトヲ要ス但緊急ヲ要スル臨時總會ノ場合ハ
此限ニ在ラス
第三十三條 總會及評議員會ニ於テハ出席者ノ過半數
ヲ以テ可決ス
第三十四條 總會及評議員會ハ本人又ハ代表者ノ外其
代理者トシテ豫メ本會ニ申請シ其承認ヲ經タル者ニ
非サレハ出席スルコトヲ得ス
第三十五條 本會ハ特別事項ニ關シ必要ニ應ジ評議員
中ヨリ若干名ノ委員ヲ選任シ委員會ヲ組織スルコト
ヲ得
委員會ニ於テ審議シタル事項ハ其都度評議員會ニ報
告スルコトヲ要ス

第五章 分科會

第三十六條 第五條第二號ニ基キ左記分科ニ屬スル會
員ハ評議員會ノ承認ヲ經テ各科毎ニ又ハ聯合シテ其
分科會ヲ組織スルコトヲ得
第一分科 幼年物雜誌
第二分科 幼年讀物雜誌
第三分科 少年少女雜誌
第四分科 男女青年雜誌
第五分科 婦人雜誌(甲部、乙部)
第六分科 娛樂雜誌(甲部、乙部)
第七分科 時事、思想、經濟、商業等ニ關スル雜誌
第八分科 前各分科ニ屬セサル雜誌
第三十七條 各分科會ハ正副幹事各一人ヲ互選ス但評
議員會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
第三十八條 分科會ノ幹事ハ第十九條第二十條第二十
一條ヲ準用ス
第三十九條 分科會組織ハ幹事ニ於テ其必要アリト認

第六章 販 賣

第四十三條 本會ノ發行スル雜誌ヲ取次若クハ販賣ス
ル者及之ニ關係スル各地方ノ雜誌販賣業組合ハ總テ
本規約ニ準據スルコトヲ要ス
第四十四條 前條ノ雜誌ヲ取次若クハ販賣スル者ハ本
會員ニ非サル者ノ發行シタル雜誌又ハ本會ノ規約或
ハ協定ニ違背シテ發行シタル雜誌ヲ取次、販賣スル
コトヲ得ス
第四十五條 雜誌ハ販賣業者ニ對シテ卸賣ノ外ハ總テ
定價ヲ以テ販賣スルコトヲ要ス但發行日從三個月
ヲ經過シタルモノハ此限ニ在ラス
第四十六條 雜誌ヲ販賣スルニ當リ景品又ハ各種ノ索
引券割引券等ヲ添附シ若クハ郵送料ヲ負擔スル等總
テ定價割引ニ關スル行爲ヲ爲シ得ス但各地方
ノ雜誌販賣業組合ニ於テ協定シタル割引券ニ限リ期
間ヲ定メテ之ヲ添附スルコトヲ得此場合其組合ハ要

項ヲ明記シテ豫メ本會ニ申請ヲ爲シ其承認ヲ受タルコトヲ要ス

第四十七條 雜誌ノ取次業者又ハ販賣業者ニシテ第四十三條第四十四條第四十五條第四十六條ヲ遵守セザル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ本會ハ評議員會ノ決議ヲ以テ本會會員トシテ取引ヲ停止ス

一 取引上ヨリ生シタル債務ヲ履行セザルニ因リ之カ處分ヲ請求セラレタル者

二 發行定日ヨリ三個月ヲ経過セザル雜誌ノ買戻シ、買取リヲ爲シタル者

三 前號ノ期間内ニ貸費、回費ヲ爲シタル者及一旦賣渡シタル雜誌ヲ引取リ他ノ雜誌ト交換ヲ爲シタル者其他不正賣買ヲ爲シタル者若クハ不正返品ヲ爲シタル者

四 古雜誌ノ賣買ヲ營業スル者ト雖モ前第二號第三號ノ行爲アリタル者其古雜誌賣買ノ爲メ別ニ營業所ヲ設ケタル者モ亦同シ

第四十八條 前條ノ取引停止ニ付シタル者ニシテ改換ノ實アリト認めタルトキハ請求ニ因リ評議員會ノ決議ヲ以テ取引ノ復活ヲ爲スコトヲ得但前條第一號ノ場合ハ請求者ノ申請アルコトヲ要ス

第四十九條 第四十三條ノ各地方ニ於ケル雜誌販賣業者ハ其規約及組合員名簿ヲ本會ニ提出スルコトヲ要ス尚規約ノ變更及組合員ノ變動アリタルトキハ其都度本會ニ通告スルコトヲ要ス

第五十條 各地方ノ雜誌販賣業者組合ニ於テ其組合員ニ對シ取引停止若クハ除名處分ヲ爲サントスルコトキハ内地ハ二週間其他ハ三週間前ニ本會ニ申告シ本會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五十一條 各地方ノ雜誌販賣業者組合ハ第四十三條乃至第四十七條所定ノ外其組合員ノ加入金又ハ營業場所ノ距離制限等其規定ニ關シ雜誌ノ普及ヲ妨グルカ知キ不當ノ規定ヲ其規約中ニ設ケタルコトヲ得ス

第五十二條 各地方ノ雜誌販賣業者組合ニ於テ本會ノ規約又ハ本會ノ決議事項ニ背キ本會ノ目的ニ悖ルスル行動アリタルトキハ本會ハ評議員會ニ於テ適當ナル處置ヲ爲スコトヲ得

第七十三章 會 計

第五十三條 本會ノ經費ハ會費、入會金、登錄料其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第五十四條 會計年度ハ十二月一日ヨリ翌年十一月三十日ニ至ル期間トス

第五十五條 毎年度ノ收支決算ハ總會ニ報告スルコトヲ要ス

第五十六條 毎年度ノ收支決算ハ總會ニ於テ之ヲ決定ス

第五十七條 臨時緊急ノ必要アルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ豫算外ノ支出ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ次ノ總會ニ報告シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第五十八條 本會所有財產ノ保管方法ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ會計監督其任ニ當ル

第八章 制 裁

第五十九條 會員ニシテ本規約若クハ本會ノ決議事項ニ違背シタル者又ハ本會ノ體面ヲ汚損シタル者アル時ハ本會ノ經費ヲ數額シテ左ノ處分ヲ爲ス

一 戒 告

二 貳千圓以下ノ違背課金

三 三箇月以下ノ取引停止

四 除 名

本規約第二號第三號ノ處分ニ服従セザル者ニモ適用ス

第六十條 除名處分ヲ受ケル者改換ノ實アリト認めタルトキハ請求ニ因リ更ニ入會ヲ許可スルコトヲ得

第六十一條 前二條ノ適用ニ付キテハ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

附 則

第六十二條 本規約ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第六十三條 本規約ハ昭和九年二月十一日ヨリ之ヲ施行ス

東京雜誌販賣業者組合

(事務所) 東京市神田區駿河臺四ノ二ノ八  
(電話) 神田六六七番  
(電 報) 東京八〇八〇二  
(組 長) 大野孫平  
(副組長) 岸 他正、坂本四郎

規 約

昭和五年十一月十四日 決  
昭和八年一月十四日 決  
昭和九年一月十四日 決  
昭和十一年一月十四日 決

第一章 總 則

第一條 本組合ハ東京市内ニ營業所ヲ有スル雜誌販賣業者ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ東京雜誌販賣業者組合ト稱シ事務所ヲ東京市ニ置ク

第二章 目 的

第三條 本組合ハ組合員間ノ利益増進ト共濟親睦ヲ旨トシ無益ノ競争ヲ避ケ新業ノ發達ヲ圖リ營業上ノ弊害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ハ組合員間ノ一方若クハ双方ノ請求ニヨリ營業上ヨリ起ル紛糾ノ調停ヲナスコトヲ得此場合ハ幹事會ノ互選ヲ調停委員若干人ヲ擧ケ之ヲ調停セシム

第五條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ組合員ハ左ノ事項ヲ遵守スヘキモノトス

一 組合員外ノ營業者ト取引ヲ爲スコトヲ得ス

二 雜誌ハ凡テ定價ヲ以テ販賣スルモノトス但前金拂込ノ購讀者ニ對シテハ各雜誌別附記ノ價格ヲ以テ販賣スルコトヲ得、尙未附記ノ發行日ヨリ三ヶ月ヲ經タルモノハ除外ス

三 雜誌ヲ販賣スルニ景品ヲ添付シ送料負擔若クハ割引ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

四 雜誌ハ發行所ト先取次店間ニ於テ協議ノ上定メタル發賣日前ニ販賣(店賣、配達、發送)スルコトヲ得ス

五 貸費及回費ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス

六 貸費及回費業ヲ營ムモノニ雜誌ヲ販賣スルコトヲ得ス

七 取引停止中ノ組合員ト取引ヲ爲スコトヲ得ス

八 營業休止中ノ組合員ト取引ヲ爲スコトヲ得ス

第三章 組 合 員

第六條 本組合ニ加入セントスル者ハ本組合所定ノ加入申込書(第一號書式)ニ一定ノ店舖ヲ有スル營業所及商號、氏名、年齢ヲ記載シ所要地圖(店舖ノ位置及附近組合員ノ位置ヲ明記シタルモノ)、誓約書ヲ添付シ紹介者一人ハ幹事會ト連署ヲ以テ申込ムヘシ但紹介者ノ一人ハ幹事會ト連署ス

加入金ハ貳百圓トシ加入ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ本組合ニ納入スヘシ

金額納入日ヨリ組合員タルノ資格ヲ生ス

支店、分店若クハ出張所ノ設置ハ各別ニ加入スヘキモノトス

組合員(加入後滿七ヶ年以上)ノ從業者ニシテ滿七ヶ年以上勤続シ本組合ヨリ表彰ヲ受ケタル者ハ加入金ヲ拾圓トス此場合ハ第二號書式ノ證明書ヲ申込書ニ添付スルコトヲ要ス但一旦脱退シタル者又ハ退店後滿二ヶ年ヲ經タル者ハ此限ニアラス

第七條 加入申込者ニ對シテハ調査ヲ行ヒタル後幹事會ニ於テ其ノ許可ヲ決ス

第八條 申込者ノ營業所カ組合員ノ營業所ニ接近シ甚數支障アリト認めタル場合ハ其ノ加入ヲ許可セザルコトアルヘシ

第九條 加入申込者ニシテ組合員營業所ノ隣接ヲ受ケントスルトキハ第四號書式ニヨリ隣接人承認人連署ノ上届出テ其ノ許可ヲ受ケヘシ此場合隣接人ハ脱退(第六號書式)ノ手續ヲ要シ隣接人ハ加入登錄料トシテ金壹百圓ヲ納入スルコトヲ要ス其ノ營業所ニ對シテハ前條ニ依ラスシテ其ノ加入ヲ許可スルコトアルヘシ隣接人カ認讀者ノ場合ハ登錄料ヲ金拾圓トス隣受人カ組合員ノ移轉ニヨル場合ハ登錄料ヲ要セス

第十條 組合員ニシテ其ノ營業所ヲ移轉セントスルトキハ移轉前必ス第五號書式ニ依リ本組合ニ届出テ許可ヲ受ケタルコトヲ要ス

移轉場所カ第八條ニ該當スル場合ハ其ノ移轉ヲ許可セザルコトアルヘシ

第十一條 組合員ニシテ其ノ營業所ヲ移轉シテ第八條ニ該當スル場合ト雖營業休止ノ誓約書ヲ提出スルトキハ其ノ移轉ヲ許可スルコトアルヘシ

第十二條 組合員ハ死亡若クハ脱退ノ場合相続人又ハ法律上ノ家族ニ其ノ營業ヲ繼承セシムルコトヲ得此手續ハ第三號書式ニ依リ戶籍謄本(或ハ抄本)其ノ他ノ證明書添届出テ許可ヲ受ケヘシ此場合ニ於テハ加入金ヲ要セス

第十三條 組合員ハ他ノ組合員ト同一ノ商號ヲ有スルコトヲ得ス但先使用者ノ承諾ヲ得タルモノハ此限ニアラス

第十四條 組合員ハ其ノ店舖ニ組合員タルノ印章ヲ提出スルコトヲ要ス但印章ハ組合員ヨリ交付ス

第十五條 組合員ニシテ氏名、商號ヲ變更シ若クハ營業シタルトキハ一週間以内ニ組合ニ届出ツヘシ但商號變更ノ場合ハ第十三條ニ據ル

第十六條 組合員ハ組合員會費ヲ義務ヲ負フ

第十七條 組合員間ニ於テ商取引ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ被害者ヨリ其ノ處分ヲ組合ニ請求スルコトヲ得

第十八條 組合員ハ前條ノ請求アリタルトキ事實ヲ調査シ其ノ延滞ヲ認メタルトキハ日ヨリ限リ支拂ヲヘキ旨通告シ之ニ應ゼザルトキハ第四十九條ニ據リ處分スヘシ

第十九條 組合員ハ自己ニ關スル條件ニ付キ組合ヨリ出頭ヲ求メラレタルトキハ故ナク之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 組合員ニシテ組合員タル品位ヲ再損シ若クハ幹事會ニ於テ不都合ノ行爲アリト認メタルトキハ第四十九條ニ據リ處分スヘシ

第二十一條 組合員ニシテ滿一ヶ年間以上營業ヲ休止シタルトキハ第八條ヲ適用セザルモノトス

營業休止ノ起算日ハ組合員ノ届出若クハ調査ノ上其ノ營業休止ノ事實ヲ幹事會ニ於テ確認シタル上之ヲ決定ス

第二十二條 組合員ハ左ノ事由ノ發生ニ因リテ組合員タルノ資格ヲ喪失ス

- 一 任意ノ脱退
- 二 營業所ノ讓渡
- 三 營業所ノ休止スルコト滿二ヶ年ニ亘ルモノ
- 四 營業所ノ組合地域外移轉
- 五 許可ヲ得スシテ其ノ營業所ヲ移轉シタルモノ
- 六 死亡 但第十二條ヲ適用シテ其ノ資格ヲ繼承スルコトヲ得
- 七 法人ノ解散
- 八 破産
- 九 除名
- 十 除名

第二十三條 本組合ハ規約第三條ノ目的ヲ達スル爲メ本組合内ニ共濟會ヲ設ケ幹事會中ヨリ委員若干人ヲ置キ特別會計ヲ以テ組合員ノ共濟事務ヲ擔任ス

第二十四條 組合員ニシテ本組合ニテ二功勞アリタル者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第二十五條 組合員ノ從業者ニシテ滿七ヶ年以上勤続シタル者ハ本組合ニ於テ表彰スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 組合員ノ從業者ニシテ規約ニ反スル行爲アリタル場合ト雖組合員ハ其ノ資格ヲ失フモノトス

第二十七條 組合員ニシテ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ之ニ對シ加入金ノ返還又ハ組合財産ノ分配ヲ請求スルコトヲ得ス

第四章 役員

第二十八條 組合ハ組合員中四十人ニ對シ一人ノ比率ヲ以テ幹事ヲ選舉ス

幹事選舉施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

幹事ハ其ノ互選ヲ以テ組長一人副組長二人常任幹事五人會計二人規約履行委員十人共濟會委員十人ヲ定ム

事務取扱ノ爲メ事務員若干人ヲ置ク事務員ハ幹事會ノ決議ヲ以テ組長之ヲ任免ス

第二十九條 組長ハ本組合ヲ代表シ會議ノ際議長ノ職ヲ掌ル副組長ハ組長ヲ補佐シ組長ヲ代理ス常任幹事ハ緊急ヲ要スル事件ヲ審議シ會計ハ會計事務ヲ掌ル規約履行委員ハ規約運用ノ事務ヲ掌リ共濟會委員ハ共濟事務ヲ處理シ幹事ハ請願ノ議案ヲ審議シ事務ヲ分掌ス

第三十條 幹事ノ任期ハ一ヶ年トス

第三十一條 幹事ニ當選シタル者ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十二條 幹事ハ無給トス但特ニ費用ヲ要シタルトキハ實費ヲ支辨ス

第三十三條 本組合ハ本組合ニテ二功勞アリタルモノニ對シ幹事會ノ決議ヲ經テ總會ニ於テ相續役ニ推薦スルコトヲ得

相續役ハ終身トス

第三十四條 幹事會中特ニ功勞アリタル者若クハ營業ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ幹事會ノ決議ヲ以テ表彰若クハ報酬ヲ爲スコトヲ得

第五章 會議

第三十五條 會議ヲ分ツテ左ノ六種トス

- 一 一定時總會
- 二 臨時總會
- 三 幹事會
- 四 常任幹事會
- 五 規約履行委員會
- 六 共濟會委員會

第三十六條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行ス

- 一 前年度ノ事務報告及財産目録會計收支決算報告
- 二 豫算案審議
- 三 組長ヨリ豫メ提出シタル議案ノ審議
- 四 役員ノ選舉
- 五 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員十分ノ一以上ノ同意ニヨリ其ノ目的タル事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク
- 六 第三十八條 總會ヲ開カントスルトキハ七日前組長ヨリ會議ノ目的タル事項、場所及日時ヲ組合員ニ通知スヘシ但緊急ヲ要スル場合ハ其ノ通知期間ヲ短縮スルコトヲ得
- 七 第三十九條 總會ニ於テハ豫メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外他ノ事項ヲ議スル事ヲ得
- 八 第四十條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開ク常任幹事會及規約履行委員會共濟會委員會ハ臨時之ヲ開キ必要ノ場合ニ依リ之ヲ開ク

合ニハ臨時幹事會ヲ招集スルコトアルヘシ

第四十一條 組合員ハ總會ニ於テ幹事會ハ幹事會ニ於テ發言權ヲ有ス但幹事會ニ於テ會議ノ事項ニ利害ノ關係ヲ有スル者ハ其ノ會議ニ列スルコトヲ得

第四十二條 議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第六章 會計

第四十三條 組合員ハ組合維持費トシテ月額貳拾圓ヲ支出スルモノトス

第四十四條 本組合ノ經費ハ月費、加入金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第四十五條 緊急及非常ノ場合ニ際シ臨時支出ヲ要スルトキハ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得但此場合ハ次期ノ總會ニ之ヲ報告シ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第四十六條 組合ノ基金及收入金ハ幹事會ニテ定メタル銀行又ハ信託會社ニ寄託ス

第四十七條 組合員ハ事務ニ妨ケナキ限リ會計帳簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第七章 制裁

第四十八條 組合員ニシテ本規約ニ違背シタル者ハ幹事會ノ決議ヲ以テ左ノ制裁ヲ爲ス

- 一 罰金
- 二 拾圓以上壹千圓以下ノ違約料
- 三 期限ヲ定メタル取引停止
- 四 期限ヲ定メタル取引停止
- 五 除名

第四十九條 左ノ條項ノ一ニ該當スル者アルトキハ第八

四十八條ヲ適用ス

第五十條 期限ヲ定メタル取引停止ニ處セラレタル者ニシテ悔悟ノ實アリト認メタル場合ハ組合員二人ノ保證ニヨリ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ解除スルコトアルヘシ

第五十二條 組合員ハ組合員中ニ規約違反者アルコトヲ認知シタルトキハ速ニ組合ニ申告セラルヘシ申告者ノ氏名ハ絕對ニ秘密トス

第五十三條 前條ノ申告者力故意ニ他ヲ中傷セントスル虛構ニ出タルトキハ申告者ハ第四十九條ノ制裁ヲ受ク

第五十四條 本章ノ制裁ニ對シ組合員ハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得

第八章 附則

第五十五條 本規約ハ總會ノ決議ニ依リニアラサレハ變更スルコトヲ得

第五十六條 本規約ハ昭和六年一月一日ヨリ施行ス

昭和九年一月廿四日 特別決議

- 一、組合員ハ他ノ商品ヲ販賣スル爲メ、割引、景品等
- 二、新刊雜誌ヲ使用スヘカラス
- 三、組合員ハ組合員外ノ者ニシテ新刊雜誌ヲ、割引、

最品等ニ使用スル目的ヲ以テ請求スル者又ハ其職アル者ニハ販賣スルコトヲ得

東京雜誌販賣業組合共濟會細則

第一條 本會ハ東京雜誌販賣業組合共濟會ト稱ス

第二條 本會ハ東京雜誌販賣業組合ノ組合員ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ本組合規約第二十三條ニ依リ會員相互ノ共濟ヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル第一事業トシテ會員營業所ノ火災ニ際シ見舞金ヲ贈與スルモノトス

第五條 本會々員ハ毎月拾圓ヲ共濟基金トシテ積立ツルモノトス

第六條 本會ハ會員ノ罹災ニ際シ調査ノ上其ノ程度ヲ審査シ五百圓以内ヲ贈與スルモノトス

第七條 本會々員ニシテ左ニ該當スル場合ハ第六條ヲ適用セザルモノトス

- 一 無薪移轉場所ニ於ケル出火
- 二 警視廳令所定ノ爆發物取締規則違反ニ依リ出火
- 三 天災地變ニ依リ出火

第八條 本會ハ本組合幹事會中ヨリ互選ヲ以テ委員十名ヲ定メ事務ヲ處理ス

第九條 本會々員ハ特別會計トシテ本組合會計之ヲ擔任ス

第十條 委員ハ會員罹災ノ通知アリタルトキハ直ニ現狀ヲ調査シ委員會ニ於テ見舞金ヲ決定シ本組合幹事會ノ承認ヲ經テ之ヲ實行ス會員ハ之ニ對シ異議ノ申立ハ爲スコトヲ得

第十一條 本會ノ事務及會計ノ決算ハ毎年一月本組合

定時總會ニ於テ之ヲ報告ス  
第十二條 會員ニシテ本組合規約第二十二條ニ依リ組  
員タル資格ヲ喪失シタルモノハ本會積立金及財産  
ノ分配ヲ請求スルコトヲ得ス  
第十三條 本規則ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

從業者表彰規定

第一條 本組合ハ本組合員ノ從業者ニシテ滿七ヶ年以  
上業務ニ務メ履行正シク勤勞シタル者ヲ表彰ス但勤  
續中兵役ニ服シ除隊後復勤シタルモノハ其年限ヲ中  
斷セラルコトナシ  
第二條 前條ノ表彰者ニハ左ノ表彰状ヲ授與ス

表彰状  
何某商店員  
何 謹 啟  
年 月 日 在 職  
品行方正ニシテ業務ニ勤勵シ滿七ヶ年以上  
勤勞セリ依テ本組合ハ茲ニ其ノ功勞ヲ表彰  
ス  
昭和 年 月 日  
東京雜誌販賣業組合  
組長 何 某 印

第三條 勤勞資格ヲ有スル者アルトキハ勤勞證明書ニ  
本人ノ履歷書ヲ添ヘ其ノ店主ヨリ本組合ニ届出ツヘ  
シ但其ノ届出期間ハ毎年九月一日ヨリ三十日迄トス  
第四條 前條ノ届出アリタルトキハ之ヲ調査シタル上  
幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム  
第五條 表彰ヲ受ケタル者ニシテ不都合ノ行為アルコ  
トヲ發見シタルトキハ表彰者名簿ヨリ削除ス

第六條 本規定ノ表彰式ハ毎年本組合定時總會當日ニ  
於テ之ヲ舉行ス  
第七條 本規定ハ昭和六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

幹事選舉施行細則

第一條 幹事ハ組合規約第二十八條第一項ノ比率ヲ以  
テ各區ヨリ選出ス  
第二條 組合員ニシテ元取次業ヲ營ム者ニ對シテハ幹  
事選舉區ニ於ケル定員數ノ外ニ之ヲ選出ス但其ノ得  
票力當選幹事ノ最低得票以下ナルトキハ其ノ選ニ入  
ラサルモノトス  
第三條 幹事ノ選舉區並ニ其ノ定數ヲ左ノ如ク定ム  
第一區(四人) 龜町區、神田區、牛込區、四谷區、  
第二區(五人) 日本橋區、京橋區、赤坂區、麻布區、  
芝區  
第三區(五人) 淺草區、下谷區、本郷區、小石川區  
第四區(四人) 深川區、本所區、足立區、向島區、  
第五區(六人) 品川區、大森區、蒲田區、荏原區、  
第六區(五人) 目黒區、世田谷區、中野區、杉並區、  
第七區(四人) 豊島區、板橋區、王子區、荒川區、  
荒川區  
元取次(四人) 合計 參拾七人  
但其ノ定數ハ昭和十一年一月二十四日以降組合員ノ  
變動ニヨリ參拾年毎ニ之ヲ定ム

第四條 幹事選舉ハ規約第三十六條第四號ニ依リ定時  
總會々場ニ於テ之ヲ行フ  
第五條 幹事選舉ノ投票ハ各選舉區ニ區分サレタル投  
票用紙ヲ以テ各選舉區ノ定數全部ヲ記入シ得ル無記  
名連記投票ニ依リ之ヲ行フ  
第六條 組合ハ其ノ年度十二月三十一日現在ノ組合員  
ヲ以テ幹事ノ選舉權及被選舉權アルモノトシ其ノ名  
簿ヲ作製シテ總會當日會場ニ於テ組合員ニ配付ス  
第七條 選舉長ハ總會ノ議長ニ當リ選舉委員ハ各選  
舉區ニ於ケル組合員中ヨリ各二人幹事中ヨリ十四人  
ヲ選任シ選舉場開始ヨリ當選者確定迄ノ選舉事務ヲ  
擔任ス其ノ委員選出方法ハ總會前上ニ於テ議長之ヲ  
定ム  
第八條 選舉場ハ選舉委員之方整理ノ任ニ當リ總會職  
事終了後選舉長之方開始ヲ宜シ組合員ノ投票終了ス  
ルヲ待チ選舉場ヲ閉鎖シ投票箱ヲ封鎖ス  
第九條 投票箱ハ選舉長及選舉委員立會ノ下ニ之ヲ開  
票シ其ノ有效無効ヲ決定シ尙疑義アルモノハ選舉委  
員合議ノ上ニ之ヲ決ス  
第十條 投票ハ代人ヲ以テ爲スコトヲ得ス  
第十一條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス但第二號第三號ノ  
場合ハ其ノ資格ナキモノヲ除外ハ有效トス  
一 所定ノ投票用紙ヲ用ヒサルモノ  
二 候補者姓名以外ノ他事ヲ記載シタルモノ  
三 定員以上ノ數ヲ記載シタルモノ  
第十二條 當選者ヲ確定スルニ當リ其ノ得票同數ナル  
トキハ年長者ヲ取リ年長者ニ依リ難キ場合ハ抽籤ニ依  
リ之ヲ定ム  
第十三條 選舉委員會ハ各選舉區ニ對シ有效投票ノ最  
多數ヲ得タル者ヨリ順次定數ニ達スル迄ヲ當選者ト  
定ム  
第十四條 當選者確定シタルトキハ選舉長ハ直ニ當選

者ニ其ノ旨ヲ通知シ且ツ當選者ノ氏名得票數ヲ月報  
號外ヲ以テ報告ス  
第十五條 幹事候補者タルトスル者ハ選舉期日三日前  
ノ午後六時迄ニ組合所定ノ書式ニ依リ届出ツルコト  
ヲ要ス  
第十六條 本規則ハ昭和十一年一月二十四日ヨリ之ヲ  
施行ス

共濟會細則運用申合せ

本申合せハ共濟會細則ニ依リ幹事會ノ決議ヲ經テ左ノ  
申合せヲナス  
組合員ハ全部共濟會々員タルト共ニ組合員ノ資格ヲ  
喪失シタルモノハ共濟會々員ノ資格ヲ失フ組合員ハ  
其組合月費ト共ニ必ス共濟會費ヲ支出スルモノトス  
一 會員ノ營業所ニシテ火災ニ依リ全部焼失セル場  
合ハ全額者ト見做ス  
二 營業所ニシテ全焼ニアラサル場合ハ其被害程度  
ヲ調査シ委員會ニ於テ見舞金額ヲ定ム  
三 營業所ノ全焼ト認メタルモノハ金五百圓以内ト  
ス  
四 營業所ヲ有スルモ陳列販賣セサル條件アルモノ  
ハ全焼ノ場合ト雖モ金貳百圓以内トス  
五 營業所ヲ有スルモ營業ヲ一時休止中ノモノハ全  
燒ノ場合ト雖モ金貳百圓以内トス  
六 組合ニ營業休止ノ金書ノ差入レアルモノハ全燒  
ノ場合ト雖モ金百圓以内トス

七 營業ヲ休止シ又ハ組合ハ營業休止ノ金書ヲ差入  
レ他ニ同居セルモノハ全燒ノ場合ト雖モ金五百圓  
以内トス但シ組合員内ニ同居セルモノハ金拾  
圓トス  
八 本店、支店、分店及出張所等ヲ合併セルモノハ  
一權利ニ對シテノミ前各項ヲ適用シ其他ハ一權  
利毎ニ金拾圓トス  
九 會員ニシテ全焼セルモノハ近火ノ爲メ消防ニ依リ  
損害ヲ受ケタルモノハ調査ノ上見舞金額ヲ査定  
ス  
十 假移轉申請手續キ中被災セル時ハ届出ノ日ヲ以  
テ有效トス  
十一 一時ニ多數ノ被災者ヲ生シタル場合ハ共濟會  
基金ノ範圍内ニ於テ按分ヲ以テ見舞金ヲ贈呈ス  
十二 會員ニシテ共濟會細則第七條ニ設當セルモノ  
及七左ノ場合ハ見舞金ヲ贈呈セズ  
一 營業ヲ休止シ他人ノ家ニ權利ヲ置キ居住セザ  
ルコトヲ確認セルモノノ營業ヲ休止シ營業所ニ  
全ク居住セズ其場所ニ他人カ居住ナスモノ  
二 被災者ノ手續ト其調査法  
十三 會員ハ被災アリタル時ハ五日以内ニ組合事務  
所ニ届出ルコト  
十四 組合ハ前項ノ場合共濟會委員長ニ通知シ委員  
長ハ即時委員長ヲ召集シ現場ヲ調査シタル後委  
員會ヲ開キ被害ノ程度ニ依リ見舞金ヲ定ム  
十五 委員長ハ委員會ノ決定ヲ幹事會ニ報告シ承認  
ヲ求ム  
十六 幹事會ニテ見舞金贈呈ノ決議ヲ經タル時ハ組  
合ハ直ニ被災者ニ通告スヘシ  
十七 被災者ハ組合事務所ニ出頭シ組合所定ノ書式

中等教科書協會

二依リ見舞金額領取ノ手續ヲナスコト  
但シ其場合ハ幹事一名ノ立會ヲ要ス領收書ニハ  
印鑑證明書ヲ添付スヘシ  
(事務所) 東京市神田區小川町三ノ八  
(電話) 神田九三〇番  
(支店) 大阪市西區南堀江通一ノ三八  
(會長) 森下松衛 (明治書院)  
(副會長) 松本繁吉 (東京開成館)  
(支部長) 鈴木常松 (大阪修文館)

第一章 總 則

第一條 本會ハ中等教科書出版業者ヲ以テ組織ス  
第二條 本會ハ中等教科書協會ト稱シ本部ヲ東京市ニ  
支部ヲ大阪市ニ置ク  
第三條 本會ハ中等教科書ノ改善及ヒ之カ供給普及ノ  
方法ヲ講シ斯業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
第二章 會 員  
第四條 本會ニ入會セントスル者ハ其營業所、商號、  
氏名ヲ記シ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込ムヘシ  
入會ノ申込ニ對シテハ幹事會之方諾否ヲ決ス  
入會者ハ入會ト同時ニ入會金トシテ金拾圓ヲ納付  
スヘシ  
第五條 會員ハ本會ノ經費ヲ負擔ス  
第六條 退會セントスル者ハ書面ヲ以テ其旨本會ニ申

出ツヘシ  
 退會ノ請否ハ幹事會之ヲ決ス  
 第七條 退會者、失格者、除名者ニ對シテハ入會金及  
 ヒ會費ノ返還又ハ財産ノ分配ヲナサス  
 第八條 會員ニシテ特ニ本會ノ爲ニ功勞アリタル者ニ  
 ハ總會ノ決議ヲ經テ報酬ヲナスコトアルヘシ

第三章 役員

第九條 本會ハ會員中ヨリ幹事十四名ヲ選出ス内十名  
 ハ本部ニ於テ四名ハ支部ニ於テ選出ス  
 但シ支部選出ノ幹事ハ三名ヲ大阪會員中ヨリ一名ヲ  
 京都會員中ヨリ選出ス  
 幹事ノ選出ハ本部ニ在リテハ毎年一月ノ定時總會ニ  
 於テ支部ニ在リテハソレヨリ五日前ニ支部會ヲ開キ  
 テ無記名連記投票ヲ以テ行フ  
 但シ再選ヲ妨ケス  
 幹事ノ任期ハ定時總會終了後次ノ定時總會迄トス  
 第十條 幹事ニ半數以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時  
 總會ヲ開キ補選ヲ行フ  
 但シ幹事會ニ於テ必要ト認メタルトキハ半數以內  
 ノ缺員ノ場合ト雖モ補選ヲ行フコトヲ得  
 補選幹事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス  
 第十一條 幹事ハ會長一名副會長一名ヲ互選ス  
 別ニ支部選出ノ幹事ハ支部長一名ヲ互選ス  
 第十二條 役員ノ權限左ノ如シ  
 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理シ會費ヲ召集シ其議  
 長トナル副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ  
 之ニ代ル  
 幹事ハ各該ノ會務ヲ處理シ會長副會長事故アルトキ  
 ハ之ニ代ル

第四章 會議

第十五條 會議ヲ分チテ左ノ五種トス  
 一、定時總會  
 二、常時總會  
 三、臨時總會  
 四、支部會  
 五、支部會  
 第十六條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ議  
 決ス  
 一、前年度ノ庶務及ヒ財産目錄、收支決算ノ報告  
 二、經費ノ賦課、其徵收法及ヒ收支豫算  
 三、幹事ノ選出  
 四、前各項ノ外豫メ會長ヨリ提出シタル議案  
 第十七條 常時總會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ議ス  
 第十八條 臨時總會ハ幹事會ニ於テ必要ト認メタル  
 トキ之ヲ開キ會長提出ノ議案ヲ審議ス  
 第十九條 幹事會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ處理ス  
 但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ  
 開クコトヲ得  
 第二十條 支部會ハ毎月一回之ヲ開キ會務ヲ議ス  
 但支部長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時ニ之ヲ

開クコトヲ得  
 第二十一條 會議ハ本規約ニ特別ノ規定アルモノノ外  
 ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ  
 議長之ヲ決ス

第五章 會計

第二十二條 本會ノ經費ハ會費入會金其他ノ收入ヲ以  
 テ之ニ充ツ  
 第二十三條 本會ノ會計年度ハ曆年ニ據ル  
 第二十四條 本會ハ専志ノ寄附金又ハ經費剩餘ノ一部  
 ヲ積立テ基本金トナス  
 基本金ハ永遠ニ保存スルモノトシ其利子ハ經常收入  
 トス  
 但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ基本金ノ支出ヲ要ス  
 ルトキハ會員ノ過半數出席シタル定時總會又ハ臨時  
 總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第六章 制裁

第二十五條 會員ハ他ノ會員ノ契約セル圖書ノ發行若  
 シクハ專賣ノ依託ヲ受クルコトヲ得ス  
 第二十六條 中等教科書出版業者ニシテ故意ニ本會ニ  
 入會セズ本會ノ目的ヲ阻礙シ會員共同ノ利益ニ反ス  
 ル行爲アリタル時ハ本會ヨリ中等教科書販賣業者ニ  
 向ツテ出版業者ノ發行セル中等教科書ノ販賣ヲ拒  
 絶スルコトヲ申込ムモノトス  
 中等教科書販賣業者ニシテ前項ノ申込ニ應ゼサルト  
 キハ別ニ定メタル取引規定ニヨリ之ヲ處分ス  
 第二十七條 會員ニ對シ中等教科書代金ノ支拂ヲ延滞  
 シタル者アルトキハ會員ハ本會ニ向ツテ其處分ヲ請  
 求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ本會ハ之カ調査ヲナシ其  
 延滞者ニ對シ支拂方ヲ勸告ス延滞者勸告ニ應ゼサル  
 場合ハ會員ナルトキハ第二十八條ニヨリテ處分シ會  
 員外ナルトキハ其支拂方ヲ勸告ス勸告ニ應ジテ停止ス  
 前項ノ勸告ニ應ゼサル者ト尙取引ヲ繼續スル會員ニ  
 對シテモ第二十八條ヲ準用ス  
 第二十八條 會員中左ノ行爲アリタルトキハ常時會又  
 ハ臨時總會ヲ以テ金五百圓以內ノ罰金ヲ課シ又  
 ハ除名スルコトアルヘシ  
 一、本會ノ體面ヲ汚損シタル者  
 二、會費又ハ賦課金納入ノ義務ヲ三個月以上怠リ  
 タル者  
 三、本規約及ヒ取引規定又ハ本會ノ決議ニ違背シ  
 タル者

第七章 規約變更

第二十九條 本規約ハ會員ノ過半數出席シタル定時總  
 會又ハ臨時總會ニ於テ決議スルニアラサレハ變更ス  
 ルコトヲ得ス

附則

第三十條 本規約ハ昭和六年一月二十日ヨリ施行ス  
 第三十一條 本規約施行以前ニ會員タル者ハ第一條ノ  
 資格ナキ者ト雖モ引續キ會員タルコトヲ得

東京編輯者協會

(事務所) 東京丸ビル五階中央公論社 五六二區  
 (電話) 丸ノ内五三五一八  
 (會長) 長谷川誠也

規約 (昭和八年四月八日改正)

(編 輯) 石川武美、島中雄作、郡河龍、福島四郎  
 野間清治(交渉中)、佐藤義亮(交渉中)、  
 増田義一、山本實彦、菊池寛  
 (幹 事) 「會計」橋本水子吉(實業之日本社)、宇田川  
 鶴(講談社)、橋本勲(新潮社)、水谷準  
 (博文館)、野澤龍太郎(文藝春秋社)、山  
 内金三郎(主婦之友社)、「事務」八重樫長  
 (中央公論社)

名 稱

第一條 本會は東京編輯者協會と稱す。

本 部

第二條 本會の事務所を當分左の處に置く。  
 東京丸ビル五階中央公論社

目 的

第三條 本會は雜誌並に一級出版物編輯者の地位の向  
 上と提携共濟とを圖り、同時に出版各社相互の連絡  
 とその發展を期するを以て目的とす。

會員の資格

第四條 本會は雜誌並に各種出版物の編輯者を以て會  
 員とす。

會 費

第五條 本會員は會費として年額二圓四十錢を提出す  
 るものとす。入會金は徴收せず。會費はその年の初

めに於て便宜の方法に依り納込むべきものとす。  
 既納の會費は返還せざるものとす。

入 會

第六條 本會の會員たらんとする者は本會員二名以上  
 の推薦を俟ち、幹事會に於て詮議の上その入會を許  
 すものとす。

退 會

第七條 本會員にして退會せんとする者は其旨本會事  
 務所に届出づべきものとす。  
 但、本會員にして本會員たる面目を維持し得ざるも  
 のと認むる場合は、役員會の決議により退會せしむ  
 ることあるべし。

會員の身分異動の場合

第八條 本會員にして其身分に異動及び吉凶の生じた  
 る場合は速に其旨本會事務所に通知すべきものとす

役 員

第九條 本會には左の役員を置く。

會 長

第十條 一、會長は會員の選舉に依り顧問會の承認を  
 經て就任す。  
 二、顧問は顧問會の承認を経たる上、會長之  
 を推薦す。  
 三、幹事は會長の指名に依り顧問會の承認を  
 經て就任す。  
 四、會計監督は顧問中より互選に依つて就任

第十一條 會長は會務を總攬し、幹事は會長及び顧問の指揮に依り會務を處理す。

役員任期

第十二條 會長の任期は三ヶ年とし、幹事及び會計監事の任期は二ヶ年とす。

例會及役員會

第十三條 本會は隔月一回幹事會を開き、必要に應じて臨時、役員會を開く。

總會

第十四條 本會は春秋二季に開く。會則の改正、會務の報告、其他の打合せは之を總會席上に於てなすものとす。

但、役員會に於てその必要を認めたる場合は臨時總會を開くことあるべし。

會則の改正

第十五條 本會々則は總會に於ける出席會員過半數の賛成を得て改正せらるべきものとす。

其他の出版關係團體

ヤングブックメンソサエティ	昭和友會	清友會	富友會	益友會	三友會	親友會	同友會	山中友會	東友會	城友會	城友會	都友會	東友會	東友會	東友會	東友會	全友會
神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區	神田區
一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ	一三ノ
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
學	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高
習	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡
社	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方

第九部 出版關係法規及書式

# 出版關係法規及書式

## 出版法

(明治二十六年四月十四日)  
改正昭和九年法律第四十七號

第一條 凡印刷機械等其何等ノ方法ヲ以テスルヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編輯シ若ハ翻譯ヲ作爲スル者ヲ著作ト云ヒ發賣額布ヲ擔當スル者ヲ發行者ト云ヒ印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云フ

第二條 新聞紙又ハ定期ニ發行スル雜誌ヲ除ク外ノ文書圖書ノ出版ハ總テ此ノ法律ニ依ルヘシ但シ專ラ學術、技術、統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法律ニ由リ出版スルコトヲ得

第三條 文書圖書ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達スヘキ日數ヲ除キ三日目前ニ製本ニ部ヲ送ヘ内務省ニ届出ヘシ

第四條 官廳ニ於テ文書圖書ヲ出版スルトキハ其ノ官廳ヨリ發行前ニ製本ニ部ヲ内務省ニ送付スヘシ

第五條 出版者ハ著作又ハ其ノ相續者及發行者連印ニテ之ヲ差出スヘシ但シ非賣品ハ著作又ハ發行者ノミニテ届出ルコトヲ得

〔版權〕ノ保護ナキ文書圖書ヲ出版スルトキ若ハ著作又ハ其ノ相續者ヲ知ルヘカラサルトキハ其ノ由ヲ

記シ發行者ヨリ差出スヘシ

第六條 學校、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖書ハ其ノ學校、協會等ヲ代表スル者ヲ發行者ト連印シテ之ヲ届出ヘシ

第七條 文書圖書ノ發行者ハ其ノ姓名、住所及發行ノ年月日ヲ其ノ文書圖書ノ末尾ニ記載スヘシ

第八條 文書圖書ノ印刷者ハ其ノ姓名、住所及印刷ノ年月日ヲ其ノ文書圖書ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ヲ記載スヘシ

印刷所若クハ共有ニ係ルトキハ營業上其ノ印刷所ヲ代表スル者ヲ以テ印刷者トス

前二項ノ印刷所ニシテ若クハ營業上慣行ノ名稱アルモノハ其ノ名稱ヲ記載スヘシ

第九條 書籍、通信、報告、誌則、禁則、引札、諸書ノ附、諸種ノ用紙證書ノ類及寫眞ハ第三條第六條第七條第八條ニ依ルベシ但シ第六條第七條第八條第十條第九條第二十條第二十六條第二十七條ニ屬ル、者ハ此ノ法律ニ依テ處分ス

第十條 文書圖書ノ冊數ヲ逐ニ順次ニ出版スル者ハ其ノ都度第三條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ雜誌類ニ在テハ内務大臣ノ許可ヲ經テ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ十二個月間一回ヲモ發行セザルトキハ廢刊シタルモノト看做スヘシ

第十一條 一タヒ出版者ヲ爲シタル文書圖書ノ再版ハ出版者トシテ之ヲ發行スル者ハ其ノ姓名、住所、附録、繪畫等ヲ加ヘタルトキハ仍第三條ニ依ルヘシ

第十二條 演說者ハ演說ノ筆記ハ演說者若ハ翻譯者若クハ著作トス但シ筆記者ニ於テ演說者若ハ翻譯者ノ承諾ヲ得テ自ラ之ヲ出版スルトキハ筆記者ヲ著作者ト看做スヘシ此ノ場合ニ於テ記載ノ事項第十六條第十七條第十八條第十九條第二十條第二十六條第二十七條ニ屬ル、トキハ演說者若ハ翻譯者筆記者ト同ク其ノ罪ヲ論ス

公開ノ場ニ於テ爲シタル演說ノ新聞紙若ハ雜誌ノ通信者ニ於テ筆記者若ハ新聞紙若ハ雜誌ニ記載スルモノ及ヒ演說者若クハ筆記者ノ承諾ヲ經テ其ノ筆記者ヲ出版スルモノニ關シテハ演說者若ハ翻譯者若クハ著作ノ責ニ任セズ

公開ノ場ニ於テ爲シタル演說ノ外ハ翻譯者又ハ演說者ノ承諾ヲ經ルニ非サレバ他人ニ於テ其ノ筆記者ヲ出版スルコトヲ得ス但シ本項ニ違フ者ハ〔版權法〕ニ據リ其ノ責ニ任セシム

第十三條 二種以上ノ著作若ハ演說者若クハ筆記者ノ筆記シテ一部ノ書ト爲ストキハ編輯者若クハ著作者ト看做スヘシ

## 出版關係法規及書式

前條第一項ノ未段及第二項第三項ハ本條ニ適用スヘシ

第十四條 翻譯ハ翻譯者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十五條 學校、協會、總會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖書ハ其ノ出版者ニ署名シタル代表者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十六條 犯罪ヲ煽動シ若ハ曲庇シ又ハ犯罪ニ屬シタル者若ハ犯罪裁判中ノ者ヲ誹謗シ若ハ實情シ又ハ犯罪裁判中ノ者ヲ誹謗スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得ス

第十七條 重罪ヲ煽動シ若ハ重罪ニ關シタル事項ハ公判ニ附セサル以前ニ於テ出版スルコトヲ得ス

第十八條 外交軍事其他官廳ノ機密ニ關シ公ニセザル官ノ文書及官廳ノ機密ハ官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレバ之ヲ出版スルコトヲ得ス

法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ機密ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十九條 安樂秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ攪亂スルモノト認ムル文書圖書ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ發賣額布ヲ禁シ其ノ複製及印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十條 外國ニ於テ印刷シタル文書圖書ニシテ安樂秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ攪亂スルモノト認ムルトキハ内務大臣ハ其ノ文書圖書ノ内國ニ於ケル發賣額布ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖書ハ官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレバ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第二十二條 第三條ノ届出ヲ爲サシテ文書圖書ヲ出

版シタル者ハ五箇以上五十箇以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第六條ヲ犯ス者ハ十一日以上三月以下ノ〔輕禁錮〕又ハ五箇以上五十箇以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 發行者自己ノ姓名、住所又ハ發行ノ年月日又ハ印刷者ノ姓名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ文書圖書ニ記載セズ其ノ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセザル者ハ二箇以上三十箇以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 印刷者自己ノ姓名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲソノ印刷所ノ文書圖書ニ記載セズ若ハ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセザル者ハ二箇以上三十箇以下ノ罰金ニ處ス

住所ト印刷所ト同シカラサルトキ及印刷所ニシテ營業上慣行ノ名稱アルトキ印刷所及名稱ヲ記載セザル者亦前項ニ同シ

第二十六條 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ、政體ヲ變亂シ又ハ國家ヲ紊亂セントスル文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ〔輕禁錮〕ニ處シ二十箇以上二百箇以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十七條 安樂秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ攪亂スル文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ十一日以上六月以下ノ〔輕禁錮〕又ハ十箇以上百箇以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第十六條第十七條第十八條第二十一條ニ屬ル、文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ十一月以上一年以下ノ〔輕禁錮〕又ハ十箇以上二百箇以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第二十條ニ依リ發賣額布ヲ禁セラレタル文書圖書ヲ發賣額布シタル者罰前項ニ同シ其ノ未タ發賣額布セザル文書圖書ハ之ヲ沒收ス

第二十九條 第二十六條第二十七條第二十八條ノ場合

ニ於テ刻判及印本ハ機密ニ於テ假ニ之ヲ差押フルコトヲ得

第三十條 前條ノ差押ヲ爲ストキハ製本ノ體裁ニヨリ其ノ差押アル部分ト他ノ部分ヲ分別シ得ルニ於テハ之ヲ分別スルコトアルヘシ

第三十一條 文書圖書ヲ出版シ因テ誹謗ノ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除ク外ノ裁判所ニ於テ專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告ハ二事實ノ證明ヲ得スコトヲ得若クハ證明シタルトキハ其ノ罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ

第三十二條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ自首減輕、〔再犯加重、懲罰供發〕ノ例ヲ用キス

第三十三條 此ノ法律ニ關スル公訴ノ時効ハ一年ヲ經過スルニ因テ成就ス

第三十四條 此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ其ノ記載ノ事項第二條ノ範圍外ニ涉ルトキハ内務大臣ハ此ノ法律ニ依リテ出版スルコトヲ差止ムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ一箇年ヲ經ルニ非サレバ更ニ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得ス

第三十五條 文書圖書ヲ印刷スルトキハ直ニ發賣額布セスト雖其ノ目的發賣額布ニ在ルモノハ總テコノ法律ニ依ル

第三十六條 本法ハ發賣額布ノ目的ヲ以テ善ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機械ニ書ノ寫調セラレタルモノニ之ヲ適用ス但シ著作者トアルハ吹込者トス

## 出版法施行規則

(昭和九年七月十八日)  
内務省令第十七號

出版關係法規及書式

第一條 文書圖書ヲ發行セントスル者ハ出版法第三條ノ規定ニ依リ製本ニ部ヲ添ヘ左ノ區別ニ從ヒ各列記事項ヲ記載シタル圖書ニ通リ内務大臣ニ差出スヘシ

出版 一 文書圖書ノ題號(全何冊(全何枚)) 二 著作ノ種類(例ハ著述(翻譯(編輯))) 三 著作ノ氏名及住所 四 翻譯物又ハ編輯物ニ在リテハ原著物又ハ各部著作物ノ題號及著作ノ氏名、演說若ハ講義ノ筆記ニ在リテハ演說者若ハ講義者ノ氏名

本樣式中著作權者ノ連署ニ代ヘ左ノ樣式ニ依ル出版承諾書ヲ添付スルモ差支ナシ

出版承諾書 一 文書圖書ノ題號(全何冊(全何枚)) 二 著作物ヲ何某(何會社)ノ出版スルコトヲ承諾致候也

一一七四

第二條 出版法ニ添付スヘキ製本及其ノ包裝ニハ表面見易キ場所ニ納本ト記載スヘシ

出版法第十條第一項但書ノ規定ニ依リ雜誌ノ出版手續者略ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ樣式ニ依リ圖書ニ通リ内務大臣ニ差出スヘシ

雜誌改題屆 一 舊題號 二 新題號 三 發行所ノ名稱及所在地 四 出版手續者略ノ許可年月日

雜誌掲載記事(編輯者、發行時期) 一 雜誌ノ題號 二 發行所ノ名稱及所在地 三 現在ノ掲載記事ノ種類(編輯者、發行時期、發行所、印刷所)

著書機「レコード」發行承諾書 一 著書機「レコード」ノ名稱及番號(番號ハ發行ノ順序ヲ表示スルモノタルコトヲ要ス)

著書機「レコード」發行屆 一 著書機「レコード」ノ名稱及番號(番號ハ發行ノ順序ヲ表示スルモノタルコトヲ要ス)

著書機「レコード」發行承諾書 一 著作物ノ題號及種類 二 著作物ノ氏名 三 著作物ノ著書機「レコード」ヲ何某(何會社)ノ發行スルコトヲ承諾致候也

著書機「レコード」ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ 一 著書機「レコード」ノ名稱及番號(番號ハ發行ノ順序ヲ表示スルモノタルコトヲ要ス)

出版關係法規及書式



機「レコード」ノ名稱及番號、内容ノ種類及種類別ニ發行所及製作所ノ名稱及所在地ヲ記載シタル圖書ニ通シテ之ヲ代フルコトヲ得ルヲ内務大臣ニ差出スヘシ

豫約出版法

(明治四十三年四月十六日)

第一條 代金ノ全部又ハ一部ヲ前收シテ文書編纂ノ煩布ヲ豫約スル出版ニ對シテハ出版法ニ依ルノ外尙本法律ニ適用ス

ニハ第二條ニ依リテ届出ヲ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

承讓ス 第八條 保證金ニ對スル權利及義務ハ發行者變更ノ場合同ニテ承讓發行者ノ承讓ス

新聞紙法 (明治四十二年五月六日) 第一條 本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ種類ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メス

新聞紙法

(明治四十二年五月六日) 第一條 本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ種類ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メス

(第二書式)

豫約出版届出事項變更願 一 舊事項 一 新事項 右ハ何々ノ事由ニ因リ變更致度候ニ付御許可相成度此段及御届候也

(第三書式)

履行届 一 願號 右ハ年月日ヨリ豫約手續ニ着手致年 月日豫約者何名ニ對シ完全ニ義務ヲ履行仕候此段及御届候也

(第四書式)

發給願 (圖書二通) 一 願號 右ハ年月日豫約手續ニ着手致候處何回何々ノ事由ニ依リ發給度候候格別ノ御登願ヲ以テ御許可相成度別紙何々(寫)添付此段及御届候

豫約出版ニ關スル願屆書式

(第一書式)

豫約出版届(豫約着手十日以前二通) 一 願號 二 發行ノ年月日 三 著作ノ氏名 四 内容製本及紙數ノ概要 五 豫約定價及代金及前收方法 六 發行所及名稱 七 發行者ノ氏名生年月日

五 第一回發行ノ年月日

六 發行所及印刷所

七 持主ノ氏名、若シ法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名

八 發行人、編輯人及印刷人ノ氏名年齢但シ編輯人二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ノ氏名年齢

前項ノ届出ハ持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署シタル書面ヲ以テシテ第一回發行ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方官廳ニ提出スヘシ

第五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ事項ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ第四號若ハ第六號ノ事項又ハ持主、編輯人、印刷人ノ變更ハ變更前又ハ變更後七日以内ニ前條ノ手續ニ依リ發行人ヨリ之ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ但シ持主變更ノ届出ニハ死亡ニ依ル場合ノ外新持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署ヲ要ス

第六條 死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル發行人ノ權利及義務ヲ承継シタル發行人ハ其ノ發行人ト爲リタル日ヨリ七日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ前項ノ場合ノ外發行人ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 新聞紙ハ届出ヲ爲シタル發行時期又ハ發行停止ノ日ヨリ起算シテ百日間、三回發行ノ期間ヲ通シテ百日ヲ超ユル新聞紙ニ在リテハ三回發行ノ期間之ヲ發行セザルトキハ其ノ發行ヲ廢止シタルモノト爲ス

第八條 發行人若ハ編輯人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リ後任ノ發行人若ハ編輯人ヲ定メサル間又ハ發行人若ハ編輯人一箇月以上本法ヲ施行スル帝國領土外ニ旅行スル場合ニ於テハ假發行若ハ假編輯人ヲ設ケルニ非ザレハ新聞紙ノ發行ヲ爲スコトヲ得ス

發行人及編輯人ニ關スル本法ノ規定ハ假發行及假編輯人ニ之ヲ準用ス

第九條 編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ掲クタル者ニ之ヲ準用ス

一 編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者

二 掲載事項ニ署名シタル者

三 正誤書、辯駁書ノ事項ニ付テハ其ノ掲載ヲ請求シタル者

第十條 新聞紙ニハ發行人、編輯人、印刷人ノ氏名及發行所ヲ掲載スヘシ

第十一條 新聞紙ハ發行ト同時ニ内務省ニ二部、管轄地方官廳、地方裁判所檢察局及區裁判所檢察局ニ各一部ヲ納ムヘシ

第十二條 時事ニ關スル事項ヲ掲載スル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ保證トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非ザレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

一 東京市、大阪市及其ノ市外三里以内ノ地ニ於テハ二、人口七萬以上ノ市又ハ區及其ノ市又ハ區外一里以内ノ地ニ於テハ八千圓

三 其ノ他ノ地方ニ於テハ五百圓

前項ノ金額ハ一箇月三回以下發行スルモノニアリテハ其ノ額トス

保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十三條 保證金ニ對シテ權利及義務ハ發行人變更ノ場合ニ於テ後任發行人之ヲ承継スルモノトス

第十四條 保證金ハ發行ヲ廢止シタルトキニ非ザレハ其ノ還付ヲ請求シ又ハ其ノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得

但シ國稅徵收法及之ヲ準用スル法令ヲ適用シ又ハ名譽ニ對スル罪ニ因ル損害賠償ノ判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 保證金ヲ納ムル新聞紙ニ關シ發行人又ハ編輯人罰金又ハ刑事訴訟費用ノ擔當決定ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ完納セザルトキハ檢察官ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得

第十六條 保證金ハ其ノ關聯ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ填補スルニ非ザレハ其ノ新聞紙ヲ發行スルコトヲ得ス但シ關聯ヲ生シタル日ヨリ七日以内ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 新聞紙ニ掲載シタル事項ノ錯誤ニ付其ノ事項ニ關スル本人又ハ直接關係者ヨリ正誤又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載ヲ請求シタルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル後次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ正誤ヲ爲シ又ハ正誤書、辯駁書ノ全文ヲ掲載スヘシ

正誤、辯駁ハ原文ト同號ノ活字ヲ用フヘシ

正誤、辯駁ノ題旨法令ニ違反スルトキ又ハ請求者ノ氏名住所不明記セザルトキハ之ヲ掲載スルコトヲ要セス

第十八條 官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄録セシ事項ニシテ官報又ハ新聞紙ニ於テ正誤又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載シタルトキハ本人又ハ直接關係者ノ請求ナシト雖其ノ官報又ハ新聞紙ヲ得タル後前條ノ例ニ依リ正誤又ハ正誤書、辯駁書ヲ掲載スヘシ何シ科金ヲ要求スルコトヲ得ス

第十九條 新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫審ノ内

容其ノ他豫審ノ禁止メタル捜査又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ掲載スルコトヲ得ス

第二十條 新聞紙ハ官署、公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セザル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケシテ掲載スルコトヲ得ス會議書又ハ新聞紙ニシテ公ニセラレサルモノ亦同シ

第二十一條 新聞紙ハ犯罪ヲ煽動若ハ此此シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ誹謗若ハ教護シ又ハ刑事被告人ヲ陪審スルノ事項ヲ掲載スルコトヲ得ス

第二十二條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲナスモ實ヲ以テセス又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ填補スヘキ場合ニ於テ之ヲ納メ若ハ之ヲ填補セシメテ發行シタルトキハ正當ノ届出ヲ爲シ又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ填補スル迄管轄地方官廳ニ於テ新聞紙ノ發行ヲ廢止ムヘシ

第二十三條 内務大臣ハ新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ發賣及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ内務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ掲載ヲ禁止ムルコトヲ得

第二十四條 内務大臣ハ外國若ハ本法ヲ施行セザル帝國領土ニ於テ發行シタル新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ本法施行ノ地區内ニ於ケル發賣及頒布ヲ禁止シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

新聞紙ニ對シ一年以内ニ二回以上前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ其ノ新聞紙ヲ本法施行ノ區域内ニ輸入又ハ移入スルヲ禁止スルコトヲ得

第二十五條 前條二項ニ依リ禁止ノ命令ニ違反シテ輸入又ハ移入シタル新聞紙及第四十三條ニ依リ禁止ノ裁判ニ違反シテ發賣又ハ頒布スルノ目的ヲ以テ印刷シタル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

第二十六條 本法ニ依リ差押ヘタル新聞紙ニシテ二年以上其ノ差押ヲ解除セラレザルトキハ差押ヲ執行シタル行政官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條 陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項ノ掲載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二十八條 第二條ニ該當スル者ニシテ事實ヲ詐リ發行人又ハ編輯人ト爲リタルトキハ三月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第三條ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第四條乃至第六條ノ届出ヲ爲サス若ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ第四條第一項第一號、第四號乃至第六號ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行為ヲ爲シ又ハ第十一條ニ違反シタルトキハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 第四條第一項第二號又ハ第三號ニ關シ届出ノ事項ニ違反シタル行為ヲ爲シタルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十二條 第八條第一項ニ違反シタルトキハ發行人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ實際發行ヲ爲シタル者、其ノ他ノ場合ニ於テハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十三條 第十條ニ違反シ又ハ掲載ニ實ヲ以テセザルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料

第二處ス

第三十四條 第十二條第一項、第二項、第十六條ニ違反シ又ハ第二十二條ニ依リ禁止ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第十七條第一項、第二項又ハ第十八條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ私事ニ係ル場合ニ於テ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三十六條 第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第二十三條ニ依リ禁止若ハ禁止ノ命令、第二十四條ニ依リ禁止ノ命令、第四十三條ニ依リ禁止ノ裁判ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知りテ其ノ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五條ニ依リ差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第二十七條ニ依リ禁止又ハ制限ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルト

キハ發行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ懲罰及三百圓以下ノ罰金ニ處ス
第四十三條 第四十條乃至第四十二條ニ依リ處罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得
第四十四條 本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ
第四十五條 新聞紙ニ掲載シタル事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除ク外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス専ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルコトヲ許スコトヲ得若シテ其ノ證明ノ確立ヲ得タルトキハ其ノ行為ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ノ訴ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ル

新聞紙條例ハ之ヲ廢止ス
本法施行前ヨリ發行スル新聞紙ニシテ本法ノ規定ニ依リ保證金ニ關聯シ生ズルニ至リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ増補ヲ許ス
第二十六條ノ規定ハ本法施行前ノ差押ニ係ル新聞紙ニ之ヲ準用ス

新聞紙ニ關スル願屆書式

- 一 願屆 何々
二 掲載事項ノ種類 何々
三 時事ニ關スル事項掲載ノ有無(有、無)

發行時期 日利又ハ毎月何回(何日若クハ不定)
第一回發行年月日 何年何月何日
發行所所在地及名稱
何府何郡何村何番地 何々社
印刷所所在地及名稱 同上
持主氏名、原籍、居住地、生年月日
發行人 同上
編輯人 同上
十一 印刷人 同上
右ハ新聞紙法ニ據リ發行致シ候間(管轄廳ニ保證金何圓納置候條)此段及御届候也
年 月 日
發行人 氏 名
持主 氏 名
内務大臣宛

何新聞紙ノ種類變更届
一 現在ノ記事ノ種類
變更ノ記事ノ種類
右年月日ヨリ變更致候間此段御届申上候也(保證金ヲ納メス發行シタルモノヲ變更シテ保證金ヲ要スルモノト爲サントスルノ例ハ左ノ如シ)
右年月日ヨリ變更致候ニ付保證金何圓(若ハ有テ)管轄廳ヘ納置候間此段御届申上候也
年 月 日
發行人 氏 名
編輯人 氏 名
印刷人 氏 名
内務大臣宛

何新聞紙發行人變更届
舊發行人 氏 名
原籍及居住ノ地
新發行人 氏 名
右舊發行人何年何月何日死去(法律上致格ヲ失ヒ)候ニ付(何誰假發行人ノ名義ヲ以テ引續發行致居候條)年月日ヨリ右ノ通り變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
舊發行人 氏 名
(發行人死亡シタルトキハ其親族連署ス)
假發行人アリタルトキハ連署ス
原籍及居住ノ地
新發行人 氏 名
内務大臣宛

何新聞紙編輯人(印刷人)變更届
舊編輯人(舊印刷人) 氏 名
原籍及居住ノ地
新編輯人(新印刷人) 氏 名
右ノ通り年月日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
舊編輯人(舊印刷人) 氏 名
新編輯人(新印刷人) 氏 名
内務大臣宛

發行人
氏 名
内務大臣宛
何新聞紙發行時期變更届
一 舊發行ノ時期
新發行ノ時期
右ノ通り年月日ヨリ變更致候間此段御届申上候也
年 月 日
發行人 氏 名
内務大臣宛

保證金ニ充ツヘキ有價證券
(明治四十三年四月)
(内務省令第十五號)
新聞紙法第十二條第三項及豫約出版法第四條第二項ニ依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充ツルコトヲ得ル有價證券ノ種類左ノ如シ

納本ニ就テノ注意
○新聞紙法ニ據リ發行スルモノハ發行ト同時ニ左記ニ納本ヲ要ス
一 國債證券
二 勸業債券
三 日本興業銀行債券
前項各證券ノ價格ハ國債證券ヲ除クノ外各地方ニ於ケル前月ノ平均市場價格ノ十分ノ八ノ額トス但シ取引所ナキ地方ニ在リテハ最近取引所ニ於ケル取引價格ニ依ル

納本 有ハ有價證券、無價證券、新聞紙、ナラハ無
納本 新有
納本 新無

著作權法

(明治三十三年三月四日)

改正 明治四三年法律第六三號、大正九年法律第六〇號、昭和六年法律第六四號、昭和九年法律第四八號

第一章 著作者ノ權利

第一條 文書演述圖畫建築彫刻模型寫真演奏歌唱其ノ他文學藝術若ハ美術(音樂ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有ス(明治四三年法律第六三號、大正九年同第六〇號、昭和六年同第六四號ヲ以テ本項中改正)

著作ノ名義ヲ以テ發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續スル第七條 著作權者原著作物發行ノトキヨリ十年内ニ其ノ翻譯物ヲ發行セザルトキハ其ノ翻譯權ハ消滅ス

著作權者其ノ實名ノ登錄ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス 第十三條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權ハ各著作者ノ分擔シタル部分明瞭ナラサル場合ニ於テ著作者中ニ其ノ發行又ハ興行ヲ拒ム者アルトキハ他

著作權法

(明治三十三年三月四日)

改正 明治四三年法律第六三號、大正九年法律第六〇號、昭和六年法律第六四號、昭和九年法律第四八號

第一章 著作者ノ權利

第一條 文書演述圖畫建築彫刻模型寫真演奏歌唱其ノ他文學藝術若ハ美術(音樂ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有ス(明治四三年法律第六三號、大正九年同第六〇號、昭和六年同第六四號ヲ以テ本項中改正)

著者ノ死後ハ著作權ノ消滅シタル後ト雖モ其ノ著作物ニ改竄其ノ他ノ變更ヲ加ヘテ著作物ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題號ヲ改メ若ハ著作物ノ氏名消滅ヲ變更若ハ隱匿スルコトヲ得ス

著者ノ死後ハ著作權ノ消滅シタル後ト雖モ其ノ著作物ニ改竄其ノ他ノ變更ヲ加ヘテ著作物ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題號ヲ改メ若ハ著作物ノ氏名消滅ヲ變更若ハ隱匿スルコトヲ得ス

ノ制限ニ從フ

第二十四條 文學學術ノ著作物中ニ挿入シタル寫眞ニシテ特ニ其ノ著作物ノ爲ニ著作シ又ハ著作セシメタルモノナルトキハ其ノ著作權ハ文學學術ノ著作物ノ著作權ニ屬シ其ノ著作權ト同一ノ期間内ニ續ス

第二十五條 他人ノ寫眞ニ依リ著作シタル寫眞肖像ノ著作權ハ其ノ寫眞者ニ屬ス

第二十六條 寫眞ニ關スル規定ハ寫眞術ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ニ準用ス

第二十七條 著作權者ノ不明ナル著作物ニシテ未タ發行又ハ發行セザルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ發行又ハ發行スルコトヲ得

著作權者ノ居所不明ナル場合其ノ他命令ノ定ムル事由ニ因リ著作權者ト認テスルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ定ムル相當ノ價金ヲ供託シテ其ノ著作物ヲ發行又ハ發行スルコトヲ得(昭和九年法律第四八號ヲ以テ本項追加)

前項ノ價金ノ額ニ付異議アル者ハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得(同上)

第二十八條 外國人ノ著作權ニ付テハ條約ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外本法ノ規定ヲ適用ス但シ著作權保護ニ關シ條約ニ規定ナキ場合ニハ帝國ニ於テ始メテ其ノ著作物ヲ發行シタル者ニ限リ本法ノ保護ヲ享ス

第二章 出版權

權ヲ設定スルコトヲ得(昭和九年法律第四八號ヲ以テ追加)

\* 第二十八條ノ三 出版權者ハ設定行爲ノ定ムル所ニ依リ出版權ノ目的タル著作物ヲ原形ノ儘印刷術其ノ他ノ機械的又ハ化學的方法ニ依リ文書又ハ圖畫トシテ複製シ之ヲ發賣頒布スルノ權利ヲ專有ス但シ著作權者タル著作物ノ死亡シタルトキ又ハ設定行爲ニ別段ノ定ナキ場合ニ於テ出版權ノ設定アリタル後三年ヲ経過シタルトキハ著作權者ハ著作物ヲ全量其ノ他ノ編輯物ニ複製シ又ハ全量其ノ他ノ編輯物ノ一部ヲ分離シテ別途ニ之ヲ出版スルコトヲ妨ケス(同上)

\* 第二十八條ノ四 出版權ハ設定行爲ニ別段ノ定ナキトキハ其ノ設定アリタルトキヨリ三年間存続ス(同上)

\* 第二十八條ノ五 出版權者ハ出版權ノ設定アリタルトキヨリ三月以内ニ著作物ヲ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

出版權者カ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作權者ハ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得(同上)

\* 第二十八條ノ六 出版權者ハ著作物ヲ編輯シテ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

出版權者カ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作權者ハ三月以上ノ期間ヲ定メテ其ノ履行ヲ催告シ其ノ期間内ニ履行ナキトキハ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得(同上)

\* 第二十八條ノ七 著作權者ハ出版權者カ著作物ノ各版ノ複製ヲ完了スルニ至ル迄其ノ著作物ニ正當ノ範圍内ニ於テ修正増減ヲ加フルコトヲ得

出版權者カ著作物ヲ再版スル場合ニ於テハ其ノ程度豫メ著作權者ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス(同上)

\* 第二十八條ノ八 著作權者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絶スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得(同上)

\* 第二十八條ノ九 出版權ハ著作權者ノ同意ヲ得テ其ノ讓渡又ハ買入ヲ爲スコトヲ得(同上)

\* 第二十八條ノ十 出版權ノ得喪、變更及買入ハ其ノ登錄ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十六條ノ規定ハ出版權ノ登錄ニ付テハ準用ス(同上)

\* 第二十八條ノ十一 出版權ノ侵害ニ付テハ本法中第三十四條及第三十六條ノ二ノ規定ヲ除ク外他條ノ規定ヲ準用ス(同上)

第三章 偽作

(昭和九年法律第四八號ヲ以テ改正)

第二十九條 著作權ヲ侵害シタル者ハ偽作者トシ本法ニ規定シタルモノノ外民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責任ヲ負ス

第三十條 既ニ發行シタル著作物ノ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

第一 發行スルノ意思ナク且機械的又ハ化學的方法ニ依ラズシテ複製スルコト

第二 自己ノ著作物中ニ正當ノ範圍内ニ於テ前條引用スルコト

へ又ハ其ノ發行ヲ禁止ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ偽作ニ非サル旨ノ判決確定シタルトキハ申請者ハ禁止又ハ差押ヨリ生シタル損害ヲ賠償スルノ責任ヲ負ス

第三十六條ノ二 第十八條ノ規定ニ違反シタル行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者タルコトヲ確信シ又ハ訂正其ノ他其ノ聲望名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求シ及民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ損害ヲ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第三十七條ノ規定ニ違反シタル者ヲ爲シタル者ニ對シテハ著作權者タルコトヲ確信シ又ハ訂正其ノ他其ノ聲望名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ民事訴訟ニ付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス(昭和九年法律第六四號ヲ以テ追加)

\* 第三十六條ノ三 本法ノ規定ニ依ル登錄、第二十二條ノ五第二項若ハ第二十七條第二項ノ規定ニ依ル價金ノ額又ハ著作權ニ關スル一般的事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ジ又ハ此等ノ事項ニ付調査審議スル爲著作權審議會ヲ置ク

著作權審議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和九年法律第四八號ヲ以テ追加)

第三 普通教育上ノ修身書及讀本ノ目的ニ供スル爲ニ正當ノ範圍内ニ於テ複製權ヲ得ルコト

第四 文學學術ノ著作物ノ文句ヲ自己ノ著作シタル脚本ニ挿入シ又ハ樂譜ニ充用スルコト

第五 文學學術ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ美術上ノ著作物ヲ挿入シ又ハ美術上ノ著作物ヲ説明スルノ材料トシテ文學學術ノ著作物ヲ挿入スルコト

第六 圖書ヲ彫刻物模造ニ作リ又ハ彫刻物模造ヲ圖書ニ作ルコト

第七 脚本又ハ樂譜ヲ収益ノ目的トセ且出版者カ報酬ヲ受ケザル興行ノ用ニ供シ又ハ其ノ興行ヲ放送スルコト(昭和九年法律第四八號ヲ以テ本項追加)

第八 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ著作物ノ適法ニ寫調セラレタルモノヲ興行又ハ放送ノ用ニ供スルコト(同上)

第九 專ラ官廳ノ用ニ供スル爲複製スルコト(同上)

本條ノ場合ニ於テハ其ノ出所ヲ明示スルコトヲ要ス

第三十一條 帝國ニ於テ發賣頒布スルノ目的ヲ以テ偽作物ヲ輸入スル者ハ偽作者ト看做ス

第三十二條 練習用ノ爲ニ著作シタル問題ノ解答書ヲ發行スル者ハ偽作者ト看做ス

\* 第三十二條ノ二(明治四三年法律第六三號ヲ以テ追加、昭和六年同第六四號、昭和九年同第四八號ヲ以テ削除)

\* 第三十二條ノ三(大正九年法律第六〇號ヲ以テ追加、昭和九年同第四八號ヲ以テ削除)

第三十三條 善意ニシテ且過失ナク偽作ヲ爲シテ利益ヲ受ケ之カ爲ニ他人ニ損失ヲ及ボシタル者ハ其ノ利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スル義務ヲ負フ

第三十四條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權者ハ偽作ニ對シテ他ノ著作權者ノ同意ナクシテ告訴ヲ爲シ及自己ノ特分ニ對シテ損害ヲ賠償ヲ請求シ又ハ自己ノ特分ニ應ジテ前條ノ利益ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三十五條 偽作ニ對シ民事訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ既ニ發行シタル著作物ニ於テ其ノ著作權者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ著作權者ト推定ス無名又ハ變名著作物ニ於テハ其ノ著作權者ト推定スルコトヲ得

未タ發行セザル脚本、樂譜及活動寫眞術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ興行ニ關シテハ其ノ興行ニ著作權者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス(昭和六年法律第六四號ヲ以テ本項中改正)

著作權者ノ氏名ヲ顯ハサザルトキハ其ノ興行者ヲ以テ其ノ著作權者ト推定ス

\* 第十五條第三項ノ規定ニ依リ著作年月日ノ登錄ヲ受ケタル著作物ニ在リテハ其ノ年月日ヲ以テ著作年月日ト推定ス(昭和九年法律第四八號ヲ以テ本項追加)

第三十六條 偽作ニ關シ民事訴訟又ハ刑事訴訟ニ依リ保證ヲ立テシメ又ハ立テシメシテ假ニ偽作ノ疑アル著作物ノ發賣頒布ヲ禁止セ若ハ之ヲ差押

第四 罰則

(昭和九年法律第四八號ヲ以テ改正)

第三十七條 偽作ヲ爲シタル者及偽作ヲ知テ偽作物ヲ發賣シ又ハ頒布シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第十八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十

第三十九條 第二項、第二十條ノ二及第三十條第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セスシテ複製シタル者第三十條第四項ノ規定ニ違反シタル者八百圓以下ノ罰金ニ處ス(明治四三年法律第六三號、昭和六年同第六四號ヲ以テ本條中改正)

第四十條 著作權ニ非サル者ノ氏名ヲ附シテ著作物ヲ發行シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 (明治四三年法律第六三號ヲ以テ全條改正、昭和六年同第六四號ヲ以テ削除)

第四十二條 虛偽ノ登錄ヲ受ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス(明治四三年法律第六三號ヲ以テ本條中改正)

第四十三條 偽作物及専ラ偽作物ノ用ニ供シタル器械器具ハ偽作物、印刷者、發賣者及頒布者ノ所有ニ在ル場合ニ限リ之ヲ沒收ス

第四十四條 本章ニ規定シタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス但シ第三十八條ノ場合ニ於テ著作物ノ死亡シタルトキ第四十條乃至第四十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條 本章ノ罪ニ對スル公訴ノ時効ハ二年ヲ經過スルニ因リテ完成ス

第五章 附則

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十二年勅令第三百十三號ヲ以テ同年七月十五日ヨリ施行)

明治二十六年法律第十六號廢權法明治二十年勅令

著作權法ノ施行ニ關スル件

(昭和十年七月九日勅令第九十九號)

同法ニ左ノ一條ヲ加フ(第十條ノ二別掲)

第一條 內務省ニ著作權簿ヲ備ヘ著作權法及之ニ基キテ發スル命令ニ依ル登錄事項ヲ登錄ス

第二條 著作權法第二十二條ノ五第二項ノ規定ニ依リ著作權者トシテ登錄ハサル著作物ヲ放送セントスル場合ハ內務大臣ノ裁定ヲ受ケヘシ同法第二十七條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ著作物ヲ發行又ハ發行セントスル場合亦同シ

第三條 內務大臣第一條ノ登錄ヲ爲シ又ハ前條ノ裁定ヲ爲サントス場合ニ於テ關係者朝鮮ニ住所ヲ有スルトキハ朝鮮總督ニ、臺灣ニ住所ヲ有スルトキハ臺灣總督ニ豫メ協議スヘシ

第四條 著作權簿ノ種類及様式、登錄手續其ノ他第一條ノ登錄ニ關シ必要ナル事項又ハ第二條ノ裁定ニ關スル手續ハ內務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

著作權審查會官制

(昭和十年七月九日勅令第九十九號)

第一條 著作權審查會ハ內務大臣ノ監督ニ應ジ著作權法ノ規定ニ依ル登錄、同法第二十二條ノ五第二

著作權法施行規則

(昭和六年七月二十八日內務省令第十八號)

項若ハ第二十七條第二項ノ規定ニ依ル罰金ノ額又ハ著作ニ關スル一般ノ事項ニ付內務大臣ノ諮問ニ應ジ又ハ此等ノ事項ニ付調査審議ス

第二條 審查會ハ會長一人及委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項委員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ內務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ關係高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ內務大臣ノ指名スル委員ノ職務ヲ代理ス

第六條 審查會ニ幹事ヲ置ク內務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第七條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ職務ヲ整理ス

第八條 審查會ニ書記ヲ置ク內務大臣之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ職務ニ從事ス

附則

本令ハ昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

改正 昭和一〇年内務省令第四六號

第一章 著作ニ關スル登錄

第一條 (昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ改正) 著作ニ關スル登錄ハ左ニ掲グル事項ニ付之ヲ爲ス(昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ全條改正)

一 著作權ノ移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅

二 無名又ハ變名ヲ以テ發行又ハ發行シタル著作物ニ關シ著作權ノ實名

三 著作ノ年月日

四 出版權及之ヲ目的トスル質權ノ設定、移轉、變更、處分ノ制限又ハ消滅

第五條ノ二 假登錄ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス(同上)

一 登錄ノ申請ニ必要ナル手續上ノ條件ガ具備セサルトキ

二 前條第一號及第四號ニ掲グル權利ノ設定、移轉、變更又ハ消滅ノ請求權ヲ保全セントスルトシテ其ノ請求權ハ始期付又ハ停止條件付ナルコト其ノ他將來ニ於テ確定スヘキモノナルコトヲ妨ケス

第六條ノ三 著作權簿ハ著作權登錄簿及出版權登錄簿ノ二種トシ著作權登錄簿ニハ第一條第一號乃至第三號ノ事項ヲ登錄シ出版權登錄簿ニハ第一條第四號ノ事項ヲ登錄ス

第七條ノ二 其ノ記載ニ關スル手續ハ別ニ之

定行爲二別段ノ定ナキトキハ其ノ旨)  
 五 著作權法第二十八條ノ五第一項但書ノ特約  
 (若シ設定行爲二別段ノ定ナキトキハ其ノ旨)  
 六 著作權法第二十八條ノ六第一項但書ノ特約  
 (若シ設定行爲二別段ノ定ナキトキハ其ノ旨)  
 \* 第二條ノ四 著作權又ハ出版權ノ一部移轉又ハ制限  
 附移轉ノ登錄ヲ申請スル場合ニ在リテハ移轉スヘ  
 キ權利ノ部分又ハ制限ヲ登錄申請書ニ記載スヘシ  
 著作權若ハ出版權又ハ此等ノ目的トスル質權ノ家  
 屬人カ多數ナル場合ニ於テ登錄原因ニ特分ノ定  
 ルトキハ其ノ特分ニ付亦同シ(同上)  
 \* 第二條ノ五 信託ノ登錄ノ申請書ニハ第二條ノ二  
 掲タル事項ノ外尙左ニ掲タル事項ヲ記載スヘシ  
 (同上)  
 一 委託者、受託者、受益者及信託管理人ノ氏名  
 及住所若シ委託者、受託者、受益者又ハ信託管  
 理人カ外國人ナルトキハ尙其ノ國籍  
 二 信託ノ目的  
 三 信託財産ノ管理方法  
 四 信託終了ノ事由  
 五 其ノ他信託ノ條項  
 \* 第三條 實名ノ登錄ノ申請書ニハ第二條ノ二ニ掲  
 ル事項ノ外尙左ニ掲タル事項ヲ記載スヘシ(同上)  
 一 著作權者ノ氏名(若シ著作權者ナキトキハ其  
 ノ旨)  
 二 著作權ノ實名及住所若シ著作權者カ外國人ナル  
 トキハ尙其ノ國籍  
 三 發行者又ハ興行者ノ氏名及住所若シ發行者又  
 ハ興行者カ外國人ナルトキハ尙其ノ國籍  
 \* 第四條 著作年月日ノ登錄ノ申請書ニハ第二條ノ二

ニ掲タル事項ノ外尙左ニ掲タル事項ヲ記載スヘシ  
 (同上)  
 一 著作ノ年月日  
 二 著作權者ノ氏名及住所(若シ著作權者ナキト  
 キハ其ノ旨)  
 \* 第五條 登錄ノ申請書ニハ左ニ掲タル事項ヲ記載シ  
 タル著作物ノ明細書ヲ添付スヘシ(同上)  
 一 著作物ノ題號  
 二 著作權者ノ氏名若シ著作權者カ外國人ナルトキハ  
 尙其ノ國籍  
 三 既に發行又ハ興行シタル著作物ニ關シ登錄ノ  
 申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ著作物ヲ初テ發行又  
 ハ興行シタル際顯ハシタル著作權者ノ實名又ハ變  
 名(若シ無名著作物ナルトキハ其ノ旨)  
 四 著作ノ年月日若シ外國人ノ著作シタル著作物  
 ニ關シ登錄ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ尙著作  
 物ヲ初テ發行シタル國名  
 五 著作物ヲ初テ發行又ハ興行シタル年月日(若  
 シ未ダ發行又ハ興行ヲ爲ササルモノトナルトキ  
 ハ其ノ旨)  
 六 著作物ノ題號及内容又ハ體裁若シ著作物ノ體  
 裁ヲ明瞭ナラシムルノ必要ナルトキハ其ノ圖面  
 寫眞等ヲ添付スヘシ  
 七 著作權ノ付託既ニ登錄ヲ受ケタルコトアルトキ  
 ハ前登錄ノ年月日及登錄番號  
 \* 第六條 左ノ場合ニ於テハ其ノ事實ヲ記スルニ足ル  
 ルキ戸籍又ハ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ登錄申請書  
 ニ添付スヘシ  
 一 登錄原因カ相續其ノ他ノ一般承繼ナル場合  
 二 申請人タルヘキ者ノ相續人其ノ他ノ一般承繼

人ニ於テ登錄ヲ申請スル場合  
 三 登錄名義人ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登錄ヲ申  
 請スル場合  
 第七條 登録稅法施行規則第四條第一項ノ場合ニ於  
 テ既に登記所又ハ登錄官廳ニ於テ登記又ハ登錄ヲ  
 受ケタルコトアルトキハ登錄申請書ニ其ノ登記所  
 又ハ登錄官廳ノ交付シタル登録稅ノ受領證ヲ添附  
 スヘシ  
 第八條 登錄ノ變更、更正若ハ抹消又ハ抹消シタル  
 登録ノ回復ヲ申請スル場合ニ於テ登録上利害關係  
 有スル者アルトキハ登録申請書ニ其ノ承諾書又  
 ハ其ノ者ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ添  
 附スヘシ  
 \* 第九條 内務大臣ハ登錄ヲ完了シタルトキハ官報ニ  
 公告シ且申請人ニ通知ス(昭和一〇年内務省令第  
 四六號ヲ以テ全條改正)  
 \* 第十條 登録ヲ完了シタル後其ノ登録ニ付附屬又ハ  
 遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遺漏ナク其ノ旨  
 ヲ登錄權利者及登錄義務者ニ通知ス  
 前項ノ場合ニ於テ登録ノ錯誤又ハ遺漏力登錄官廳  
 ノ過誤ニ出テタルトキハ登録上利害關係有スル  
 第三者アル場合ヲ除クノ外遺漏ナク其ノ登錄ノ更  
 正ヲ爲シ其ノ旨ヲ登錄權利者及登錄義務者ニ通知  
 ス(同上)  
 第十一條 登録稅法施行規則第四條第一項ノ規定ニ  
 依リ登録稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ既に登記又ハ  
 登録ヲ申請スヘキ登記所又ハ登錄官廳ノ數ニ應ジ  
 課稅價額ヲ記載シタル登録稅ノ受領證ヲ申請人ニ  
 交付スルモノトス但シ二通以上ノ受領證ヲ交付ス  
 ルトキハ各通ニ番號ヲ附ス

第十二條 何人ト雖モ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付  
 シテ登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又ハ利  
 害ノ關係アル部分ニ關シ登録簿若ハ其ノ附屬書類  
 ノ閲覧ヲ申請スルコトヲ得  
 一 登録簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付  
 用紙一枚ニ付(一枚ニ滿チサルモノト雖)金三十圓  
 二 登録簿又ハ其ノ附屬書類ノ閲覧 金三十圓  
 前項ノ手数料ハ申請書ニ收入印紙ヲ貼附シテ之ヲ  
 納付スヘシ  
 第十三條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項  
 ヲ記載シ且記名捺印シタル申請書ヲ内務大臣ニ差  
 出スヘシ  
 一 著作物ノ題號及著作權者ノ氏名  
 二 登録ノ年月日及登録番號  
 三 手数料ノ金額  
 四 申請ノ年月日  
 第十四條 登録簿ノ抄本ノ交付ヲ申請スル場合ニ於  
 テハ其ノ申請書ニ抄本ノ交付ヲ申請スル部分ヲ記  
 載スヘシ  
 \* 第二章 著作權者トノ協議  
 調ハザル著作物ノ放送  
 (昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ改正)  
 \* 第十五條 著作權法第二十二條ノ五第二項ノ規定ニ  
 依リ放送無線電話施設者カ著作權者トノ協議調ハ  
 サル著作物ヲ放送セントストキハ左ノ事項ヲ記  
 載シタル申請書ヲ内務大臣ニ差出シ載定ヲ求ムヘ  
 シ(昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ本項中改

正)  
 一 著作物ノ題號及著作權者ノ氏名又ハ外國人ナル  
 トキハ其ノ國籍  
 二 著作物ノ種類及内容  
 三 著作物ノ發行又ハ興行ノ年月日  
 四 著作權者ノ氏名及住所若シ著作權者カ外國人ナ  
 ルトキハ尙其ノ國籍(昭和一〇年内務省令第四  
 六號ヲ以テ本條中改正)  
 五 放送ノ日時及場所  
 六 價金ノ見積金額及其ノ算定基準  
 七 放送ノ必要トスル事由  
 八 著作權者トノ協議調ハサル事由  
 前項ノ申請書ニハ著作權者ノ意見書ヲ添付スルコ  
 トヲ要ス若シ之ヲ添付スルコト能ハサルトキハ申  
 請書ニ其ノ事由ヲ附記スヘシ  
 第十六條 内務大臣カ前條ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定  
 ヲ爲ス場合ニ於テハ價金ニ付テモ之カ決定ヲ爲ス  
 モノトス  
 \* 第十六條ノ二 内務大臣カ第十五條第一項ノ裁定ヲ  
 爲ス場合ニ於テハ著作權審議會ニ諮問ス(昭和一  
 〇年内務省令第四六號ヲ以テ追加)  
 第十七條 内務大臣カ第十五條ノ申請ヲ認ムル旨ノ  
 裁定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ著作權者ニ通知ス  
 前項ノ通知書ニハ著作物ノ題號及著作權者ノ氏名、  
 放送ノ日時及場所又ハ決定シタル價金ノ額ヲ記載  
 スルモノトス  
 第十八條 第十五條ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ受ケ  
 タル後放送無線電話施設者カ放送ノ日時又ハ場所  
 ヲ變更セントストキハ豫メ其ノ旨ヲ内務大臣ニ  
 届出テ且著作權者ニ通知スヘシ

\* 第三章 著作權者ト協議スルコト  
 能ハザル著作物ノ發行又ハ興行  
 (昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ改正)  
 \* 第十九條 著作權法第二十七條第一項ノ規定ニ依リ  
 著作物ヲ發行又ハ興行セントストキハ左ノ事項ヲ  
 記載シタル申請書ヲ内務大臣ニ差出シ載定ヲ求ム  
 ヘシ(昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ全條改  
 正)  
 一 著作物ノ題號及著作物ノ實名又ハ變名(若シ  
 無名著作物ナルトキハ其ノ旨)  
 二 著作物ノ種類及内容  
 三 著作物ノ發行又ハ興行ノ日時及方法  
 四 著作權者ノ不明ナル事由  
 \* 第二十條 左ノ各號ニ掲タル事由ニ因リ著作權者ト  
 協議スルコト能ハサルトキハ内務大臣ノ裁定ヲ受  
 ケ著作權法第二十七條第二項ノ規定ニ依リ其ノ著  
 作物ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得(同上)  
 一 著作權者ノ居所不明ナルトキ  
 二 著作ニ關スル登録ナキニ因リ著作權者ノ何人  
 ナリヤヲ確認シ得サルトキ  
 三 著作權者カ帝國内ニ居所有セズ且帝國内ニ  
 於ケル其ノ代理人不明ナルトキ  
 \* 第二十一條 前條ノ裁定ヲ受ケントスル者ハ左ノ事  
 項ヲ記載シタル申請書ヲ内務大臣ニ差出シ載定ヲ  
 求ムヘシ(昭和一〇年内務省令第四六號ヲ以テ追  
 加)  
 一 著作物ノ題號及著作權者ノ氏名若シ著作權者カ外  
 國人ナルトキハ尙其ノ國籍  
 二 著作物ノ種類及内容

三 著作物ノ發行又ハ興行ノ日時及方法  
 四 價金ノ見積金額及其ノ算定基準  
 五 著作權者ト協議スルコト能ハサル事由  
 前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ著作權者ト協議スルコト能ハサル事由ヲ書面又ハ口頭ヲ以テ説明スヘシ

●第二十二條 内務大臣カ前條第一項ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ爲ス場合ニ於テハ價金ニ付テモ之カ決定ヲ爲スモノトス(同上)  
 ●第二十三條 内務大臣カ第十九條又ハ第二十一條第一項ノ裁定ヲ爲ス場合ニ於テハ著作權審査會ニ諮問ス(同上)  
 ●第二十四條 内務大臣カ第二十一條第一項ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ニ公告ス  
 前項ノ公告ニハ著作物ノ題號及著作者ノ氏名、發行又ハ興行ノ日時及方法、發行又ハ興行セントスル者ノ氏名及住所並ニ決定シタル價金ノ額ヲ記載スルモノトス(同上)  
 ●第二十五條 第十九條又ハ第二十一條第一項ノ申請ヲ認ムル旨ノ裁定ヲ受ケタル後申請人カ發行又ハ興行ノ日時又ハ方法ヲ變更セントスルトキハ更ニ内務大臣ノ裁定ヲ受ケタルコトヲ要ス(同上)

附 則

本則ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 左ノ省令ハ之ヲ廢止ス  
 明治三十二年内務省令第二十七號(著作權者不明ノ著作物ニ關スル件)  
 明治四十三年内務省令第二十三號(著作權ニ關スル登録手續)

本則施行ノ際ニ關スル登録ニ關スル處分及手續ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル  
 前項ノ規定ニ依リ爲シタル登録ニ關スル處分及手續ハ本則ニ依リ爲シタルモノト看做ス

\*附 則

(昭和十年内務省令第四六號附則)  
 本令ハ昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス  
 本令施行ノ際ニ關シテ登録ニ關スル處分及手續ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル  
 前項ノ規定ニ依リ爲シタル登録ニ關スル處分及手續ハ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

登録稅法 (抄錄)

第十條 著作權ニ關シ登録ヲ受ケルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ  
 一 著作權ノ移轉 每一件 金一圓  
 二 著作權ヲ目的トスル質權ノ設定 每一件 金五圓  
 三 前號ノ權利ノ移轉 每一件 金五十圓  
 四 無名又ハ變名著作物ノ著作者ノ實名登録 每一件 金二圓  
 四ノ二 信託ノ登録 每一件 金一圓  
 四ノ三 滯納處分以外ノ原因ニ因リ第一號及第二號ノ權利ノ移轉 每一件 金五十圓  
 五 信託ノ登録 每一件 金一圓  
 六 滯納處分以外ノ原因ニ因リ第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四  
 七 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金五十圓  
 八 假登録 每一件 金五十圓  
 九 登録ノ更正、變更又ハ抹消每一件 金二十圓

● 權利ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四  
 (昭和九年法律第四八號ヲ以テ本號追加)  
 ● 四ノ四 著作年月日ノ登録 每一件 金一圓  
 ● 四ノ五 抹消シタル登録ノ回復每一件 金五十圓 (同上)  
 ● 四ノ六 假登録 每一件 金五十圓 (同上)  
 ● 五 登録ノ更正、變更又ハ抹消每一件 金二十圓  
 債權金額ニ因リ課程額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス  
 ● 第十條ノ二 出版權ニ關シ登録ヲ受ケルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ(昭和九年法律第四八號ヲ以テ追加)  
 一 出版權ノ設定 每一件 金十圓  
 二 出版權ノ移轉 每一件 金一圓  
 三 出版權ヲ目的トスル質權ノ設定 每一件 金五圓  
 四 前號ノ權利ノ移轉 債權金額 千分ノ五・五  
 五 信託ノ登録 每一件 金一圓  
 六 滯納處分以外ノ原因ニ因リ第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四  
 七 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金五十圓  
 八 假登録 每一件 金五十圓  
 九 登録ノ更正、變更又ハ抹消每一件 金二十圓

著作權ニ關スル登録申請書々々式

(1) 著作權相續登録申請書

著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數  
 何々々 全何冊(箇、枚)  
 著作權ノ相續アリタル年月日  
 何年何月何日相續  
 被相續人ノ氏名  
 何 某(外國人ナ  
 ルトキハ 國籍何國)  
 住所 何府縣何郡市何町村何番地  
 登錄稅ノ金額 (債權金額)  
 金何圓也  
 右著作權相續登録相續度 著作權ノ明細書及戶籍簿(抄)本相續此段及申請候也  
 年月日  
 右申請人 何 某

内務大臣宛  
 (著作權法施行規則第一條第二號ノ書式)

(2) 著作權讓渡(著作權ヲ目的トスル質權設定)登録申請書

出版關係法規及書式

著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數

何々々 全何冊(箇、枚)  
 著作權讓渡(著作權ヲ目的トスル質權設定)アリタル年月日  
 何年何月何日讓渡(質權設定)  
 讓渡人(質權設定者)氏名及住所  
 何 某(外國人ナ  
 ルトキハ 國籍何國)  
 住所 何府縣何郡市何町村何番地  
 讓渡人(質權者)氏名及住所  
 何 某(外國人ナ  
 ルトキハ 國籍何國)  
 住所 何府縣何郡市何町村何番地  
 登錄稅ノ金額 (債權金額)  
 金何圓也 (債權金額ナシ、著作權ノ價格金何圓也)  
 右著作權讓渡(著作權ヲ目的トスル質權設定)登録相續度著作物ノ明細書(讓渡人又ハ質權者ノミ)讓渡人(質權設定者)ノ承諾書(裁判ノ謄本、登記簿ノ謄本等)相續此段及申請候也  
 年月日  
 右申請人 何 某

内務大臣宛  
 (著作權法施行規則第一條第三號ノ書式)

(3) 著作權ヲ目的トスル質權相續登録申請書

著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數

何々々 全何冊(箇、枚)  
 著作權ヲ目的トスル質權設定登録ノ年月日及登錄書號  
 何年何月何日第何號  
 質權ノ相續アリタル年月日  
 何年何月何日相續  
 被相續人ノ氏名  
 何 某(外國人ナ  
 ルトキハ 國籍何國)  
 相續人氏名住所  
 何 某(外國人ナ  
 ルトキハ 國籍何國)  
 住所 何府縣何郡市何町村何番地  
 登錄稅ノ金額  
 金何圓也  
 右著作權ヲ目的トスル質權相續登録相續度戶籍簿(抄)本相續此段及申請候也  
 年月日  
 右申請人 何 某

内務大臣宛  
 (著作權法施行規則第一條第四號ノ書式)

(4) 著作權ヲ目的トスル質權讓渡登録申請書



實權譲渡アリタル年月日  
何年月何日譲渡

實權譲渡人ノ氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國)  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
實權譲受人ノ氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國)  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
登録税ノ金額  
金何圓也

右著作權ヲ目的トスル買權ノ譲渡登録相成度(譲渡人ノ記名捺印 譲渡人ノ承諾書、裁判ノ謄本)「登記簿謄本」相添)此段及申請候也  
年月日

右申請人 何 某印  
譲渡人 何 某印  
譲受人 何 某印

内務大臣宛  
(著作權法施行規則第一條第五號ノ書式)

(5)著作權ノ信託登録申請書

著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數  
何 某 全何冊(箇、枚)  
著作權ノ信託アリタル年月日  
何年月何日信託  
委託者氏名及住所

何 某(外國人ナ 國籍何國)  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
受託者氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國)  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
受益者氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國)  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
信託管理人氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國)  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
信託ノ目的  
何 某  
信託財產ノ管理方法  
何 某  
信託終了ノ事由  
何 某  
登録税ノ金額  
金何圓也

右著作權ノ信託登録相成度著作物ノ明細書(受託者ノ記名捺印ナ 委託者ノ承諾書)相添此段及申請候也  
何年月何日  
右申請人 何 某印  
委託者 何 某印  
受託者 何 某印

内務大臣宛

(著作權法施行規則第一條第六號ノ書式)

(6)實名登録申請書

著作物ノ題號及著作物ヲ組成スル冊(箇)數  
何 某 全何冊(箇、枚)  
無名又ハ變名著作物ヲ初テ發行又ハ發行シタル年月日何年月何日無名變名(著作)物ヲ發行(興行)著作權者ノ氏名  
何 某(著作權者ナシ)  
著作權者ノ實名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國)  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
發行者(興行者)ノ氏名及住所  
何 某(外國人ナ 國籍何國)  
住所 何府縣何郡市何町村何番地  
登録税ノ金額  
金何圓也

右實名登録相成度著作物ノ明細書相添此段及申請候也  
年月日  
右申請人 何 某印  
著作權者 何 某印

内務大臣宛  
(著作權法施行規則第五條ノ書式)

(7)著作ノ明細書

一 著作物ノ題號

何 某  
二 著作權者ノ氏名  
何 某  
三 初テ著作物ヲ發行(興行)シタル際顯ハシタル著作權者ノ氏名  
何 某(變名何々)(無名)(未發行)(未興行)  
著作ノ年月日  
何年月何日(外國人ノ著作ニ依リテ發行シタル國何國)  
五 著作物ヲ初テ發行(興行)シタル年月日  
何年月何日發行(興行)(未發行)(未興行)  
六 著作物ノ種別及内容(體裁)  
種別(小説)(脚本)(歌詩)(歌曲)  
七 前登錄ノ年月日及登錄番號  
何年月何日附第何號(ナシ)

備考  
「著作物ヲ組成スル冊(箇)數」トハ當該著作物カ何冊(又ハ何箇)ヲ以テ一體ヲ爲セルモノナリヤノ謂ニシテ例ヘハ複製シタル出版物ノ冊數ヲ云フニ非ス、故ニ次ノ如キ例ニ依リ記載スヘシ  
著作物カ刊行シタル書籍ノ如キモノナルトキハ「全何冊」何冊  
彫刻、模型ノ如キモノナルトキハ「全何箇」何箇  
脚本ノ如キモノナルトキハ「全何幕何場」何幕何場  
繪畫ノ如キモノナルトキハ「全何卷」何卷  
繪畫、圖面ノ如キモノナルトキハ「全何枚」何枚  
又ハ「全何圓」何圓  
著作權ノ一部又ハ制限附屬若ハ著作權ノ一部制限

附屬ノ場合ニ在リテハ左ノ記載例ニ從ヒ夫々(著作權譲渡アリタル年月日)ノ項ニ但書ヲ附スルコト  
(イ) 但シ右ハ何某ヨリ何某ニ著作權ヲ一部譲渡シ兩者共有ト爲シタルモノナリ  
(ロ) 但シ右ハ何某ヨリ何某ニ著作權ヲ一部譲渡シ兩者共有ト爲シタルモノニシテ其ノ持分ハ各均等(又ハ何某ハ何分ノ何、何某ハ何分ノ何)トス  
(ハ) 但シ右ノ制限ヲ附シテ譲渡アリタルモノナリ  
(ニ) 但シ右ハ著作權ニ包含セラル、權利中興行權(又ハ翻譯權、放送權等)ノミヲ左ノ制限ヲ附シテ譲渡シタルモノナリ

記  
興行ノ地域ヲ何府縣トシ且ツ其ノ期間ハ譲渡ノ日ヨリ何年間ニ限ルモノトス  
(翻譯セラルヘキ國語ハ日本語ニ限ル)

著作權ニ關スル登録原簿ノ様式  
及其ノ記載例(昭和六年八月一日内務省告示第百七十六號)

一 著作權ニ關スル登録ノ爲内務省ニ著作權登録簿ヲ備フ  
二 著作權登録簿用紙ハ左ノ様式ニ依リ之ヲ作ル  
記載例  
(甲) 著作權登録簿表題用紙

著作物ノ題號及著作物ノ組成スル冊(箇)數	著作權者ノ氏名	著作ノ年月日	著作物ノ種別及内容(體裁)	前登錄ノ年月日及登錄番號
實名登録年 月日	實名	發行年月日	著作物ノ種別及内容(體裁)	實名登録年 月日

出版關係法規及書式

一一九三

出版關係法規及書式

- (一) 「登録簿」ニハ著作權登録簿ニ著作物ヲ登録シタル順序ヲ記載ス
- (二) 「著作物」ニ掲ケタル著作者ノ氏名「編」ニハ著作物ヲ初テ發行又ハ興行シタル際顯ハシタル著作者ノ實名又ハ變名ヲ記載シ若シ無名著作ナルトキハ其ノ旨ヲ記載ス但シ登録申請ノ際未タ發行又ハ興行シタルモノノニ非サルトキハ何等ノ記載ヲ爲サス
- (三) 「發行又ハ興行」ノ年月日「編」ニハ著作物ヲ初テ發行又ハ興行シタル年月日ヲ記載ス但シ登録申請ノ際未タ發行又ハ興行シタルモノノニ非サルトキハ何等ノ記載ヲ爲サス
- (四) 「實名登録年月日」編及「實名登録番號」ニハ無名又ハ變名著作物ニ付實名登録アリタル際夫々該當事事項ヲ記載ス
- (五) 其ノ他ノ編ニハ各該當事事項ヲ記載ス

記載例

- (一) 「編」番號「編」ニハ本用紙ニ登録事項記載シタル順序ヲ記載ス
- (二) 「登録」ノ原因「編」ニハ登録ノ原因及其ノ日附、當事者ノ氏名及住所其ノ他登録スヘキ權利ノ變動ニ關スル事項ヲ記載ス
- (三) 「署名」編ニハ登録事項ヲ記載スル毎ニ權利者ノ氏名ヲ聯綴シ以テ表示ス
- (四) 其ノ他ノ編ニハ各該當事事項ヲ記載ス
- (五) 本登録簿ハ昭和六年內務省令第十八號著作權法施行規則施行後ニ受理シタル登録申請書ニ基キ登録

(2) 著作權登録簿事項用紙

番號	年度	登錄ノ目録的	原簿	因	登錄申請書ノ受理年月日及附番號	登錄申請者又ハ代理人ノ氏名	備考

ヲ爲スモノヨリ之ヲ使用スルモノトス  
 四 本登録簿ニ初テ登録シタル場合ニ於ケル登録番號ハ從來ノ登録番號ノ順序ヲ連フモノトス  
 五 舊登録簿ニ登録シタル著作物ニ關シ昭和六年內務省令第十八號著作權法施行規則施行後登録シタル場合ニ於テハ新登録簿中相當欄ニ舊登録簿中抹消ニ係ラサル登録番號ヲ且末尾ニ舊登録簿ヨリ轉寫シタル旨ヲ記載スルモノトス  
 前項ノ場合ニ於テハ舊登録簿中相當欄ニ新登録簿ニ移シタル旨ヲ記載シ其ノ登録番號ヲ朱抹スルモノトス

本用紙ハ 二續ク

注意 印を附したるは昭和九年改正されたるものなり。

文學的及美術的著作物保護ニ關スル「ベルヌ」條約  
 千九百八年十一月十三日「ベルリン」

ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九日ノ文學的及美術的著作物保護ニ關スル條約

(昭和六年七月十八日條約第四條)  
 獨逸國大統領、地地利共和國聯邦大統領、白耳國皇帝陛下、ブラジル合衆國大統領、アルガリア國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、エストニア共和國大統領、フィンランド共和國大統領、佛蘭西共和國大統領、グレートブリテン、アイルランド及グレートブリテン海外領土皇帝陛下、希臘共和國大統領、ハンガリー國攝政王陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、「ルクセンブルグ國大公陛下」、「モロッコ」國皇帝陛下、「モナコ」國公陛下、諸國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、「ポーランド」國及「ダンチツヒ」自由市ノ名ニ於ケル「ポーランド」共和國大統領、「ポルトガル」共和國大統領、「ルーマニア」國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、「シリア」國及「グレート、レバノン」國、「チエツコスロヴァキア」共和國大統領、「テュニス」國公陛下ハ、文學的及美術的著作物ニ關シ著作權ノ權利ヲ能ク享有且均等ノ方法ヲ以テ保護セントコトヲ均シク希望シ  
 千九百八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條約改正シ且補足スルコトニ決シ之カ各左ノ如ク全權委員ヲ任命セリ  
 (各國委員氏名省略)  
 各全權委員ハ之カ正當ナル委任ヲ受ケ左ノ如ク協定セリ

出版關係法規及書式

第二條 「文學的及美術的著作物」ナル用語ハ表現ノ方法又ハ形式ノ如何ヲ問ハス書籍、小冊子及其他ノ文章、講演、演說、說教及其ノ他同性質ノ著作物、演劇脚本、樂譜、演劇脚本、演出力文書其ノ他ノ方法ヲ以テ定メラルタル樂譜及樂器、歌劇入り又ハ歌劇ナシノ樂譜、樂譜、繪畫、建築、彫刻、銅版及石版ノ著作物、圖解及地圖、地理學、地形學、建築學及ハ科學ニ關スル圖面、略圖及模型ノ如キ文藝、學術及美術ニ關スル一切ノ著作物ヲ包含ス  
 (一) 翻譯、翻寫、編曲及其他文藝的又ハ美術的著作物ノ變形複製物又ハ異リタル著作物ノ複製物ハ原著作物ノ著作權ノ權限ニ屬セサル範圍ニ於テ原著作物トシテ保護セラルヘキモノトス  
 (二) 同盟國ハ前記著作物ノ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ有ス  
 (三) 同盟國ハ前記著作物ノ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ有ス  
 (四) 工業ニ應用セラレタル美術的著作物ハ各國ノ國內法ノ限リ保護セラルヘキモノトス  
 第二條ノ二 (一) 政治演說及裁判所ニ於ケル辯論中ニ爲サレル演說ヲ前條ニ定ムル保護ヨリ一部又ハ全部排除スルノ權限ハ同盟各國ノ國內法ニ留保セラル  
 (二) 講演、演說、說教及其ノ他同性質ノ著作物ハ新聞雜誌ニ複製スルコトヲ得ル條件ヲ規定スルノ權限モ亦同盟各國ノ國內法ニ留保セラルモ前記著作物ヲ複製物ト爲スノ權利ハ著作權ニ限リ之ヲ有スヘシ  
 第三條 本條約ニ署名シタル著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物ニ之ヲ適用ス同盟國ハ之カ保護ヲ確保スヘキ義務ヲ有ス

第四條 (一) 同盟國一國ニ屬スル著作權者ハ公ニセザル又ハ同盟國一國ニ於テ初テ公ニシタル著作物ニ關シ著作物ノ本國以外ノ國ニ於テ、其ノ國法カ內國民ニ與ニ許與シ又ハ將來許與スヘキ權利及本條約ニ依リ特ニ許與セラレタル權利ヲ享有ス  
 (二) 右權利ノ享有及行使ハ何等ノ方式ノ履行ヲ要セズ其ノ享有及行使ハ著作物ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコトナシ從テ本條約ノ規定ノ外保護ノ範圍及著作權ノ權利保全ノ爲右著作權者ニ保障セラレタル救済ノ方法ハ保護ノ要求セララル國ノ法律ニ準テ依ルヘキモノトス  
 (三) 公ニセザル著作物ニ關シテハ著作權者ノ屬スル國ヲ以テ著作物ノ本國トシ公ニシタル著作物ニ關シテハ第一發行ノ國ヲ以テ本國トシ同盟國ノ數國ニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ右諸國ノ中其ノ國法ノ許與スル保護ノ期間最長キ國ヲ以テ其ノ本國トシ同盟ニ屬セザル一國ト同盟ノ一國トニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ同盟國ノミヲ以テ本國トス  
 (四) 「公ニシタル著作物」トハ本條約ノ意義ニ於テハ刊行シタル著作物ヲ謂フ演劇脚本又ハ樂譜入演劇脚本ノ上演、音響的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ公ニシタルノ意味ニ非サルモノトス  
 第五條 同盟國一國ニ屬スル著作權者ニシテ他ノ一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テ內國著作物ト同一ノ權利ヲ有ス  
 第六條 (一) 同盟國一國ニ屬セザル著作權者ニシテ同盟國一國ニ於テ初テ其ノ著作物ヲ公ニシタルモノハ其ノ國ニ於テハ內國著作物ト同一ノ權利ヲ享有シ同

盟ノ他ノ諸國ニ於テハ本條約ノ許與スル權利ヲ享有ス

(一) 尤モ同盟ニ屬セサル國カ同盟ノ一國ニ屬スル著作ノ著作物ニ對シ充分ノ保護ヲ與ヘサルトキハ該同盟國ハ著作物ノ第一發行ノ當時該同盟國ニ屬シ且同盟ノ一國ニ於テ現行ノ住所ヲ有セサル著作ノ右著作物ノ保護ヲ制限スルコトヲ得ヘシ

(二) 前項ニ基キ規定セラレタル如何ナル制限モ著作力右制限ノ實施前同盟ノ一國ニ於テ公ニシタル著作物ニ關シ既ニ取得シタル權利ヲ妨グルコトナカルヘシ

(三) 本條ニ基キ著作ノ權利ノ保護ヲ制限スヘキ同盟國ハ右保護ノ制限ヲ受クヘキ國及該國ニ屬スル著作ノ權利ニ加フル制限ヲ示セル宣言書ヲ以テ其ノ旨ヲ瑞西聯邦政府ニ通告スヘシ瑞西聯邦政府ハ直ニ右ノ事實ヲ同盟ノ一切ノ國ニ通知スヘシ

(四) 著作ノ財產的權利ニ係ルコトナク且該權利ノ移轉後ト雖モ著作ハ著作物ノ創作ヲタルコトヲ主張スルノ權利及右著作物ノ改竄、截除又ハ其ノ他ノ變更ニシテ著作ノ名譽又ハ聲望ヲ害スルコトアルヘキモノニ對シテ異議ヲ述フルノ權利ヲ保有ス

(五) 右權利行使ノ條件ヲ定ムルコトハ同盟國ノ國内法ニ留保セラルル權利保全ノ爲ニスル救濟ノ方法ハ保護ノ要求セラルルノ法律ニ依ルヘキモノトス

第七條 (一) 本條約ニ依リ許與セラルル保護ノ期間ハ著作ノ生存間及其ノ死後五十年トス

(二) 尤モ前項ノ期間カ同盟ノ一切ノ國ニ依リ等シク採用セラレサル場合ニ於テハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依ルヘキモノトス

第八條 公ニセラルル著作ノ著作ニシテ同盟ノ一國ニ屬スルモノ及同盟ノ一國ニ於テ初テ公ニシタル著作ノ著作物ハ同盟ノ他ノ諸國ノ他ノ諸國ニ於テ同盟ノ他ノ諸國ニ於テ其ノ著作物ノ翻譯ヲ爲シ又ハ之ヲ許諾スルノ特權ヲ享有ス

第九條 (一) 同盟ノ一國ノ新聞紙又ハ定期報章中ニ於テ公ニシタル新聞小説及雜物及其ノ他種ノ如何ノ關係アルニ非サレハ他國ニ於テ之ヲ複製スルコトヲ得ス

(二) 經濟上、政治又ハ宗教上ノ時事問題ノ論議シタル記事ハ其ノ轉載力明白ニ留保セラレサルトキハ新聞紙雜誌ニ之ヲ轉載スルコトヲ得但シ其ノ出所ハ常ニ之ヲ明瞭ニ示スコトヲ要ス此ノ義務ノ制限ハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム

(三) 本條約ノ保護ハ時事ノ記事又ハ單ニ新聞紙雜誌ノ報道ニ過キサルニ止ルヘシ

第十條 教科用ニ供スル若ハ學術的ノ性質ヲ有スル刊行物ノ爲メハ節用編輯ノ爲メ文學的又ハ美術的著作物ヲ選法ニ引用スルノ權限ニ關シテハ同盟國ノ法律及同盟國間ニ現存シタル將來締結スヘキ特別ノ取極ノ定ムル所ニ依ル

第十一條 (一) 本條約ノ規定ハ公ニシタルモノト否トヲ問ハス演劇脚本又ハ樂譜ノ演劇脚本ノ公ノ上演及音樂的著作物ノ公ノ演奏ニ之ヲ適用ス

(二) 演劇脚本又ハ樂譜ノ演劇脚本ノ著作ハ原著作物ニ關スル其ノ權利ノ存續期間内ハ其ノ翻譯物ノ許諾ナキ公ノ上演ニ對シテ保護セラルルモノトス

(三) 本條ノ保護ヲ享有スル力爲メニハ著作ハ其ノ著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ノ上演又ハ公ノ演奏ヲ禁止スルコトヲ要セス

第十二條 (一) 文學的及美術的著作物ノ著作ハ其ノ著作物ヲ無礙放送ニ依リテ公衆ニ傳フルコトヲ許諾スルノ特權ヲ享有ス

(二) 前項ニ據テ權利行使スルノ條件ハ同盟國ノ國内法ノ規定ニ依リシテ定ムルヘシ右條件ハ如何ナル場合ニ於テモ著作ノ人格權ヲモ又協議調ハサル場合ニ於テ權利ノ定ムル公ニ正ナル補償ヲ受クル著作ノ權利ヲモ害スルコトヲ得サル

第十二條 觀劇、編曲及小説、讀物又ハ詩歌ト演劇脚本トノ相互ノ變換等ノ如キ文學的又ハ美術的著作物ノ許諾ナキ間接ノ轉用カ同一ノ形態又ハ他ノ形態ニ於ケル右著作物ノ複製ニシテ主要ナル性質ヲ變更、増補又ハ省略ヲ爲シ且新ナル原著作物タル性質ヲ具備セサルモノニ過キサルトキハ本條約ヲ適用スヘキ不法複製中ニ之ヲ特ニ包含スルモノトス

第十三條 (一) 音樂的著作物ノ著作ハ左ノ事項ヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

一 音樂的著作物ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ右著作ヲ寫入スルコト

二 前號ノ機器ヲ以テ右著作物ヲ公ニ演奏スルコト

(二) 本條ノ適用ニ關スル留保及條件ハ各國ニ關スル限リ其ノ國ノ國內法ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ヘシ但シ此ノ種ノ留保及條件ハ之ヲ規定セル國ニ於テノミ效力ヲ有スヘシ

(三) 第一項ノ規定ハ溯及效ヲ有セズ從テ同盟ノ一國ニ於テハ千九百八年十一月十三日ベルリンニ於テ署名セラレタル條約ノ實施前又同日以後ニ同盟ニ加盟ノ又ハ將來加盟スルコトアルヘキ國ニ付テハ其ノ加盟ノ日前其ノ國ニ於テ適法ニ機械的器具ニ寫入セラレタル著作物ニハ之ヲ適用セズ

(四) 本條第二項及第三項ニ基キ作成セラレタル寫調ニシテ右寫調カ適法ニ非サル國ニ利害關係人ノ許諾ナクシテ輸入セラレタルモノハ其ノ國ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得ヘシ

第十四條 (一) 文學的、學術的又ハ美術的著作物ノ著作ハ其ノ著作物ノ活動寫眞術ニ依リ複製及

ノ要求セラルル國ノ法律ニ依ルヘキ且著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得サルニ非サレハ前項ノ規定ヲ適用スルヲ要セサルヘシ

(二) 寫眞的著作物及寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物、遺著、無名又ハ變名著作物ニ關シテハ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依ルモノトス但シ著作物ノ本國ニ於テ定メラレタル期間ヲ超過スルコトヲ得ス

第七條ノ二 (一) 著作物ノ合著作者ノ共有ニ屬スル著作ノ權利ノ期間ハ合著作者及最終ノ生存者ノ死亡ノ日ニ依リテ計算セラル

(二) 第一項ニ定ムル保護ノ期間ヨリ短キ保護ノ期間ヲ許與スル國ニ屬スルモノハ同盟ノ他ノ諸國ニ於テ之ヨリ長キ期間ノ保護ヲ要求スルコトヲ得ス

(三) 如何ナル場合ニ於テモ保護ノ期間ハ合著作者中最終ノ生存者ノ死亡前ニ滿了スルコトヲ得サルヘシ

公ノ上演ヲ許諾スルノ特權ヲ有ス

(一) 活動寫眞的著作物ハ著作力著作物ニ屬シ性質ヲ與ヘタルトキハ文學的又ハ美術的著作物トシテ保護セラルル若シ此ノ性質ヲ缺クキハ活動寫眞的著作物トシテ保護セラルル又ハ複製セラレタル著作物ノ著作ノ權利ヲ享有ス

(二) 活動寫眞的著作物ハ複製セラレタル著作物ノ著作ノ權利ヲ享有セサル範圍内ニ於テ一ノ原著作物トシテ保護セラルヘキモノトス

(三) 前項規定ハ活動寫眞術ト類似ノ他ノ一切ノ方法ヲ以テ作リタル複製物又ハ製作物ニ之ヲ適用ス

第十五條 (一) 本條約ニ依リ保護セラルル著作物ノ著作力反對ノ證據アル違真正ノ著作物ト看做サレ從テ同盟ノ諸國ノ裁判所ニ於テ偽作者ニ對シテ訴訟ノ提起ヲ許容セラルル力爲メニハ其ノ名カ通例ノ方法ニ依リ其ノ著作物ニ表示セララルヲ以テ足ル

(二) 無名又ハ變名著作物ニ關シテハ發行者ニシテ其ノ名カ著作物ニ表示セラレタルモノニ於テ著作者ニ關スル權利ヲ保全スルノ權限ヲ有ス右發行者ハ他ノ證據ヲ要セズシテ無名又ハ變名著作物ノ承認人ト認メラルヘキモノトス

第十六條 (一) 一切ノ偽著作物ハ原著作物カ法律上ノ保護ヲ享有スル同盟國ノ權限アル機關ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

(二) 右同盟國ニ於テハ著作物カ保護セラレサルカ又ハ保護ノ止ミタル國ヨリ來ル複製物ヲモ差押フルコトヲ得

第十七條 本條約ノ規定ハ一切ノ著作物又ハ製作物ノ頒布、上演、展覽ヲ國內ノ立法又ハ警察上ノ措置ニ

依リ許可シ、取締リ、禁止スルノ同盟各國ノ政府ニ屬スル權利ヲ何等害スルコトナシ該權利ハ機關アル機關之行使スヘシ

第十八條 (一) 本條約ハ本條約實施ノ際其ノ本國ニ於テ保護ノ期間ヲ滿了ニ依リ既ニ公有ニ屬シタルモノニ非サル一切ノ著作物ニ之ヲ適用ス

(二) 尤モ著作物カ從前認メラレタル保護ノ期間ヲ滿了ニ依リ保護ノ要求セラルル國ニ於テ公有ニ屬シタルトキハ其ノ著作物ハ其ノ國ニ於テ新ニ保護セラルヘシ

(三) 右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間ニ現存シタル將來締結スヘキ特別條約ノ規定ニ從テアヘキモノトス此ノ種ノ規定ノ存在セサルトキハ各國ハ各自國ニ關シ右原則ヲ適用スル方法ヲ定ムヘシ

(四) 前項規定ハ同盟ニ新ニ加盟アリタル場合及保護力第七條ノ適用又ハ留保ノ擔保ニ依リ擴張セララルヘキ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十九條 本條約ノ規定ハ同盟ノ一國ノ法律ニ依リ一國ノ外國人ノ爲メニ定メラルヘキ一層寬大ナル規定ノ適用ヲ求ムルコトヲ妨ケス

第二十條 同盟國政府ハ特別ノ取極カ同盟ニヨリ付與セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利ヲ著作者ニ付與スヘキ限リ又ハ本條約ニ抵觸セサル他ノ規定ヲ包含スヘキ限リ各國相互間ニ右取極ヲ締結スルノ權利ヲ留保ス現存ノ取極ノ規定ニシテ右條件ニ合致スルモノハ引續キ適用アルモノトス

第二十一條 (一) 「文學的及美術的著作物保護國際同盟事務局」ナル名稱ノ下ニ設立セラレタル國際事務局ハ之ヲ維持ス

(二) 右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ管理ノ下ニ之ヲ置

夕瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ且其ノ事務ヲ監督ス

第二十二條 (一) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ニ付テノ著作權ノ保護ニ關スル各種ノ報告ヲ蒐集シ之ヲ編輯發行ス事務局ハ同盟共同ノ利益ニ關スル事項ヲ講究シ且諸政府ヨリ受領シタル書類ニ依リ同盟ノ目的ニ關スル諸問題ニ付佛蘭西語ヲ以テ定期刊行物ヲ編輯ス同盟國政府ハ經驗上必要ト認メラルヘキ場合ニ於テハ合意ヲ以テ事務局カ一又ハ二以上ノ他ノ國語ヲ以テ別版ヲ發行スルコトヲ許スルノ權利ヲ留保ス

(二) 國際事務局ハ文學的及美術的著作物ノ保護ニ關スル問題ニ付何時ニモ同盟國ノ請求ニ應ジ其ノ必要トスルコトアルヘキ特殊報告ヲ與フルコトヲ要ス

(三) 國際事務局長ハ其ノ所管事務ニ付年報ヲ作成シ之ヲ一切ノ同盟國ニ送付ス

第二十三條 (一) 國際事務局ノ經費ハ同盟國共同シテ之ヲ負擔ス右經費ハ新ナル額定アル迄ハ年額十二萬瑞西フランヲ超過スルコトヲ得サルヘシ右額ハ必要ナル場合ニ於テハ第二十四條ニ揭ケラルヘキ全會一致ノ決議ニ依リ之ヲ增加スルコトヲ得ヘシ

(二) 右經費總額ニ對シ各同盟國ノ出納額ヲ定ムル爲メ同盟國及將來同盟ニ加入スル國ノ六等ニ區分シ各等ノ出納額ハ其單位ノ個數ノ比例ヲ定ムルコトヲ左ノ如シ

第四等 十單位  
第五等 五單位  
第六等 三單位

(三) 右系數ニ各等ノ國數ヲ乘シ之ニ依リ得タル積ノ和ヲ單位數トシ之ヲ以テ費用總額ヲ除スヘシ其ノ商ハ一單位ノ費用額ヲ示スモノトス

(四) 各國ハ其ノ加盟ノ際前記等級中其ノ列セラレシコトヲ求ムルモラ聲明スヘシ尤モ爾後何時ニテモ他ノ等級ニ列セラレシコトヲ欲スル旨ヲ聲明スルコトヲ得ヘシ

(五) 瑞西聯邦政府ハ事務局ノ豫算ヲ製シ及其ノ支出ヲ監督シ、必要ナル立替ヲ爲シ且他ノ一切ノ同盟國政府ニ送付スヘキ毎年度ノ出納計算書ヲ作製ス

第二十四條 (一) 本條約ハ同盟制度ヲ完全ナラシムヘキ改良ヲ加ヘンカ爲之ニ改正ヲ加フルコトヲ得

(二) 右ノ如キ問題及其ノ他ノ點ニ付同盟ノ發達ニ關係アル問題ハ同盟國ニ於テ順次開設スヘキ會議ニ於テ該同盟國ノ委員之ヲ籌議ス會議ヲ開設スヘキ國ノ政府ハ國際事務局ノ協力ヲ得テ會議ヲ準備ヲ爲ス事務局長ハ會議ノ議事ニ列席シ且討論ニ參加スト雖モ議決ニ加ハラズ

(三) 本條約ノ如何ナル變更モ同盟ヲ組成スル各國一致ノ合意ヲ得ルニ非サレハ同盟ニ對シテ效力ナキモノトス

第二十五條 (一) 同盟ニ屬セサル國ニシテ本條約ノ目的トスル權利ノ法律上ノ保護ヲ確保スルモノハ其ノ請求ニ依リ加盟スルコトヲ得

(二) 右加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ之ヲ通告スヘキ該政府ハ之ヲ他ノ同盟國ニ通告スヘシ

(三) 右加盟ハ當然本條約ニ規定セル一切ノ條款ヘ加入及本條約ニ規定セル一切ノ利益ノ享受ヲ得ヒ且瑞西聯邦政府カ他ノ同盟國ニ通告シタル後一月ニシテ其ノ效力ヲ生スヘシ但シ加入スル國ニ依リ後ノ日力指定セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス尤モ右加盟ハ加入スル國カ少クモ一時翻譯ニ關シ第八條ニ代フルニ千八百九十六年「パリ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年ノ同盟條約第五條ノ規定ヲ以テスルコトヲ欲スル旨ヲ表示ヲ包含スルコトヲ得ヘシ該國ハ當然國ノ一又ハ二以上ノ國語ニ翻譯スル場合ノミニ關スルモノト當然了解ス

第二十六條 (一) 同盟各國ハ本條約カ其ノ殖民地、保護領、委任統治地域、其ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル他ノ一切ノ地域又ハ宗主權ノ下ニ在ル一切ノ地域ノ全部又ハ一部ニ適用セラルル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ヘク之ニ依リ本條約ハ通告中ニ揭ケラルヘキ一切ノ地域ニ適用セラルヘシ右通告ナキトキハ本條約ハ右地域ニ適用セラレサルヘシ

(二) 同盟各國ハ本條約カ前項ニ定ムル通告ノ目的ト爲リタル地域ノ全部又ハ一部ニ對シテ適用セラレサルニ至ル旨ヲ瑞西聯邦政府ニ何時ニテモ書面ヲ以テ通告スルコトヲ得ヘク本條約ハ瑞西聯邦政府ニ宛テラレタル通告ノ受領後十二月ニシテ右通告中ニ揭ケラルヘキ地域ニ於テ適用セラレサルニ至ルヘシ

(三) 本條約第一項及第二項ノ規定ニ從ヒ瑞西聯邦政府ニ對シテ爲サレタル一切ノ通告ハ之ヲ該政府ヨリ一切ノ同盟國ニ通知スヘシ

第二十七條 (一) 本條約ハ同盟國相互ノ關係ニ於テハ千八百八十六年九月九日「ベルヌ」條約及順次之ヲ改正シタル諸條約ニ代ルヘシ從前實施セラレタル諸條約ハ本條約ヲ批准セサルヘキ國トノ關係ニ於テハ其ノ適用ヲ保持スヘシ

(二) 本條約ニ署名シタル國ハ從前爲シタル留保ノ利益ヲ引續キ保持スルコトヲ得ヘシ但シ批准書寄託ノ際其ノ旨ノ宣言ヲ爲スコトヲ條件トス

(三) 現ニ同盟ニ屬スル國ニシテ本條約ニ署名セサルヘキモノハ何時ニテモ本條約ニ加入スルコトヲ得ヘシ此ノ場合ニ於テハ該國ハ前項ノ規定ノ利益ヲ享有スルコトヲ得ヘシ

第二十八條 (一) 條約ハ批准セラルヘキ其ノ批准書ハ通クトモ千九百三十一年七月一日迄「ローマ」ニ於テ寄託セラレヘシ

(二) 本條約ハ之ヲ批准シタル同盟國內ニ於テハ右期日後一月ニシテ實施セララルヘシ但シ右期日前ニ於テ本條約カ少クモ同盟ノ六國ニ依リ批准セラレタルトキハ本條約ハ右同盟國間ニ於テハ第六ノ批准書ノ寄託カ瑞西聯邦政府ニ依リテ右同盟國ニ通告セラレタル後一月ニシテ及爾後批准スヘキ同盟國ニ對シテハ各其ノ批准ノ通告後一月ニシテ實施セララルヘシ

(三) 同盟ニ屬セサル國ハ千九百三十一年八月一日迄ハ千九百八十八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ署名セラレタル條約又ハ本條約ニ加入スルコトニ依リテ同盟ニ加盟スルコトヲ得ヘシ千九百三十一年八月一日後ニ於テハ該國ハ本條約ニ加入スルコトヲ得ヘシ

第二十九條 (一) 本條約ハ其ノ廢棄ノ通告ノ爲サレタル日ヨリ一年ヲ經過スル迄ハ無期限ニ引續キ實施セララルヘシ

(二) 右廢棄ノ通告ハ瑞西聯邦政府ニ之ヲ爲スヘシ右廢棄ノ通告ハ之ヲ爲シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スヘキ本條約ハ同盟ノ他ノ諸國ニ對シテハ其ノ效力ヲ存續スルモノトス

第三十條 (一) 本條約第七條第一項ニ定ムル五十年ノ保護ノ期間ヲ自國ノ法律ニ採用スル國ハ之ヲ瑞西聯邦政府ニ書面ヲ以テ通告スヘキ該政府ハ直ニ之ヲ同盟ノ他ノ一切ノ諸國ニ通知スヘシ

(二) 第二十五條及第二十七條ニ依リ爲シ又ハ維持シタル留保ヲ撤棄スル國ニ付亦前項ニ同シ

右附屬トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名セリ千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ本條約一通ヲ作成シ之ヲ伊太利王國政府ノ記録ニ寄託スヘシ該附屬本一通ハ外交上ノ手續ニ依リ同盟各國ニ送付セララルヘシ

(各國委員氏名省略)

昭和六年七月十八日 外務大臣男爵 幣原喜重郎

●外務省告示第五十九號

千九百八十八年十一月十三日「ベルリ」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル文學的及美術的著作物保護ニ關スル千八百八十六年九月九日「ベルヌ」條約ニ對シテ同盟國ノ批准書寄託ニ際シ帝國政府ハ在伊帝國大使ヲシテ左ノ宣言ヲ爲サシメタリ

宣 言

下名ハ正當ノ委任ヲ受ケ千九百八十八年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ、及千九百二十八年六月二日「ローマ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九日ノ文學的及美術的著作物保護ニ關スル「ベルヌ」條約第二十七條(一)ノ規定ニ從ヒ日本國政府ハ其ノ從前爲シタル留保ノ利益ヲ保持スルコト即チ右條約第八條ニ定ムラルル著作物ヲ翻譯シ又ハ之ヲ許諾スル著作物ノ轉權ニ關シテハ千八百八十六年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル追加規定第一條第三ニ依リ改正セラレタル千八百八十六年九月九日「ベルヌ」條約第五條ノ規定ニ引續キ附屬スルコトヲ欲スル旨ヲ宣言ス

昭和六年(千九百三十一年)七月十日「ローマ」ニ於テ作成ス

(右傳文省略)

昭和六年七月十八日 外務大臣男爵 幣原喜重郎

●外務省告示第六十號

昭和六年七月十五日帝國政府ハ在瑞西帝國公使ヲシ

テ瑞西聯邦政府ニ對シテ左ノ通り通告セシメタリ  
以書翰致上候陳者千九百八年十一月十三日「ペ  
ルリン」ニ於テ及千九百二十八年六月二日「ロ  
マ」ニ於テ改正セラレタル千八百八十六年九月九  
日ノ文學的及美術的著作物保護ニ關スル「ベルヌ」  
條約ハ其ノ日本國ニ實施セラルル日ヨリ及日本國  
ニ付爲サレタル留保ト同一ノ留保ト下ニ記地城  
即チ朝鮮、臺灣、樺太及關東州租借地ニ適用セラ  
ルヘキ旨本官ハ本國政府ノ訓令ニ依リ同條約第二  
十六條(一)ニ從ヒ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候  
尙日本國政府ハ其ノ國際事務局經費分擔額ニ關シ  
千九百三十二年度ヨリ同額ノ第二等ニ代フルニ  
第一等ニ列セラレタキ旨條約第二十三條(四)ノ規  
定ニ從ヒ希望致候  
他方日本國政府ハ前記條約ガ日本國ニ實施セラ  
ル日ヨリ舊來の著作物ノ公ノ演說ニ關シ千九百八  
年十一月十三日「ベルリン」ニ於テ改正セラレタル  
「ベルヌ」條約ノ批准書寄託ニ際シ千九百十年六  
月九日其ノ爲シタル留保ハ之ヲ提議スル旨聲明致  
本官ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具  
昭和六年(千九百三十一年)十月十五日「ベル  
ヌ」ニ於テ  
聯邦參議院議員、聯邦政務省長官 矢田 七太郎  
ジュゼツト、モツタ閣下  
(右佛文省略)  
昭和六年七月十八日 外務大臣野村 浩平  
幣原喜重郎

**日米間著作權保護ニ關スル條約**  
(明治三十九年五月十一日締結)  
(前文省略)  
第一條 兩國約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ文學的及美術  
ノ著作物ヲ複製ニ付他ノ一方ノ版內ニ於テ其ノ國  
ノ臣民又ハ人民ニ許與セラルル保護ト同様に基礎ニ  
於テ不正ノ複製ニ對シ著作權ノ保護ヲ享有スヘシ但  
シ本條約第二條ノ規定ニ遵由スヘシ  
第二條 兩國約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ他ノ一方ノ  
臣民又ハ人民力其ノ版內ニ於テ公ニシタル書籍、  
小冊子其ノ他各種ノ文書、演劇脚本及樂譜ヲ印刷シ  
候タスシテ翻譯シ且其ノ翻譯ヲ印刷シテ公ニシルコ  
トヲ得ヘシ  
第三條 本條約ハ之ヲ批准シ其ノ批准ハ成ルヘク速ニ  
東京ニ於テ交換シ批准交換ノ日ヨリ之ヲ實施シ其ノ  
實施後ニ公ニセラルル著作物ニ限リ適用スヘシ兩國  
約國ノ一方ハ何時タリトモ本條約ヲ終了セムト欲ス  
ル旨ヲ他ノ一方ニ通知スルノ權利ヲ有シ其ノ通知ヲ  
爲シタル後三個月ヲ經過シタルトキハ本條約ハ全然  
消滅ニ歸スヘシ  
右附錄トシテ上記ノ各全權委員ハ本條約ニ記名調印ス  
ルモノナリ  
明治三十八年十一月十日即西曆千九百五年十一月  
十日東京ニ於テ日本文及英文ニテ認メタル本書各  
二通ヲ作ル  
桂 太 郎 閣  
ロイド・シー・グリニコム 閣  
日米間著作權保護ニ關スル條約調印ノ

廢條約第三條ノ解釋ニ關シ兩國全權  
委員ノ間ニ交換シタル書翰  
(明治三十九年五月十一日官報)  
以書翰致上候陳者本日帝國ト亞米利加合衆國トノ間  
ニ調印セシ著作權保護條約ノ第三條ニ關シ將來ノ誤解  
ヲ防クタメ大臣ハ該條中ニ用キラレタル「公ニセラ  
ルル」ナル文字ヲ帝國政府ニ於テハ「始メテ公ニセラ  
ルル」ノ義ト解釋スルコトヲ請フテ本條約ハ批准交換前  
兩國約國ノ一方ニ於テ公ニセラルル著作物ヲ將來他  
ノ一方ニ於テ複製スルコトニハ適用ナキモノナルコト  
ヲ聲明致候帝國政府ハ貴國政府力上記ノ解釋ニ同意ス  
ル旨ノ覆答ヲ得ハ幸甚ノ至ニ御座候本大臣ハ茲ニ重テ  
閣下ニ向ヒ敬意ヲ表シ候 敬具  
明治三十八年十一月十日  
外務大臣 伯耆 桂 太 郎 閣  
亞米利加合衆國特命全權公使  
ロイド・シー・グリニコム閣下  
(譯 文)  
以書翰致上候陳者本日亞米利加合衆國ト日本國トノ  
間ニ調印シタル著作權保護條約ノ第三條中ニ用キラレ  
タル「公ニセラルル」ナル文字ノ意義ニ本目附錄  
編ヲ以テ御申越ノ趣致候本使ハ茲ニ亞米利加政府  
ニ於テモ「公ニセラルル」ナル上記ノ文字ニ付大日本  
帝國政府ノ與ハラレタル解釋ニ全然同意スルモノナル  
コト及本條約ハ批准交換前兩國約國ノ一方ニ於テ公ニ  
セラレタル著作物ヲ將來他ノ一方ニ於テ複製スルコト  
ニハ適用ナキモノナルコトヲ及覆答候右回答書本使ハ  
茲ニ重テ閣下ニ向ヒ敬意ヲ表シ候 敬具  
千九百五年十一月十日東京ニ於テ

**支那ニ於ケル發明意匠商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日米條約(抄)**

亞米利加合衆國特命全權公使  
ロイド・シー・グリニコム手記  
外務大臣 伯耆 桂 太 郎閣下  
(明治四十一年八月十三日條約第五條)  
第二條 締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ文學的及美術  
ノ著作物並寫眞ノ著作權ニ付清國内ニ於テ他ノ一方ノ  
版內ニ於ケル同一ノ程度ノ保護ヲ享受スヘシ  
第三條 締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ本條約ニ依リ  
保護ヲ受クヘキ特許發明、登錄商標、登錄商標又ハ  
著作權ヲ侵害シタルトキハ被害者ハ加害者所屬國ノ  
當該裁判所又ハ領事館ニ於テ其ノ國ノ臣民又ハ人民  
ト同一ノ權利及保護ヲ享受スヘシ  
第五條 本條約ノ適用上韓國臣民ハ日本國臣民ト、亞  
米利加合衆國ノ所屬地ノ人民ハ米國人民ト清國內ニ  
於テ同一ノ取扱ヲ受クヘキモノトス  
第六條 兩國約國ハ其ノ治外法權ヲ行使スルコトヲ得  
ル他國ニ關シ成ルヘク本條約ノ規定ヲ適用スヘキコ  
トヲ得ス  
本條約ヨリ生スル一切ノ權利ハ兩國約國ノ所屬地及  
租借地ニ於テモ尊重セラルヘク右權利ノ侵害ニ對ス  
ル法律上ノ救濟ハ加害者所屬國ノ當該裁判所ニ於テ  
之ヲ與フルモノトス  
第八條 締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ明治三十九年  
五月十日以後公ニシタル文學的及美術ノ著作物並寫眞

**支那ニ於ケル發明意匠商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日佛條約(抄)**

(明治四十四年五月二十日條約第三條)  
第二條 條約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ文學的及美術  
ノ著作物並寫眞ノ著作權ニ付清國內ニ於テ他ノ一方  
ノ版內ニ於ケル同一ノ程度ノ保護ヲ享受スヘシ  
第三條 締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ本條約ニ依リ  
保護ヲ受クヘキ特許發明、登錄商標、登錄商標又ハ  
著作權ヲ侵害シタルトキハ被害者ハ加害者所屬國ノ  
當該裁判所又ハ領事館ニ於テ其ノ國ノ臣民又ハ人民  
ト同一ノ權利ヲ有シ同一ノ救濟ヲ受クヘシ  
第五條 本條約ノ適用上韓國臣民ハ日本國臣民ト、佛

蘭西共和國ノ附屬地ノ人民ハ佛蘭西國人民ト清國內  
ニ於テ同一ノ取扱ヲ受クヘキモノトス  
第六條 兩國約國ハ其ノ治外法權ヲ行使スルコトヲ得  
ル他國ニ關シ成ルヘク本條約ノ規定ヲ適用スヘキコ  
トヲ得ス  
本條約ヨリ生スル一切ノ權利ハ兩國約國ノ所屬地及  
租借地ニ於テモ尊重セラルヘク右權利ノ侵害ニ對ス  
ル法律上ノ救濟ハ加害者所屬國ノ當該裁判所ニ於テ  
之ヲ與フルモノトス  
第八條 締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ文學的及美術  
ノ著作物並寫眞ニシテ本條約ニ依リ保護ヲ受クヘキ  
モノヲ本條約實施前清國內ニ於テ許可ナクシテ複製  
シタル他ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ右實施後一年ヲ限  
リ該複製物ノ發賣又ハ頒布ヲ禁止スヘキモノトス  
第九條 本條約ハ之ヲ批准シ其ノ批准書ハ成ルヘク速  
ニ東京ニ於テ交換セラルヘシ  
本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ十日ヲ經タル後實施セ  
ラルヘシ  
右附錄トシテ各全權委員ハ之ニ記名調印スルモノナリ  
明治四十二年九月十四日即西曆千九百九年十月十  
四日東京ニ於テ本書日佛文各二通ヲ作ル  
小 村 壽 太 郎 閣  
オーギユスト・ジエラール 閣  
清國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ相互保護  
ニ關スル條約ノ調印ニ際シ下名ノ兩全權委員ハ各自  
國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ該條約第六條一項ノ規  
定ハ韓國ニ適用ナキ旨旨ナクシテ於テ  
明治四十二年九月十四日東京ニ於テ  
小 村 壽 太 郎 閣  
オーギユスト・ジエラール 閣

### 支那ニ於ケル發明意匠商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日佛條約批准交換覺書

(明治四十四年五月二十日官報)

一昨十八日外務大臣ト本邦駐劄佛國大使トノ間ニ交換セル清國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日佛條約批准交換覺書左ノ如シ

下名ハ清國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權相互保護ニ關シ千九百九年九月十四日東京ニ於テ日本國ト佛國西國トノ間ニ開印セラレタル條約ニ關スル宣言書附條約ノ批准書ヲ交換セムカ爲メ本日會合セリ

右交換ニ先テ日本國外務大臣タル下名ハ正當ニ其ノ政府ノ委任ヲ受ケ左ノ宣言ヲ爲セリ

佛國臣民ハ日本國カ佛國ヲ併合シタル結果トシテ日本國臣民トナリタルニ依リ佛國臣民ニ關スル前記條約第五條ノ規定及該條約附屬宣言書ハ已ニ存在ノ理由ヲ失ヒタルモノトス

佛國共和國特命全權大使ハ正當ニ其ノ政府ノ委任ヲ受ケ右宣言ニ對シテ同意ヲ表シ且ツ兩國全權委員ハ雙方ノ批准書ノ良好妥當ナルヲ認メタルヲ以テ該批准書ヲ交換シテ本書ニ通テ作ル

明治四十四年五月十八日東京ニ於テ

小 村 壽 太 郎 閣  
オ ー ー 村 壽 太 郎 閣  
オ ー ー 村 壽 太 郎 閣

### 追加日清通商航海條約(抄)

(明治三十七年一月二十日官報)

第五條 清國政府ハ清國臣民カ日本國臣民ノ有スル登録商標ヲ侵害スルヲ禁ズル爲メ必要ナル規則ヲ設ケ且該實ニ之ヲ執行スヘキコトヲ約ス

清國政府ハ又清國語ヲ以テ編纂シ且特ニ清國人ノ使用ニ供スルタメ作製セラレタル書籍冊子地圖及海圖ニ關シ日本國臣民ノ有スル登録商標ヲ保護スル爲メ必要ナル規則ヲ制定スヘキコトヲ約ス

清國政府ハ登録商標ヲ設置シ商標及版權保護ノ爲メ今復同政府ニ於テ制定スヘキ外國商標及版權ノ登録ヲ爲スヘシ

日本國法律規則ノ定ムル所ニ從ヒ正當ニ登録セラレタル清國商標及版權ハ日本國ニ於ケル侵害ニ對シ同様ノ保護ヲ受ケルコト勿論タルヘシ

本條ハ清國ノ安寧ヲ害セムトスル公刊物ノ著作權者所ノ有主若ハ販賣人タル日本國臣民又ハ清國臣民ヲ法律ノ正當ナル進行ニ對シ庇護スルモノト解スヘカラ

第十二條 本條約ハ日本文漢文及英文ニテ開印スヘシ然レトモ將來ノ紛争ヲ避ケル爲メ兩國全權委員ハ日本文漢文ト漢文漢文トノ間ニ解釋ノ相違アル場合ニハ其ノ相違ノ點ハ英文漢文ニ照ラシテ之ヲ決定スヘキコトヲ約ス

### 第三種郵便物認可規則

(明治四十年八月十七日)

第一條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケントスル者ハ本規則ノ定ムル所ニヨリ發行地所轄ノ通信局ヘ願出ツヘシ

第二條 第三種郵便物ト爲スヘキ定期刊行物ハ左ノ條件ヲ具備スルモノニ限ル

一 毎月一回以上連続定期ニ發行スルコト

二 記載事項ノ性質修期ヲ決定スヘカラサルコト

三 書籍ノ性質ヲ有セサルコト

四 政事、時事、農事、工業、商事、學術、技藝、統計等公共ノ性質ヲ有スル事項ヲ報道論議スルヲ以テ發行ノ目的トナシ且汎ク公衆ニ發賣スルコト

第三條 本規則ニ依リ認可ヲ受ケントスル定期刊行物ノ發行ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ見本二部ヲ添ヘ差出スヘシ

一 願書

二 記載事項ノ種類

三 發行人

四 發行所

五 發行人ノ住所

六 發行ノ定日

第四條ノ一 本規則ニ依リ認可ノ効力ハ認可ヲ受ケタル日ヨリ發生スルモノトス

最後發行ノ次ノ定日ヨリ起算シ三十日ヲ過キテ發行セサルトキハ其効力ヲ失フ

第四條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行ハ其ノ定期刊行物發行ノ際之ヲ差出スヘキ郵便局(郵便物ノ集積事務)ヲ豫メ發行地所轄通信局ニ願出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第五條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ノ發行ハ其發行毎ニ先ツ發行地所轄通信局及其ノ指定シタル郵便局ニ見本各一部ヲ差出スヘシ

第六條 第三種郵便物ノ認可事項ヲ變更セムトスルトキハ其發行地所轄ノ通信局ニ願出テ其認可ヲ

受ケヘシ此ノ場合ニ於テ發行人ヲ變更セムトスルトキハ新舊發行人連署スヘシ若シ舊發行人連署スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ願書ニ證明スヘシ

第三條第四號乃至第六號ノ事項ヲ變更シタルトキハ發行、休刊、發行禁止トキハ其發行日ヨリ三日以内ニ發行地所轄ノ通信局ニ願出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ發行所他ノ所轄區内ニ移轉セムトスルトキハ認可ヲ受ケタル通信局ヲ經由シ移轉先ヲ所轄スル通信局ニ願出テ其認可ヲ受ケヘシ

第七條 第三條及前條第一項及第三項ノ出願人ハ左記ノ割合ニ依リ手数料ヲ納ムヘシ

一 新ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケムトスルトキ又ハ第三條中二事項以上變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ金拾圓

二 第三條中其ノ一事項ニ對シ變更ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ金五圓

前項ノ手数料ハ通信局又ハ管理事務分掌一等局ノ指示ニ從ヒ郵便切手ヲ以テ納付スヘシ

第八條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及其ノ臨時増刊並其ノ發行日左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其認可ヲ取消スヘシ

一 第二條各號ノ條件ヲ欠キタルトキ

二 第四條ノ二ノ願出ヲ怠リタルトキ

三 第五條見本ノ差出ヲ怠リタルトキ

四 第六條ノ手續ヲ怠リタルトキ

五 願出ノ事項ト相違アルトキ

第九條ノ一 第四條ノ一第二項ニ依リ認可ノ効力ヲ失ヒタルモノ及前條ニ依リ認可ヲ取消サレタルモノ又ハ之ヲ繼承シタル定期刊行物ニ對シテハ情狀ニ依リ再ヒ認可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

### 附 則

第九條ノ二 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケサル刊行物ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタルコトヲ表示スヘキ文字ヲ印刷シタルトキハ發行人ヲ百圓以内ノ罰金ニ處ス

第十條 本規則ハ明治四十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス明治三十三年九月通信省令第七十三號第三種郵便物發行規則ハ本規則發行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第十一條 從來ノ規定ニ依リ現ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ本規則ニ抵触セスシテ發行スルモノハ尙其ノ効力ヲ有ス

第二十條 定期刊行物ハ其ノ刊行物初頁上部ニ其ノ名稱、發行日期、回数、登録番號、發行年月日及何年何月何日第三種郵便物認可ノ文字、次頁以上ハ上部ニ其ノ名稱又ハ略記號、發行年月日及第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ冊子トナシタル刊行物ハ最初及最終ノ頁面ノミニ印刷スルコトヲ得

第二十一條 定期刊行物ハ本紙ノ重量ニ超過セス本紙ト同性質ノ記事、廣告又ハ書、畫、圖ヲ印刷シ之ニ木紙ノ名稱、番號、並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ且ツ冊子ト爲ササルモノニ限り附録トシテ之ヲ本誌ニ添付スルコトヲ得

第二十二條 緊急時事ヲ報道スルタメ臨時ニ發行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物ト同様ノ取扱ヲ爲ス定期刊行物ノ號外ハ之ニ本紙ノ名稱、發行ノ年月日何年何月何日第三種郵便物認可及號外ノ文字ヲ記入

### 郵便規則摘載

(三十三年九月通信省令第四十二號)

第二十三條 定期刊行物ニハ其ノ發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ本紙ノ重量ヲ超過セサルモノニ限リ之ヲ綴込又ハ貼付スルコトヲ得

第三種郵便物ニ關スル願書書式

(第一號書式)

發行所(發行所他ノ所轄區内)(當局經由ヲ要ス)

發行所變更願

年 月 日 第三種郵便物認可

舊發行所

新發行所

右之通り 年 月 日ヨリ變更致度候間御認可相成度及御願儀

年 月 日

右發行人 氏 名 附

(發行所々轉) 通信局長 殿

(願書長名) 通信局長 殿

(第二號書式)

(見本差出) 經 由 (朱記)

發行所變更願

年 月 日 第三種郵便物認可

舊發行所

右之通り 新發行所  
年 月 日 日ヨリ變更致候  
右發行人 氏 名  
東京通信局御中

(第三號書式)  
(見本差出) 經由 (朱記)

發行定日臨時變更届  
年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號 第何號  
右 月 日 發行スヘキ處臨時 月 日ニ  
變更致候  
年 月 日  
右發行人 氏 名  
東京通信局御中

(第四號書式)  
(見本差出) 經由 (朱記)

發行人住所變更届  
年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號 第何號  
右 月 日 發行スヘキ處臨時 月 日ニ  
變更致候  
年 月 日  
右發行人 氏 名  
東京通信局御中

年 月 日  
右發行人 氏 名  
東京通信局御中

(第五號書式)  
(見本差出) 經由 (朱記)

休刊届  
年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號 第何號  
右 月 日 發行スヘキ處休刊致候  
年 月 日  
右發行人 氏 名  
東京通信局御中

(第六號書式)  
(見本差出) 經由 (朱記)

第三種郵便物差出局變更届  
(見本一部差出)  
年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號 第何號  
右 月 日 發行スヘキ處臨時 月 日ニ  
變更致候  
年 月 日  
右發行人 氏 名  
東京通信局御中

(第七號書式)  
(見本差出) 經由 (朱記)

臨時増刊發行届  
年 月 日 第三種郵便物認可  
右 月 日 臨時増刊トシテ發行致候  
年 月 日  
右發行人 氏 名  
東京通信局御中

(第八號書式)  
(見本差出) 經由 (朱記)

發行定日變更届  
年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號 第何號  
右 月 日 發行分ヨリ變更致候  
年 月 日  
右發行人 氏 名  
東京通信局御中

(第九號書式)  
(見本差出) 經由 (朱記)

體裁變更届

(郵政省ヨリ新聞紙類ニ又ハ新聞紙類ヨリ新聞紙類ニ變更ノ場合ニ限ル)  
年 月 日 第三種郵便物認可  
題 號 第何號  
右 月 日 發行分ヨリ變更致候  
年 月 日  
右發行人 氏 名  
東京通信局御中

各種圖書類ニ關スル注意  
一、圖書類ハ總テ見本差出局ヘ差出スコト  
一、用紙ハ可成半紙ニツ折ヲ用ヒ綴補上必要ニ付左  
幅一寸程空欄ヲ置クコト

注意事項  
一、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ヲ其ノ  
發行定日前ニ郵便ニ差出ス場合ハ其ノ刊行物ニ  
「何月何日印刷納本」ト印刷シアルモノニシテ其ノ  
納本日以後ニ差出シタルモノニ限リ第三種郵便物  
ノ取扱ヲ爲ス  
二、第三種郵便物認可規則第五條ニ依ル見本ハ必ス發  
行日前通クモ發行當日迄ニ當局並ニ指定局ニ差物  
スコトヲ要ス若シ發行日ノ翌日以後ニ至リ納本セ  
ラル、モノニ對シテハ認可規則第八條ヲ適用スル  
手又ハ郵便物ノ引受ヲ停止ス  
三、定期刊行物ハ郵便規則第二十條ニ依ル成規各印刷  
事項ヲ必ス印刷スヘキコト  
四、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物ニシテ  
其ノ發行定日ニ至リ發行シ得サル時又ハ定日ニ發

行シ得サル時又ハ定日ニ發行シ得ラレサルコトニ  
豫測シ得ヘキ時ハ必ス發行定日臨時變更届ノ提出  
ヲ要ス若シ何等ノ届出モナク定日ヨリ通レテ發行  
セラル、時ハ認可規則ニモ違背セラル、ニ付第三  
種郵便物ノ取扱ヲ爲サ、ルカ又ハ認可ヲ取消サル  
事アルヤモ計リ難キニ付注意セラレタシ  
五、第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物及ヒ其  
ノ臨時増刊ニシテ「何々記念號」又ハ其  
ノ他ノ特殊名稱ヲ附スル場合ハ其ノ字格ガ本願號  
ヨリ小ニシテ且ツ其ノ内容ハ平常ノモノト同一種  
類ノ記事ヲ包含スヘキヲ必要條件トス若シ其ノ名  
稱ガ本願號ヨリ大ナル力成ハ本願號ノ文字力明瞭  
ヲ缺ク字體ヲ以テ表示セルモノハ總テ別種ノモノ  
トシテ取扱フニ付若シ臨時増刊等特殊ノモノヲ發  
行セラル、トキハ總メ本條件ヲ具備スル様注意セ  
ラレタシ

約東郵便取扱承認  
規則  
(大正十二年二月二十四日郵便省令第二十一號)  
第一條 約東郵便ノ取扱ヲ承認ニ關シテハ本令ノ定ム  
ル所ニ依ル  
第二條 約東郵便ノ取扱ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項  
ヲ記載シタル申込書ヲ所轄通信局長ニ差出シ其ノ承  
認ヲ受クヘシ  
一 願號又ハ名稱  
二 約東郵便トナスニヨリ郵便料ノ供減ヲ受クヘキ

モノハ其ノ事由  
一 差出回数(定期日アルモノハ定期日ヲモ記載サ  
要ス) 並ニ毎回ノ差出回数(料金ヲ異ニスルモノ毎  
回ノ概算高)  
二 差出郵便官署名無集配三等郵便局ヲ指定スルヲ  
得ス  
三 申込人ノ住所氏名  
四 通信局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ差出郵便  
官署名ヲ指定シ又ハ變更セシムルコトアルヘシ  
五 郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受ケタル約東郵便ノ  
承認ヲ受ケムトスルトキハ手数料金十圓ヲ納付スヘ  
シ  
第三條 本令ニ依ル約東郵便ノ承認ヲ受ケタル後前條  
第一項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ總メ其ノ  
旨ヲ所轄通信局長ニ届出ツヘシ但シ郵便規則第二十  
四條ノ一ノ適用ヲ受ケタル約東郵便ノ願號又ハ申込  
人ヲ變更セムトスルトキハ一事項ニ付手数料金五圓  
ヲ納付シ所轄通信局長ノ承認ヲ受クヘシ  
第四條 前二條ノ手数料ハ通信局長ノ指示ニ從ヒ郵便  
切手ヲ以テ納付スヘシ  
第五條 約東郵便物ノ差出人ハ約東郵便料後納ノ擔保  
トシテ所轄通信局長ノ指示ニ從ヒ通貨又ハ國債ヲ提  
供スヘシ但シ差出人官公署、公共團體、社寺、學校  
又ハ營利ヲ目的トセサル法人ナルトキハ此ノ限ニ在  
ラス  
前項ノ擔保ハ約東郵便差出數ノ異同ニ應ジ之ヲ増減  
セシムルコトアルヘシ  
第六條 差出人約東郵便取扱ノ必要トキニ至リタルト  
キ又ハ其ノ差出郵便官署名他ノ通信局區内ノ郵便官  
署ニ變更セムトスルトキハ其ノ旨ヲ所轄通信局長ニ

前項ノ届出アリタルトキハ約東郵便ノ取扱承認ハ其ノ効力ヲ失フ

第七條 郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受クル約東郵便物ニシテ引續キ三月以上又ハ最近一年間ニ五月以上同條ニ依ル兼出ヲ休止シタルトキハ其ノ承認ヲ取消スヘシ

第八條 約東郵便物ノ兼出人左記各條ノ一ニ該當スルトキハ約東郵便ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ

一 本令ニ違反シタルトキ

二 約東郵便物ノ規定ノ期日迄ニ納付セザルトキ

第九條 前二條ニ依リ約東郵便ノ承認ヲ取消シタルモノニ對シテハ其ノ情狀ニ依リ再ヒ約東郵便ノ承認ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第十條 本令ニ依リ所轄通信局長ニ提出スヘキ書類ハ總テ約東郵便物兼出郵便官署ヲ經由スヘシ但シ通信局長ト兼出郵便官署ト同一行政市内ニ在ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 第六條乃至第八條ニ依リ約東郵便ノ取扱承認ノ効力ヲ失ヒタルトキハ第五條ニ依ル擔保ハ之ヲ兼出人ニ還付ス但シ料金ノ滞納アルトキハ該擔保(國債ヲ擔保トナシタルモノナルトキハ之ヲ賣却シ其ノ金額ヨリ賣却費用ヲ除去リタル殘額)ヲ未納料金ニ充テ過剩額ハ之ヲ還付シ不足額ハ之ヲ追徴ス

附則

本令ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

約東郵便取扱規則ハ之ヲ廢止ス

約東郵便取扱規則ニ依リ承認ヲ受ケタル約東郵便物ハ本令ニ依リ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

郵便規則摘載

(明治三十三年九月通)

第二十四條ノ一 第三種郵便物ニ非サル印刷物ニシテ毎月一回以上繼續刊行シ且發行ノ都度其ノ當月又ハ其ノ翌月中ニ一月ノ發行ニ付百通以上兼出スモノハ約東郵便トシテ特ニ承認シタル場合ニ限リ其ノ料金ヲ前條ニ該當スルモノハ重量五十匁又ハ其ノ幅數毎ニ其ノ他ノモノハ重量三十匁又ハ其ノ幅數毎ニ金一錢トス

第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ印刷物ニ之ヲ準用ス

第六十四條 定期刊行物、書籍及印刷物ハ別ニ定ムル所ニ依リ所轄通信局長ノ承認ヲ受ケ約東郵便ト爲スコトヲ得

第六十四條ノ二 約東郵便物ハ通知ヲ要セザル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス

第六十四條ノ三 約東郵便物ニハ日附印ヲ捺捺セス

第六十四條ノ四 約東郵便物ニハ郵便切手ヲ貼付セス兼出人ニ於テ左記體形ノ印章ヲ捺捺スヘシ



直徑八分  
乃至一寸

前項郵便物ノ料金ハ毎月分ヲ翌月二十日迄ニ所轄通信局長ノ指示ニ從ヒ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第六十四條ノ五 約東郵便物ハ特殊ノ包装ヲ要スルモノノ外通貨ナル白又ハ淡色ノ紙ヲ以テ包装シ帶紙ヲ

約東郵便ニ關スル注意

一、約東郵便ノ申込ヲササムトスル者ハ申込書(第一號體形) 擔保提供書(第二號體形) 及見本一部ヲ兼出スヘシ

二、約東郵便取扱承認規則(以下取扱承認規則ト稱ス) 第五條ノ擔保額ハ當該郵便物一箇月分郵送料ノ倍額以上トシ其種類ハ現金又ハ國債ニ限ル但シ國債ノ價格ハ額面ニ依ル

三、國債ハ擔保提供書(第二號體形)ニ種類、額面、記號番號枚數及附屬利札等洩レナク記載スヘシ

四、願號又ハ名稱、兼出個數、兼出局、申出人又ハ其住所ヲ變更セムトスル時ハ第三號體形ノ願書又ハ願

書ヲ兼出スヘシ

五、兼出個數増加ノ場合ハ前號願書ニ不足額ニ相當スル擔保金額ヲ記載シタル擔保提供書(第二號體形)ヲ添付スヘシ兼出個數減少ノ場合ニアリテハ願書餘白ニ還付ヲ受ケヘキ擔保ノ種類ヲ附記スヘシ此記載ナキトキハ當局ニ於テ便宜査定スヘシ

六、申出人ノ變更ハ願書(第三號體形)ニ新舊申出人連署スヘシ舊申出人ノ連署ヲ添付スルトキハ變更ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ

七、新申出人ニ於テ舊申出人ノ提供セル擔保ヲ繼承セムトスルトキハ願書ニ其旨ヲ記載シ之ニ領收證書又ハ受領證書ヲ添付スヘシ

八、又新ニ擔保ヲ提供スルモノニアリテハ必要ナル擔保金額ヲ記載シタル擔保提供書(第二號體形)ヲ添付スヘシ

九、擔保ノ照替ヲセムトスルトキハ還付ヲ受ケヘキ擔保及ヒ之ニ代ルヘキ擔保ヲ詳記シタル請求書(第四號體形)ヲ兼出スヘシ

十、申出人ニ於テ手数料又ハ擔保ノ納付ノ通告ヲ受ケタルトキハ還付ナク指定ノ箇所ニ納入スヘシ

十一、手数料ハ當局又ハ兼出局ヘ納入スルモノトス此ノ場合ハ承認書交付ヲ以テ手数料領收ノ證明トス

十二、擔保ハ現金ハ郵便局ニ納入シ證券ハ日本銀行ニ寄託シタル上其受領證書ヲ當局又ハ兼出局ニ兼出スモノトス納付人ハ以上就レノ場合ニ於テモ領收證書又ハ受領證書ヲ取置クヘシ

十三、手数料及擔保ヲ納入セザル間ハ兼出ニ相當スル約東郵便ノ取扱ヲナサス

十四、申出人ハ取扱承認規則第六條ノ郵送票用紙ヲ第五號體形ニ依リ調製スヘシ但シ同票ハ複寫紙ニヨリ

二通ヲ作成シ内一通ハ兼出人ニ於テ保管シ置クヲ便宜トス

十三、約東郵便ヲ取消サムトスルモノハ第六號體形ニヨリ其届出書ヲ兼出スヘシ

十四、擔保ノ還付ハ當局ヨリ之ヲ納付人ニ通知ス但シ漢ハ左記方法ニヨリ取扱フ

一、現金ハ指定郵便局ニ於テ擔保ヲ爲ス

二、國債ハ當局ニ於テ受領證書ニ擔保ノ事由ヲ證明シテ交付ス

前項ニ依リ現金ノ擔保又ハ受領證書ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ領收證書又ハ受領證書相當額ニ受領證書印ノ上之ヲ兼出スヘシ

十五、證券利札受領ノ爲メ印鑑證明ヲ必要トスルトキハ願書第七號體形ヲ兼出スヘシ

十六、約東郵便ニ關スル印鑑ハ常ニ一定シ置クコトヲ要ス改印シタルトキハ保證人ヲ立テ連ニ届出ツヘシ

十七、外國ヘハ約東郵便トシテ兼出スコトヲ得ス

約東郵便ニ關スル願書書式

(第一號體形)

約東郵便申込書

一、願號又ハ名稱 東京商報

二、低減ヲ受ケキモノハ其事由 郵便規則第二十四條ノ一ノ適用ヲ受ケタルモノ(モノハ第三號體形別紙記載)

(第二號體形)

約東郵便擔保提供書

一金壹百圓也 現金

又ハ

一第四分利公債證書額面壹百圓也

內 券

百圓券ハ五〇〇三壹枚 但大正九年十二月(券面記載年月)漢以降利札附屬

右東京商報ノ約東郵便擔保トシテ提供ス

年 月 日 日本橋區區役所 東京商報 股 野 太 郎 郎

東京通信局長 殿

(第三號體形)

約東郵便變更願(願)

大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報新兼出局、又ハ新兼出個數又ハ新願號又ハ



新住所 何々々  
舊差出局、又ハ舊差出圖數又ハ舊差出圖數又ハ舊  
住所 何々々  
右及御届候(右承認相成度候)  
年 月 日 住所 何々々  
東京通信局長 股 某團

(第三號乙種形)

約束郵便申込變更願

大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報  
新申込人 住所 何々々  
舊申込人 住所 何々々  
右約束郵便申込人變更致度候間承認相成度新萬申込  
人進署ヲ以テ及御届候  
追テ擔保ハ新申込人ニ於テ全部承擔スルト共ニ本  
日迄ノ未擔料金ハ新申込人ニ於テ引受ケ支拂可申  
候也  
年 月 日 住所 何々々  
東京通信局長 股 某團

(第四號形)

約束郵便擔保組替請求書

大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認東京商報  
還付ヲ受ケヘキ擔保  
一金壹百圓也 現金 大正元年十月一日納  
新申込人 何 某團  
舊申込人 何 某團  
東京通信局長 股 某團

又ハ  
大日本帝國政府四分利公債證書額面壹百圓也  
内 譯 壹枚  
壹百圓券ハ號 第壹貳參參號  
代用擔保  
一特別五分利公債證書額面壹百圓 壹枚  
内 譯  
五拾圓券甲三九一號、三九二號、貳枚  
但大正九年十二月漢以附利札附屬  
右約束郵便擔保組替相成度此段請求候也  
年 月 日 住所 何々々  
東京通信局長 股 某團

(第五號形)

約束郵便物送票

約東郵便物送票	氏名	出人名	重量	別	個數	合計	摘要
八名編	以内	以内	以内	以内	以内	以内	
八名編	以内	以内	以内	以内	以内	以内	
八名編	以内	以内	以内	以内	以内	以内	
八名編	以内	以内	以内	以内	以内	以内	
八名編	以内	以内	以内	以内	以内	以内	
八名編	以内	以内	以内	以内	以内	以内	
八名編	以内	以内	以内	以内	以内	以内	
八名編	以内	以内	以内	以内	以内	以内	
八名編	以内	以内	以内	以内	以内	以内	
八名編	以内	以内	以内	以内	以内	以内	

一、額數又ハ名稱欄ニハ其印刷物ノ額數ヲ記載スル  
コト  
二、重量別個數欄ニハ第一種ハ十枚毎ニ第三種ハ二  
十枚毎ニ第四種ハ三十枚毎ニ區切り相當額ヲ設ケ  
其ノ商數ヲ記載スルコト  
(第六號形)  
約束郵便取消願  
大正元年十月一日約甲第一〇〇號承認  
願 東京商報  
右約束郵便トシテ郵送方承認相成度候間今同額刊ニ  
付(又ハ都合ニヨリ)其取扱ヲ取消候間此段及御届  
候也  
年 月 日 住所 何々々  
東京通信局長 股 某團

(第七號形)

印鑑證明書

住所 何々々  
何 某  
印鑑 印  
右東京商報約束郵便擔保利受領ニ付印鑑證明書被下度  
候也  
年 月 日

東京通信局長

新聞紙法及豫約出版法ニ  
依ル保證金ニ充ツルコト  
ヲ得ル有價證券ノ種類

(明治四十四年四月十六日內務省令第十五號)  
新聞紙法第十二條第三項及豫約出版法第四條第二項ニ  
依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充ツルコトヲ得  
ル有價證券ノ種類左ノ如シ  
一 國債證券  
附 則  
明治四十二年五月內務省令第十五號ハ之ヲ廢止ス  
附 則 (大正十年內務省令第五號)  
本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前納付シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行  
ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其效力ヲ有  
ス

出版法ニ據リ刻版印本ヲ  
差押ヘタルトキ取扱處分  
方

府 縣 (東京府ヲ除ク)  
新聞紙例第二十條及第十九條ニ據リ新聞紙若クハ刻版  
出版關係法規及書式

及印本ヲ差押ヘタルトキハ當該官廳ニ於テ嚴密ニ封  
ヲ施シ發行人若クハ發行所及刻版所有者ヲシテ看守セ  
シムルコトヲ得若シ發行人若クハ發行所及刻版所有者  
ノ承諾ヲ得タルトキハ警察官立合ノ上其ノ新聞紙若ク  
ハ刻版及印本ヲ破棄セシムルモ妨ナシ但明治二十一年  
一月訓令第四五號訓令第二號中第五及第四項ハ自今消  
滅シタルモノト心得ヘシ

差押出版物ノ分割還付ニ  
關スル件

(昭和二年八月十一日示達)  
一、分割還付セラルヘキ出版物及條件  
(1)主トシテ學術、文藝、美術等ニ關スル記事ヲ掲  
載シ且社會ノ文化ニ貢獻スルモノト認メラルル單行  
本文ハ週刊以上ノ雜誌及其別紙ニ限ルコト  
(2)無納本若クハ甚シキ納本遲延ノ事實アリタルモ  
ノ又ハ發行所ニ於テ差押執行ノ妨害ヲ爲シタルモノ  
ニ對シテハ原則トシテ之ヲ許ササルコト  
(3)禁止個所少數少量ニシテ容易ニ檢出消除シ得ル  
モノニ限ルコト  
(4)差押部數力相當多數ナル場合ニ限ルコト  
(5)還付ハ禁止命令アリタル日ヨリ一ヶ月以内ニ發  
行者ヨリ請求アリタル場合ニ限ルコト  
二、手續  
(1)還付決定ノ請求ハ發行所發行人又ハ其ノ代理者  
ヨリ書面ヲ以テ直接內務省ニ對シ之ヲ爲スコト  
(2)還付スヘキヤ否ハ內務省ニ於テ之ヲ決定シ請求  
者並地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下依之)

ニ之ヲ通知スルコト還付ノ實施ハ發行所發行人又ハ  
其ノ代理人ヨリ還付決定通知書ヲ寫シ添付シ差押ヲ  
爲シタル地方長官ニ之ヲ請求スルコト尙消除個所ハ  
內務省ノ決定ニ依ルコト  
三、費用  
還付ニ要シタル費用ハ凡テ請求者ノ負擔トスルコト  
尙差押中ニ生シタル破損等ニ對シテハ責任ヲ負ハサ  
ルコト  
地方長官ハ必要ト認ムルトキハ還付費用ノ豫定額ヲ  
前納セシムルコトヲ得  
四、注意事項  
將來本示達ニ依リ分割還付ヲ實施スルニ當リ禁止處  
分アリタル旨ヲ廣告又ハ宣傳ニ利用シ又ハ利用セシ  
メタルニ於テハ爾後特典ニ與リ得サルコト  
五、再出版ノ監督  
還付ヲ受ケタル出版物ヲ用ヒ其儘又ハ加工シテ再發  
行スルトキハ出版法又ハ新聞紙法ニ依リ納本ヲ要ス  
ルハ勿論ナリト雖モ題名(普通出版物ノ場合ニ限ル)  
發行日付號數裝裝其他ヲ適宜變更シ一見シテ禁止出  
出版物トシテ區別シ易カラシメ再頒布前差押官廳ノ檢  
査ヲ受ケタルコト、但シ改裝其ノ他ノ爲ニ取極メタル  
場合ニ於テハ便宜上發行所發行人地方長官ノ檢査ヲ受  
ケタルコトヲ妨ケス  
六、參考上必要部數ノ保留  
差押出版物ハ原本ノ儘出版警察ノ參考上必要ナル部  
數ヲ內務省ニ保留スルコト其部數ハ決定書ヲ以テ之  
ヲ通知ス  
七、新聞紙法ニ依リ週刊以上ノ雜誌  
新聞紙法ニ依リ發行スル雜誌ト雖モ週刊以上ノモノ  
ハ前各項ニ依リ處理スルコト

(備考) 本件に關しては昭和二年九月一日發行の軍行本又は月刊以上の雜誌より之を實施中の處、昭和四年六月七日更に週刊以上の出版物に對しても分別選付許可相成旨追加せらる

出版ニ關スル取締諸法令

刑法 (抄)

第七百七十五條 毀壞ノ文書圖書、其ノ他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ
第七百三十條 公然事實ヲ揭示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其ノ事實ノ有無ヲ問ハズ一年以下ノ懲役若クハ罰金又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ同罪ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セズ
第七百三十一條 事實ヲ揭示セテ雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
民法 (抄)
第七百九條 故意又ハ過失ニ因リ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス
第七百十條 他人ノ身體、自由又ハ名譽ヲ害シタル場合ト財産權ヲ害シタル場合トヲ問ハズ前條ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ對シテモ其賠償ヲ爲スコトヲ要ス

治安警察法 (抄)

第七百二十三條 他人ノ名譽ヲ毀損シタル者ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ損害賠償ニ代ヘ又ハ損害賠償ト共ニ名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ命スルコトヲ得
第十六條 街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、圖書詩歌ノ揭示、頒布、朗讀若クハ放吟又ハ音聲形容其ノ他ノ作為ヲ爲シ其ノ狀況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得
第十九條 第十六條ノ禁止ノ命ニ違背シタル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

警察犯處罰令

(明治四十一年九月二十)(抄)
(九月內務省令第十六號)

第二條 各ノ各號ノ一ニ設置スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
六 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
七 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購置又ハ廣告掲載ニ付強テ其申込ヲ求メタル者
八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

菊御紋並禁裏御用等ノ文字濫用ヲ禁ス

(明治元年三月二十八日大政官布告)
一 禁裏御用或ハ 禁裏御料又ハ 禁裏御内杯ト會符勝示杭御札等ニ書記シ候儀ハ有之間敷事ニ候處往々見受候ニ付以來迄度相改御用御料ト而已書記イタシ候儀被仰出候事但御札ハ姓名相記シ又ハ官名役名等記シ候儀不苦候事
一 提燈又ハ陶器其ノ他賣物等工御紋ヲ畫キ候事共如何ノ儀ニ候以來右之類 御紋ヲ私ニ附ケ候事此度可禁止旨被 仰出候事
但御用ニ付是迄被免ノ分モ一應伺出可申事
右之通被仰出候儀未々迄不洩候可申事
明治四年六月十七日大政官布告
菊御紋禁止ノ儀ハ衆テ御布告有之候處猶又向後由緒ノ有無ニ不關皇族ノ御體ヲ被禁止儀之御紋ニ紛雜品相用候儀モ同様不相成儀相改可申事

御肖像ニ關スル取締方

(明治三十一年十二月二十八日內務省省令)
御肖像ハ左ノ各項ニ準據シテ苟モ心得違ノ次第無之雖厚ク注意ヲ加フヘシ右諭告ス
第一 天皇皇族ノ御肖像ハ其尊嚴御體ヲ御記シタルト否トヲ問ハズ御肖像トシテノ外ハ寫出スヘカラス
第二 御肖像ハ總テ粗造ニ流レ不敬ニ涉ルヘカラス
第三 御肖像ハ不敬ニ涉ルヘキ場所ニ掲ケ又ハ陳列スヘカラス
第四 御肖像ハ露店ニ於テ發賣頒布スヘカラス

弘曆者ノ外頒曆取扱ヲ禁ス

(明治三年四月二十)(抄)
(二日大政官布告)

頒曆授時之儀ハ至重ノ典章ニ候處近來種々之類曆世上ニ流布候處無事ニ候自今弘曆者之外取扱候儀一切嚴禁被仰出候事

本曆略本曆頒布及一枚摺曆略出版法

(明治十五年四月十六日)(抄)
(本政官布告第八號)

本曆略本曆ハ明治十六年曆ヨリ伊勢神宮ニ於テ頒布セシムヘシ
一枚摺曆ハ明治十六年曆ヨリ何人ニ限ラス出版條例ニ準據シ出版スルコトヲ得但明治九年十月內務省甲第三十九號布達ハ取消ス
右布達候事 (內務卿連署)

一枚摺曆出版ノ規定

(明治二十三年十月三十一日大政官令第二號)
(明治四十四年十一月二十九號)
(明治十五年四月十六日大政官令第二十九號)

明治十五年四月太政官第八號布達第二項ニ依リ出版スル所ノ一枚摺曆ハ自今左ノ規定ニ依ルヘシ
一 一枚摺曆ハ左ニ列記スル事項ニ限リ記載スルモノトス
一 年號及紀元ノ年數千支
一 毎月ノ一日
一 日食其時間

出版關係法規及書式

神社寺院ノ守札及神佛號記載ノ畫像出版ニ關スル達

(明治十五年十月內務省令第五十五號)

神社寺院ノ守札ト可認ノモノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其ノ神社寺院ノ外出版不相成儀ト可認此旨相達候事但從前頒布ノ分ト雖モ本文ニ抵触シ不都合ト認ムル場合ニ於テハ更ニ申出ツヘシ

大日本帝國憲法 (抄)

第二章臣民權利義務
第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

未發表ノ著述ノ稿本ニ關スル民事訴訟法

第五百七十條 左ニ掲グル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

文部省圖書推薦規程

(昭和五年九月一日文部省令第二十二號)

第十二 債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル聲明ニ關スル物及ヒ債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル著述ノ稿本然レトモ債務者ノ承諾アルトキハ第三號乃至第八號ニ掲ケタル物ヲ除外之ヲ差押フルコトヲ得
第一條 社會教育ニ裨益アリト認メラルル圖書ニシテ特ニ優良ナルモノハ本令ニヨリ之ヲ推薦ス
第二條 推薦ヲ受ケタル圖書ニハ文部省推薦ノ文字ヲ記入スルコトヲ得之ヲ力記入ヲナス場合ニハ推薦ヲ受ケタル年月日ヲ明記スルコトヲ要ス
前項ノ記入ヲナシタル圖書ニ係正ヲ加ヘタルトキハ其ノ發行者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ文部大臣ニ届出ツヘシ
第三條 推薦シタル圖書ニシテ修正其ノ他ノ事由ニヨリ必要アリト認ムルトキハ推薦ヲ取消スコトアルヘシ
第四條 推薦シタル圖書ノ名稱冊數定價發行ノ年月日並著作者及發行者ノ住所氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公示ス推薦ヲ取消シタルトキ亦同シ

文部省圖書認定規程

(大正十五年一月九日文部省令第二號)

出版關係法規及書式

第一條 社會教育ニ裨益アリト認めル圖書ハ本令ニ依リ之ヲ認定ス
第二條 圖書ノ著作者又ハ發行者ニ於テ圖書ノ認定ヲ受ケントスルトキハ其ノ圖書ニ部及手数料ヲ添ヘ別紙様式ノ認定願書ヲ文部大臣ニ提出スヘシ
第三條 手数料ハ圖書一部ニ付其ノ圖書三部ノ定價ニ等シキ金額トス出願ノ際文部大臣官房會計課ニ納付スヘシ
(文部大臣ニ於テ必要ト認めルトキハ手数料ヲ免除スルコトアルヘシ既納ノ手数料ハ之ヲ還付セシム)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正二年文部省令第二十二號通俗圖書認定規程ハ之ヲ廢止ス

從前ノ規定ニヨリ認定シ又ハ認定ヲ申請シタル圖書ハ本令ニ依リ之ヲ認定シ又ハ認定ヲ申請シタルモノト看做ス
(別記) 様式 圖書認定願書

Table with 4 columns: 圖書ノ名稱, 冊數, 著作者ノ住所氏名, 發行者ノ住所氏名, 發行ノ年月日, 定價

右ノ圖書御認定相成度該圖書ニ部及手数料金...相添此段及御願候也
年月日 住所氏名 姓名

軍隊教育用圖書檢閱規則

第一條 軍隊教育ノ目的ヲ以テ陸軍官憲ニ於テ發行シタル圖書圖書ノ圖刺物ハ陸軍官憲ノ檢閱ヲ受ケタルモノニ限リ軍隊ニ使用セシム
第二條 本規則ニ依リ檢閱スヘキ圖書圖書ノ名目ハ之ヲ告示ス
第三條 第一條ノ圖書圖書ヲ圖刺物スル者ハ其ノ圖刺物ノ檢閱ヲ陸軍官憲ニ出願スルコトヲ得
前項ノ檢閱ハ東京府下ニ在リテハ陸軍省、其ノ他ノ地ニ在リテハ所在地附近ノ軍隊ニ於テ之ヲ行フ
第四條 圖刺物ニハ左ノ各號ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス
一 圖刺物ノ體裁ハ概ネ陸軍官憲ニ於テ發行シタル

附則

本令施行前ノ規定ニ依リ檢閱済ノ圖刺物ニ限リ本規則第六條及第八條ノ規定ヲ適用セシム

教科用圖書檢定規則

第一條 教科用圖書ノ檢定ハ師範教育令中學校令高等女學校令小學校令及教則ノ旨趣ニ合シ教科用圖書ニ限リ之ヲ認定スルモノトス本規則ニ於テ教科用圖書

出版關係法規及書式

ト稱スルハ師範學校中學校高等女學校ニ關シテハ生徒使用圖書トシ小學校ニ關シテハ教師用圖書及兒童用圖書トス
前項ノ教師用圖書トハ教授スヘキ事項教授上ノ注意及應用ニ關スル事項等ヲ記載シタル圖書又ハ該圖書ニ附屬シテ兒童ニ示ス目的トスル掛圖類ヲ云フ
第二條 圖書ノ發行者ハ該圖書ノ檢定ヲ文部省ニ請フコトヲ得
外國ニ於テ發行シタル圖書ハ左ノ各號ノ一ニ當ルモノニ限リ發行者ニ於テ其圖書ノ檢定ヲ文部省ニ請フコトヲ得
一 師範學校中學校又ハ高等女學校ニ於ケル英語獨語佛語ノ教科用ヲ目的トスルモノ
二 小學校ニ於ケル英語ノ教科用ヲ目的トスルモノ
第三條 第二條ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ圖書一種ニ付其目的トスル所ノ學校一種毎ニ第一條第二項ノ掛圖類ハ二部ノ定價其ノ他ハ二部ノ定價ニ等シキ手数料及該圖書二部ヲ檢定願書ニ添ヘ文部省ニ納ムヘシ但檢定ヲ得タル後定價ヲ増加シタルトキハ本令ノ例ニ準シ其額額ヲ追納スヘシ
定價ノ記載セサル圖書ハ檢定セズ
第四條 第二條ニ依リ檢定ヲ請ヒタル圖書中取少ノ條正ヲ加アレハ檢定ヲ與フルコトヲ得ヘシト認めルモノアルトキハ其額額ヲ檢定出願者ニ指示スルコトアルヘシ
檢定ヲ與ヘタル圖書中修正ヲ要スルモノアリト認めルトキハ其額額ヲ檢定者ニ指示シテ修正セシムルコトアルヘシ
發行者前項ノ指示ニ從ハサルトキハ其ノ圖書ノ檢定ノ效力ヲ取消スコトアルヘシ

第五條 檢定シタル圖書ハ文部省ヨリ官報ヲ以テ其名稱、冊數、定價、目的トスル學校並學科ノ種類、發行ノ年月日該圖書ニ記載スル所ノ著譯者及發行者ノ住所姓名等ヲ廣告スヘシ
第六條 檢定ノ效力ハ檢定ヲ得タル後修正ヲ加ヘタル圖書ニ及ハサルモノトス
第七條 第五條ニ依リ廣告シタル定價、發行ノ年月日及著譯者及發行者ノ住所姓名等ニ異動ヲ生シ圖書中其記載方ヲ變更シタルトキ又ハ同條ニ依リ廣告シタル冊數ヲ變更シタルトキハ更ニ官報ヲ以テ其旨ヲ廣告スルニアラサレハ檢定ノ效力該圖書ニ及ハサルモノトス
第八條 檢定出願者ニシテ檢定ヲ得サリシ事由ノ大要ヲ知ラントスルトキハ指合到達ノ日ヨリ六十日以内ニ願出ツヘシ
第九條 檢定出願中ノ圖書若クハ檢定ヲ得タル圖書ニ修正ヲ加ヘ檢定ヲ請フ者ハ更ニ第三條ノ手数料ヲ納ムヘシ但第四條ノ指示ヲ受ケテ修正ヲ加フル場合ハ此限ニアラス
第十條 圖書ノ發行者ハ其檢定ヲ得タル圖書ニシテ第七條ノ變更アルニ當スルトキハ其事項ノ廣告ヲ文部省ニ請フヘシ
第十一條 檢定ヲ請ヒタル後其額額下ヲナストキ又ハ其他何等ノ事由アリトモ既ニ納メタル手数料ハ之ヲ還附セサルモノトス
第十二條 本規則ニ於テ修正ト稱スルハ圖書ノ名稱ヲ變更シ又ハ文字句讀ヲ増減若クハ校訂シ又ハ枚數行數字體形ヲ變更シ又ハ檢定願書ニ添ヘ差出シタル圖書ニ比シ紙質印刷ヲ粗惡ニシ又ハ註解附録序跋ヲ加除若クハ變更スル場合ヲ包含スルモノトス

第十三條 第四條ニ依リ圖書中修正スヘキ條目指定シタルトキハ一箇年以内ニ其額額ヲ修正シテ該圖書ノ檢定ヲ追願スヘシ此期限内ニ修正追願セサルトキハ該圖書ハ檢定ヲ與ヘズ
第十四條 檢定ヲ得タル圖書ハ毎冊表紙又ハ扉二年月日及著譯者姓名何學校何學科用ノ文字ヲ記載スヘシ但小學校教科用圖書ニ在リテハ仍舊教師用ノ別ヲ附記スヘシ
第十五條 檢定ヲ得サル圖書若クハ第六條第七條ニ依リ檢定ノ效力ノ及ハサル圖書ニ文部省檢定濟其他之ニ當ル文字ヲ記載シテ發行シ又ハ情ヲ知リテ其ノ圖書ヲ受託販賣スルコトヲ得ス
第十六條 第十五條ニ違背シタル者ハ二十五圓以内ノ罰金又ハ二十五日以下ノ禁錮ニ得ス
第十七條 圖書ハ其全部額ヒタルモノニアラサレハ檢定セズ
第十八條 第六條第七條ニ依リ檢定ノ效力ノ及ハサル圖書ニ文部省檢定濟其他之ニ當ル文字ヲ記載シテ發行シタルトキハ其額額ノ効力ヲ取消スコトアルヘシ
第十九條 第二條第二項ニ依リ檢定ヲ請フ者ニシテ帝國内ニ住所有セサルトキハ檢定ニ關スル一切ノ事項ヲ代理セシメンカ爲ニ帝國内ニ住所有スル者ニ就キ代理人ヲ定ムヘシ
第二十條 檢定ヲ得タル圖書ノ發行者ハ次學年ノ始ヨリ起算シ五箇年間其ノ圖書ノ供給ヲ止ムルコトヲ得但特別ノ事情アル場合ニ於テ文部省ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ニ規定セル期間滿了後其ノ圖書ノ供給ヲ止メントスルトキハ發行者ニ檢定濟年月日ヲ具シ其ノ前年

九月末日迄ニ文部省ニ届出ツヘシ  
第二十三條 第十四條若クハ第十五條ノ規定ニ違背シ  
タル者又ハ第二十二條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケス若  
クハ届出ツテセシテ圖書ノ供給ヲ止メタル者ノ發  
行ニ係ル圖書ニ對シテハ檢定ヲ行ハサルコトアルヘ  
シ  
第二十四條 第二條ニ依リ檢定ヲ請フ者ハ甲號書式ニ  
依リ第十三條ニ依リ追願スル者ハ乙號書式ニ依リ又  
檢定ヲ得タル圖書ニ修正ヲ加ヘ檢定ヲ請フ者ハ丙號  
書式ニ依リ届出ツヘシ

教科書檢定ニ關スル願  
届書式

(甲號書式) 檢定願

圖書ノ 名稱	卷冊ノ 數	著譯者 ノ住所 氏名	發行所 ノ住所 氏名	發行ノ 年月日	目的トス ル學科ノ 種類
-----------	----------	------------------	------------------	------------	--------------------

右ノ圖書檢定相成度該圖書……部及手数料金相添  
此段相願候也  
年 月 日 住 所 氏 名  
文部大臣 宛

(乙號書式) 檢定追願

圖書ノ 名稱	卷冊ノ 數	著譯者 ノ住所 氏名	發行所 ノ住所 氏名	修正發 行ノ年月 日	目的トス ル學科ノ 種類
-----------	----------	------------------	------------------	------------------	--------------------

右ハ年月日附檢定願届出候處 年月 日ノ御  
指示ニ基キ今般修正發行致候間尙御檢定相成度該圖  
書……部相添ヘ此段相願候也  
年 月 日 住 所 氏 名  
文部大臣 宛

(丙號書式) 修正檢定願

圖書ノ 名稱	卷冊ノ 數	著譯者 ノ住所 氏名	修正發 行ノ年月 日	目的トス ル學科ノ 種類	修正要 領
-----------	----------	------------------	------------------	--------------------	----------

右ハ年月日檢定済ノ處修正發行致候間御檢定  
相成度該圖書……部及手数料金……相添ヘ此段相願  
候也  
年 月 日 住 所 氏 名  
文部大臣 宛

掲載廣告索引

<b>ア</b> アトリエ社 (現代ユーモア小説全集其他) ……七二四 アトリエ社 (空芥子園畫傳其他) ……七二五 アルス (小型カメ) ……九四八 青野文魁堂 (増補解釋其他) ……七二九	<b>イ</b> 岩波書店 (岩波英語辭典其他) 前付一 岩波書店 (哲學の根本問題其他) ……一六五 岩波書店 (山東京傳の研究其他) ……一六六 岩波書店 (福澤諭吉其他) ……一六七 岩波書店 (化學概説・總論其他) ……一六八	<b>ウ</b> 牛山堂 (戀の紋章其他) ……一三三 内田老鶴圃 (物理學通論其他) ……九三九	<b>オ</b> オーム社 (電氣工事讀本) ……九三三 オーム社 (マンドリン教則本上巻其他) ……九三三	<b>カ</b> 家事及裁縫社 (高等裁縫科指導細案其他) ……三二四 改造社 (渡邊華山其他) ……一三六 開成館 (公民科設問解答其他) 前付二 開拓社 (標準英語單語集) ……一九〇 開拓社 (英語讀本) ……一九一 海文堂 (滿洲國地圖其他) ……一三〇 金原商店 (醫學統計の理論と其應用其他) ……七三〇 考へ方研究社 (しは算術及び考へ方) ……一三九	<b>キ</b> 共益商社書店 (辭彙辭典其他) ……二三四 共立社 (民間傳事論其他) ……七〇七 京文社 (西洋音樂史) ……九四四 協調會 (歐州土地制度改革史論) ……五五六	<b>ク</b> 近代社 (津我子供服其他) ……六二四 金星堂 (威激實話全集) ……二二四 九段書房 (世界大地圖其他) ……一三九 栗田書店 (萬葉集考説其他) ……四〇一 黒白書房 (支那オレンヂの秘密其他) ……一〇六	<b>ケ</b> 啓成社 (大字典其他) ……九五〇 啓文社 (古香叢話其他) ……七二二 警醒社 (基督教大辭典其他) ……一三三八 研究社 (新英和大辭典其他) ……一三八二 研究社 (スターム英和辞典) ……一八三 健文社 (修身論其他) ……一六八 健文社 (最新英文法講義其他) ……一七三 健文社 (花道其他) ……一七三 健文社 (是で描いた漫畫其他) ……一七四 健文社 (チャタレイ夫人の戀人其他) ……一七五 玄光社 (寫眞サロン其他) ……九三一 言海書房 (日滿支經濟論其他) ……一七〇
--	--	---	--	---	---	---	--

讀 書 人 の 雜 誌  
東 京 堂 月 報  
每 月 一 回 定 價 十 錢

工式書房 (分析化學 其他) ... 二九	五色屋書房 (氏神と氏子 其他) ... 二六	甲子社 (醫事法制學概論 其他) ... 九四六	交蘭社 (現代俳句季語解 其他) ... 六九五	弘道閣 (博物學 其他) ... 三三七	弘文堂 (獨學受驗指導研究 其他) ... 六九八	厚生閣 (日本現代文章講座 後見返) ... 二四三	洪洋社 (數寄屋聚成 其他) ... 二四三	興文社 (意味の意味 其他) ... 九八八	廣文館 (愛龍代數學 其他) ... 一六九	廣文館 (東亞先覺志士記傳 其他) ... 二五〇	廣文館 (最新自動車講義 其他) ... 七三三	左文字書店 (書道の手づき別冊選集 其他) ... 二二七	三學社 (辭) ... 一九五	三教書院 (いてふ 其他) ... 六九〇	三成社 (習字新法 其他) ... 二〇〇	三省堂 (コンサイス語和辭典) ... 二四三	三省堂 (改訂コンサイス英和辭典) ... 二四三	三省堂 (廣辭林 新訂版) ... 二四三	三友社 (日本歴史代詞訳語解 其他) ... 二二一	山崎堂出版部 (研究英文の解釋 其他) ... 二七九	山海堂出版部 (漢物學の講義 其他) ... 一八〇	四海書房 (歴史教育講座 其他) ... 一九四	至文堂 (改訂倫理學概論 其他) ... 七二〇	至文堂 (古代日本精神文化の研究) ... 七二一	實業之日本社 (手相新解 其他) ... 一三三	實用雜誌社 (實用) ... 九四三	秀文閣書房 (二日一言 其他) ... 七二六	書物展望社 (きよろろろ 其他) ... 二四〇	尚文堂 (語彙和新辭典 其他) ... 二二三	松榮堂 (フィルム 寫真術の初歩 其他) ... 二〇四	裳華房 (高等動物學 其他) ... 九三二	受驗界社 (變換界 其他) ... 九三六	新潮社 (日本文學大辭典) ... 九三三	新生堂 (福音書概論 其他) ... 六九七	須原屋書店 (數寄屋建築 其他) ... 九五三	崇文堂出版部 (世界各國史 其他) ... 六九四	成美堂 (現代教育學大系) ... 九一九	政教社 (日本及日本人 其他) ... 九五一	大野書房 (姓氏家系大辭典) ... 四四二	聖公會出版部 (電話の泉 其他) ... 二七四	續文堂 (最新青年學校教科書 其他) ... 三三二	山海堂出版部 (カシヨリ初等數學 其他) ... 一八二	創文社 (學習國史のまとめ 其他) ... 三三一	全日本新聞 (眞理 其他) ... 七〇五	創文社 (英語基礎單語四〇〇 其他) ... 二二七	大觀堂 (英語文法 其他) ... 二二〇	大觀堂 (英語文法 其他) ... 二二〇	大觀堂 (英語文法 其他) ... 二二〇	大觀堂 (英語文法 其他) ... 二二〇	大地書院 (本邦植物圖誌) ... 九四七	大地書院 (古今世界大海戰史 其他) ... 七〇六	大日本圖書 (物理學講義 其他) ... 七〇九	大日本圖書 (明治大帝 其他) ... 一九六	大日本圖書 (武藤山治百話 其他) ... 一九七	大日本圖書 (戰中橫斷三百里 其他) ... 一九八	大明堂 (國文法の學習と練習 其他) ... 七二五	太陽堂 (英米會話の實例と練習 其他) ... 七二六	泰文館 (農村の全村學) ... 一九五	第一書房 (伊太理語辭典 其他) ... 二四六	第一書房 (夏目文學讀本 其他) ... 二四六	第一書房 (第一戀 愛無 其他) ... 二四七	高岡本店 (最新ロシヤ語講義 其他) ... 二四九	橋書店 (最新ロシヤ語講義 其他) ... 二四九	平野書房 (完全なる夫婦 其他) ... 一九三	平野書房 (家庭に於ける子女の教育 其他) ... 一九三	富山房 (詳解漢和大辭典) ... 六八八	富山房 (大言海 其他) ... 六八九	普及社 (人情詞世訓川柳選話 其他) ... 三三三	婦女界社 (日本婦道講義 其他) ... 一三七	婦人之友社 (婦人子供養育叢書 其他) ... 九一四	文化書房 (文化裁縫講義 其他) ... 九二六	文化書房 (教育科講義 其他) ... 三二四	文華堂 (日向の自然と生物) ... 七七八	文華堂 (樂編圖案集 其他) ... 七〇八	文學社 (日本文學體系講義 其他) ... 九三三	文藝春秋社 (文藝春秋 其他) ... 一三五	文原堂 (商法概論 其他) ... 七三三	文原堂 (清朝儒學史概論 其他) ... 七三四	文原堂 (低能兒教育の實際 其他) ... 六九一	文原堂 (微分學演習 其他) ... 八四四	文原堂 (白隠禪師法語集 其他) ... 三三三	文原堂 (訂大日本歷史集成) ... 三三八	平凡社 (家庭百科全書) ... 九三三	平凡社 (最新青年學校教科書 其他) ... 三三二
-----------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------	---------------------------	----------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	---------------------------	--------------------------	-------------------------------	-----------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------	---------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------	-------------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	--------------------------	---------------------------	-----------------------	-------------------------	------------------------	--------------------------	----------------------------	------------------------------	---------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------------	---------------------------	--------------------------	-------------------------------	-----------------------	----------------------	----------------------------	--------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	---------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------	--------------------------	------------------------	----------------------	----------------------------

地形社 (大東京表現地圖 其他) ... 三三〇	司書院 (新編英文解釋法 其他) ... 二八七	電氣之友社 (最新電氣磁氣學) ... 七〇四	刀江書院 (教育叢書) ... 三三三	刀江書院 (兒童叢書 其他) ... 三三三	東宛書房 (生活と精神の科學叢書 其他) ... 七二二	東京公民社 (農業生産物の製造法 其他) ... 三三〇	東京堂 (夢と哲學) ... 三三四	東京堂 (農業集の文化史的研究) ... 六三〇	東京堂 (トルストイとドストエフスキ) ... 八三三	東京堂 (世界古代文化史) ... 九五四	東京堂 (古今和歌集評釋上) ... 二〇六	東京堂 (古今和歌集評釋下) ... 二一九	東京堂 (日本文學全集) ... 二二五	東京堂 (江戸文藝學史) ... 三三六	東京堂 (明治文藝學史) ... 三三七	東京堂 (上代文藝學史) ... 三三八	東京堂 (東洋經濟新報 其他) ... 九三九	同文書院 (漢動物學 其他) ... 二七六	同文書院 (綜合國史研究 其他) ... 二七七	德文堂 (最新自動車教科書 其他) ... 九三〇	獨立堂書店 (内村鑑三傳 其他) ... 七七七	南山堂 (和漢辭典) ... 三三八	南山堂 (少年滿洲帝國全史 其他) ... 三三五	南光堂 (漢和大辭典 其他) ... 三二六	二松堂 (圖書出版代理部 其他) ... 五八八	日英社 (サン英和辭典 其他) ... 六九八	日英社 (模範獨語講義 其他) ... 二〇五	日本棋院 (棋道 其他) ... 六六二	日本評論社 (法律讀本 其他) ... 九四〇	日本評論社 (子供のテキスト 其他) ... 二三四	野ばら社 (昭和十一年兒童年鑑 其他) ... 六七四	パイロット社 (虎の巻パイロット詳解) ... 一八六	パイロット社 (合理的製圖法教科書 其他) ... 二二二	培風館 (最新代數學精義 其他) ... 六八六	培風館 (無機化學要論 其他) ... 六八七	博文館 (辭) ... 七〇〇	平野書房 (完全なる夫婦 其他) ... 一九三	平野書房 (家庭に於ける子女の教育 其他) ... 一九三	富山房 (詳解漢和大辭典) ... 六八八	富山房 (大言海 其他) ... 六八九	普及社 (人情詞世訓川柳選話 其他) ... 三三三	婦女界社 (日本婦道講義 其他) ... 一三七	婦人之友社 (婦人子供養育叢書 其他) ... 九一四	文化書房 (文化裁縫講義 其他) ... 九二六	文化書房 (教育科講義 其他) ... 三二四	文華堂 (日向の自然と生物) ... 七七八	文華堂 (樂編圖案集 其他) ... 七〇八	文學社 (日本文學體系講義 其他) ... 九三三	文藝春秋社 (文藝春秋 其他) ... 一三五	文原堂 (商法概論 其他) ... 七三三	文原堂 (清朝儒學史概論 其他) ... 七三四	文原堂 (低能兒教育の實際 其他) ... 六九一	文原堂 (微分學演習 其他) ... 八四四	文原堂 (白隠禪師法語集 其他) ... 三三三	文原堂 (訂大日本歷史集成) ... 三三八	平凡社 (家庭百科全書) ... 九三三	平凡社 (最新青年學校教科書 其他) ... 三三二
--------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------	------------------------	------------------------------	------------------------------	--------------------	--------------------------	-----------------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-------------------------	------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------	---------------------------	------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	-------------------------	-----------------	--------------------------	-------------------------------	-----------------------	----------------------	----------------------------	--------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	---------------------------	-------------------------	-----------------------	--------------------------	---------------------------	------------------------	--------------------------	------------------------	----------------------	----------------------------

<p>兵式用圖書 (學校教誨必携 其他) ……七〇三</p> <p>ホ</p> <p>芳文堂 (源氏物語講義 其他) ……一八五</p> <p>法律評論社 (法律年鑑 其他) ……七三三</p> <p>豐國社 (現代日本史 其他) ……六八三</p> <p>寶文館 (日本文法學概論 其他) ……九四四</p> <p>北海出版社 (新青年學校教本 其他) ……一九九</p> <p>北星堂 (日本外交史) ……一三三三</p> <p>北星堂 (南洋 荷 露) ……一三三三</p> <p>北陸館 (日本水産動植物圖集) ……九四〇</p> <p>北陸館 (日本昆蟲圖鑑 其他) ……九四一</p> <p>マ</p> <p>松邑三松堂 (優良圖書一覽 其他) ……三三九</p> <p>丸善株式会社 (工業材料便覽(非金屬) 其他) ……二二八</p> <p>ミ</p> <p>三笠書房 (讀本現代日本文學 其他) ……七〇一</p> <p>瑞穂書院 (大 鐘 通 釋 其他) ……六九三</p> <p>メ</p> <p>目黒書店 (皇 國 日 本 其 他) ……九一八</p> <p>明治書院 (字 源) ……九一六</p> <p>明治書院 (古事記新編 其他) ……九一七</p> <p>明文社 (祝詞作例文範 其他) ……二二五</p> <p>明文堂 (實用 農 藝 全 書) ……九一七</p>	<p>モダン日本社 (モダン日本 其他) ……九二九</p> <p>モナ ス (最新教育學概論 其他) ……九三三</p> <p>ユ</p> <p>有精堂出版部 (交響幾何のあたまたき 其他) ……一八八</p> <p>有精堂出版部 (交響代數のあたまたき 其他) ……一八九</p> <p>有斐閣 (獨逸法律語彙同辭 其他) ……四九六</p> <p>有朋堂 (商業英語の研究法 其他) ……六八四</p> <p>有朋堂 (國際貿易活法 其他) ……六八五</p> <p>雄山閣 (泰 月 集 其 他) ……一三三四</p> <p>雄風館書房 (金融機構論 其他) ……六九二</p> <p>ヨ</p> <p>養賢堂 (應用植物及動物 其他) ……二四九</p> <p>臨曲界發行所 (能 樂 年 鑑 其 他) ……二四八</p> <p>吉田工務所 (特産 染 物 の 實 際 其 他) ……七二六</p> <p>ラ</p> <p>樂浪書院 (萬葉集總釋 其他) ……九三〇</p> <p>リ</p> <p>立命館出版部 (民法一九二條の研究 其他) ……三二六</p> <p>立命館出版部 (人口統計に於ける諸問題 其他) ……三三九</p> <p>龍吟社 (全國優秀農家組合行脚 其他) ……九四四</p> <p>料理の友社 (料理の友) ……二二二</p>	<p>織友會 (繡 友 其 他) ……六九六</p> <p>林平書店 (言 語 其 他) ……九四三</p> <p>口</p> <p>六星館 (基礎日本語 其他) ……三三六</p> <p>ワ</p> <p>早稻田大學 (外國特許の関へ方と 其出願手續 其他) ……九四九</p>
--	--	--

早稻田大學 教授 窪田空穂 著 (題簽 尾上柴舟博士)

# 古今和歌集評釋上

大切な書物

尾上篤二郎

歌壇には色々書物が出る。歌集のことは云ふ迄もないが、歌集以外にも種々な書物が出る。中には學界にとつて大切な書物が出る。たとへば齋藤茂吉氏の『楠本人傳』や窪田空穂氏の『新古今和歌集評釋』上下巻、『古今和歌集評釋』上巻などと言ふ大切な、そして浩瀚な名著が出る。(中略)

窪田空穂氏の新古今廿巻の評釋は

既に空然の名著として國文學界の珍重する所である。然るに最近殆ど七頁に近い、尅大な『古今和歌集評釋』の著が有り、これは假名序から物名までの評釋で、下巻の原稿ももう出来上つてゐるのだから、先づ前著をしのぐ程の大勞作である。(中略)

縁にやる。惑ひもまよひもしない。或人が窪田の歌をかきわけける力は神に近いと云つたが、いま我々が讀んでもどうもそんな氣がする。(以下略)

上 日本短歌三月號より

菊判七七〇頁函入  
玉絹織布美裝  
定價金四圓五拾錢  
送料金廿二錢

新古今和歌集評釋(上)

(四版) 税價四・二〇

新古今和歌集評釋(下)

(三版) 税價四・二〇

東京堂

東京下段九番〇七二

書圖行發部版出社一ワパ

清家正・茂森重男共編 A列4列 十枚 合理的製圖法教科書文字編 定價金貳拾錢 送料四錢	清家正・茂森重男共編 A列4列 十八枚 合理的製圖法教科書基礎編 定價金五拾錢 送料四錢	清家正著 A列4列 七十枚 合理的製圖法教科書電機編 定價金五拾錢 送料四錢	清家正著 A列4列 四十餘頁 全訂版製圖論 定價金貳圓八拾錢 送料拾八錢	清家正著 布裝全一冊 五百六十一頁 誘導電動機の計算 定價金五圓八拾錢 送料貳拾七錢	清家正著 布裝全一冊 四百五十一頁 交流電機の捲線法 定價金四圓八拾錢 送料貳拾七錢	松岡唯次著 布裝全二冊 上下卷 變壓器概論 定價金各參圓 送料各拾八錢	松岡唯次著 布裝全一冊 百八十頁 交流整流子電動機 定價金貳圓 送料拾四錢	工學士山下仙之助著 布裝全一冊 百七十一頁 機械部分之設計 定價金貳圓 送料拾四錢
工學士山下仙之助著 布裝全一冊 蒸氣機關之設計 定價金壹圓八拾錢 送料拾四錢	工學士山下仙之助著 布裝全一冊 蒸氣汽罐之設計 定價金壹圓八拾錢 送料拾四錢	松本・片岡共著 布裝全一冊 五百七十頁 物理學實驗基礎 定價金壹圓九拾錢 送料貳拾七錢	川井一著 布裝全一冊 二百九十四頁 材料學 定價金壹圓八拾錢 送料拾八錢	川井一著 布裝全一冊 五百五十頁 初等材料學 定價金壹圓 送料拾八錢	川井工學士・片岡理學士共著 布裝全一冊 五百頁 最新實用高等數學 定價金四圓 送料貳拾四錢	高尾正明著 布裝全一冊 五百九十頁 應用力學精義 定價金四圓 送料貳拾七錢	松本理學士・片岡理學士共著 紙裝櫻線 最新計算尺の原理及使用方法 定價金四圓五錢 送料貳錢	櫻本竹治著 布裝一二〇頁 最新化學講義 特價合本金五圓 上卷三圓參拾錢 下卷貳圓貳拾錢

部版出社一ワパ

地番七目丁三町川小區田神市京東  
地番八三一目丁一通町元區戶神市戶神  
番三一五一五四阪大座口替振

料資究研洲滿新最

滿鐵會社總務部編 版新 滿洲概觀寫真帖 定價金一圓五十錢 送料金十四錢	關東州廳編 邦人滿洲移民の魁 愛川村 定價金十二圓 送料金十二錢	乾隆四十一年版 盛京吉林黑龍江等處 標註戰蹟輿圖 定價金十圓 送料金四十五錢	八木杜朗著 獵の滿洲 定價金十二圓 送料金十錢	滿洲國財政部編 滿洲國外國貿易統計年報 定價金二圓八十錢 送料金二十錢	滿鐵會社總務部編 新北支那地圖 定價金一圓 送料金四錢	滿鐵經濟調查會編 最新ソヴェート聯邦極東地圖 定價金八十錢 送料金四錢	滿鐵會社總務部編 版新 滿洲國地圖 定價金八十錢 送料金四錢
--	---	---	-------------------------------	---	-----------------------------------	---	---

上呈代無第次越申御錄目書圖

◀店理代京東▶ 目丁二町川小區田神市京東  
店書堂文海

◀所賣發並行發▶ 一十九町伊紀市連大  
會協化文洲滿 團社人法

(番三九九〇八京東替振) (番〇五八二連大替振)  
(番二〇七二田神話電) (番一四七三局本話電)

11110

著名の堂山牛るた瀨潑

<p>新俳句初興俳句の者名 先頭の擡句の者名 トスキテ名</p> <p>水原秋櫻子著 評釋百句添削百例 〔定價一圓五十錢・送十錢〕</p> <p>水原秋櫻子編 句集良夜 〔定價一圓五十錢・送十錢〕</p>	<p>H.D. ロレンス著 宮西豊逸譯 戀の紋章 〔定價一圓二十錢・送十錢〕</p> <p>怪ロレンスの面目躍如たる二大中篇 戀の紋章及狐をおさむ！</p> <p>D.H. ロレンス著 宮西豊逸譯 馬で去つた女 〔定價一圓二十錢・送十錢〕</p> <p>珠玉の如き、ロレンスの代表短篇八種をおさむ。</p>
<p>修養書其の他</p> <p>鎌倉夜話 〔定價一圓五十錢・送十錢〕</p> <p>木下雄編 道徳教育に統合せる 生活記録の學級經營 〔定價二圓二十錢・送十四錢〕</p> <p>河村舜應著 晴れゆく社會 〔定價一圓八十錢・送十四錢〕</p>	<p>小學書本の生學の優秀の参考書 護賢壽・小林慶次共著 修身問題と其解答 天生目倉吉著 國史の實實實 地理の實實實 理科の實實實 以上四點定價各三十五錢・送六錢</p> <p>竹内乙彦・田中喜義共著 小學珠算練習書 〔定價二十錢・送四錢〕</p>

東京市東區九段四丁目六番三 牛山堂 發兌

好評の新刊と重版書

<p>佐々木健吉博士著 腎臓病と糖尿病の新治療法 〔定價一圓六十錢〕</p>	<p>原田文夫氏著 偉人の少年時代 〔定價一圓八十錢〕</p>	<p>林 二九太氏著 ちやつかり夫婦 〔定價一圓八十錢〕</p>	<p>吉松虎暢氏著 科學界の偉人 〔定價一圓八十錢〕</p>	<p>村上貞一氏著 偉人権兵衛 〔定價一圓八十錢〕</p>	<p>岡本かの子著 世界に摘む花 〔定價一圓八十錢〕</p>	<p>鑓田研一氏著 山室軍平 〔定價一圓八十錢〕</p>	<p>山中峯太郎氏著 第九の王冠 〔定價一圓八十錢〕</p>	<p>實業之日本社編 新就職讀本 〔定價一圓八十錢〕</p>	<p>加藤咄堂氏著 浮世哲學 〔定價一圓八十錢〕</p>	<p>伊藤道海師述 人生問答 〔定價一圓八十錢〕</p>	<p>西 勝造氏著 手相新解 〔定價一圓八十錢〕</p>
--	---	--	--	---------------------------------------	--	--------------------------------------	--	--	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

東京市東區橋區 實業之日本社發行 振替口座番 六六六

11111

11111



# 月刊子供のテキスト

子供のテキストは小学生のテキストです。執筆者は何れも一流の先生方、量よりも質に重きを置いた内容本位教育本位の雑誌です。最良の課外読み物として全国小學校の先生方からも澤山推薦と感謝を賜はつてゐます。是非今月号から御愛讀下さる様お子様方におすゝめになつて下さい。  
 (誌代一部二十錢・送料一錢)  
 (半ヶ年一圓十錢・送料一錢) 何れも郵税共

# 月刊ラヂオ科學

世界は擧げてラヂオ萬能の時代である。ラヂオを知らぬ者は時代に取り残されてしまふ。而して日進月歩の途にあるラヂオの知識を正確に知らうとする人のためには我が「ラヂオ科學」がある。本誌は權威あつて平易、日本一安い雑誌だ。その上毎號の執筆者は他の追隨を絶対に斥ける名編輯振り。今やラヂオ界は「ラヂオ科學」時代になりつつある。  
 (誌代一部四十錢送料二錢) (三ヶ月一圓二十錢、半ヶ年二圓三十五錢、一ヶ年四圓五十錢、何れも郵税共)

# 誌界の太陽

高級綜合  
 雜誌界の  
 大金字塔

# 文藝春秋

社會人が先づ讀む可き雜誌

日本中の  
 話題の蒐  
 集と供給

# 話

文壇の豆戦艦・輕爆撃機

# 文藝春秋社

# 文藝通信

知識階級唯一の高級娛樂雜誌

# 四大雜誌

大衆文學  
 の檜舞臺

# オール讀物

發售  
 每五錢  
 送料三錢

# 文藝春秋の最高峯!

發行所  
 東京市麴町區幸町一丁目  
 電話 三〇六七  
 東京市麴町區幸町一丁目  
 電話 一八六五  
 東京市麴町區幸町一丁目  
 電話 四八六五

# 放送

放送局	放送時間	放送内容	送料
日本放送協會編	第一家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第十家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第十一家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第十二家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第十三家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第十四家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第十五家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第十六家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第十七家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第十八家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第十九家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二十家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二十一家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二十二家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二十三家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二十四家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二十五家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二十六家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二十七家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二十八家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第二十九家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三十家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三十一家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三十二家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三十三家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三十四家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三十五家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三十六家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三十七家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三十八家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第三十九家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四十家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四十一家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四十二家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四十三家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四十四家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四十五家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四十六家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四十七家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四十八家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第四十九家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五十家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五十一家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五十二家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五十三家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五十四家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五十五家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五十六家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五十七家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五十八家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第五十九家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六十家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六十一家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六十二家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六十三家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六十四家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六十五家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六十六家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六十七家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六十八家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第六十九家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七十家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七十一家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七十二家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七十三家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七十四家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七十五家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七十六家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七十七家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七十八家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第七十九家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八十家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八十一家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八十二家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八十三家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八十四家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八十五家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八十六家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八十七家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八十八家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第八十九家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九十家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九十一家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九十二家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九十三家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九十四家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九十五家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九十六家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九十七家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九十八家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第九十九家庭	家庭衛生	送料一錢
日本放送協會編	第一百家庭	家庭衛生	送料一錢

日本放送協會編  
 東京市麴町區幸町一丁目  
 電話 一〇七九  
 東京市麴町區幸町一丁目  
 電話 七〇七

### 改造社發行新刊重版書

(番二〇四八京東替振) 橋新・京東

渡邊華山	就眠儀式	北方への旅	蒙古	滿鮮	小閑集	乳と蜜の流るゝ郷	蒼氓	黎明	牡蠣
藤森成吉著 送料二圓五十錢	木々高太郎著 送料二圓四十錢	リンドパーク夫人著 送料一圓五十錢	山本實彦著 送料一圓四十錢	山本實彦著 送料一圓四十錢	賀川豐彦著 送料一圓三十錢	石川達三著 送料一圓二十錢	島木健作著 送料一圓二十錢	林美生子著 送料二圓二十錢	
秋の朝	紋章	龍涎香	瘤	遊覽列車	こゝの絆	白き處女地	復樂園	キエルケゴール選集	フロオベール全集
吉田絃二郎著 送料一圓七十錢	横光利一著 送料一圓二十錢	久米正雄著 送料一圓八十錢	山本有三著 送料一圓四十錢	獅子文六著 送料一圓八十錢	丹羽文雄著 送料一圓二十錢	丸工一著 送料一圓八十錢	丸工一著 送料一圓八十錢	木清監修 送料一圓五十錢	全八卷 送料一圓五十錢

### 日本名婦傳

日本婦道の確證が摩訶らかに叫ばれる秋、文豪の麗筆になるこの名著出でて、大和撫子の意氣と貞節、純情と武勇が、渾然と新しい光茫を放ちました。遠く萬葉平安の昔から、近世幕末の勤王女性に至るまで、選ばれた婦人二十餘、その息吹きは歴史を貫いていま日本の心臓に廻ります。簡潔の文章に、よくその面影を生かした珠玉篇、玲瓏と輝く琢磨のあとば、畫壇の鬼才木村武山、志村立美畫伯の挿繪十數葉を入れ、更に不壞の生命に光を添へ、陸離たらしめました。——四六判、二百頁、銀泥裝幀美本。

菊池寛著 價二圓二十錢 稅八錢

### 日本名婦傳

どんな初心者も一讀すれば直ちに東京式裁縫の秘訣、三越式仕立方のコツが覚えられる裁縫書中の最高權威。數百個の積り方・裁ち方・標つけ方・縫ひ方・出来上り圖を入れて記事は親切、説明は丁寧で、本書一冊針箱にあれば、難しい物も地かゝずに済み、内職やお針の師匠さんにも絶好な案内書、参考書となります。毎日山と積まれる三越で、生きた腕と鮮やかな手際を譲られる和服裁縫部長原田先生が多年の實地經驗から説かれた虎の巻が、これです。——四六判三四〇頁、布裝函入美本。

原田惠助著 價一圓 稅八錢

### 評好刊新

### 日本婦道講座

陸軍省後援の日本婦道講習會は、新しい日本の女性、これこそしつかりした花嫁と主婦を作る花嫁學校だと、果然各方面で注視の的となりました。その講義の全部を一々専門の大家が体系的に書改めたのが、この婦道講座です。何が新しい女性か。何が正しい花嫁の條件か。何が主婦の資格か——それはすべて本講座に説かれてあります。講座數十餘項目、昭和の女大學と絶讃される、分り易い理想的な内容、極端的な綜合編輯です。嫁入道具に何はなくとも、嫁姑の底には本講座と、大評判——全六巻一時拂は特價五圓五十錢、送料四十八錢。

各一圓・稅八錢

東京・市營振  
町九區  
丁四番七三九  
目

女界社



本邦唯一の料理雑誌

二十四年の歴史を有する料理報國の大殿堂

# 料理の友

月刊雑誌料理の友  
 一部 五十銭  
 送料 二銭  
 半年(送費共) 三圓  
 一年(送費共) 六圓

▲主婦は一家圓滿の糧に！

料理が美味しければ一家全體が幸福で、自然主人も外食しませんから五十銭の誌代は百倍になつて戻る。

▲お嬢さん方はお嫁入道具に！

學問があつても、美貌でも、お料理が下手では夫になる方が不幸です。本誌をよめば、どんな料理のコツでも判つて立派なお嫁入りの資格が出来る。

▲料理業者は商賣繁榮のために！

本誌をよめば時代の空氣に觸れるから、お客の吸引策の呼吸が判る。

▲料理人は座右の好伴侶として！

貴方が一生手放せない「料理の友」を利用していくらでも貴方の向上發展が出来る。

▲お医者さんは病人料理の御参考に！

時代は正に一九三六年です。お粥と卵だけでは患者が満足しません。料理の友には新研究の病人料理が次々に發表される。

▲食通は趣味のために！

凡ゆる料理の紹介と研究が發表されるから貴方の御満足が得られる。

▲教師はその教材資料に！

時代に相應しい料理が堪へず發表されるから生きた教育が出来る。

東京市小石川區 料理の友社 振替東京二四三八番  
 電話大塚二四七四番

一二三三

高木 著	基督教大辭典	四六六頁	三〇八〇	三村 著	宗教座談	一四六頁	〇五六〇
阿部 監輯	基督教大辭典 増補版	四六六頁	四一五〇	善渡 著	預言文	六〇六頁	二〇六〇
梅之助 著	聖書民俗考	四四六頁	二一〇〇	善渡 著	詩歌と劇	三〇八頁	一五〇〇
梅之助 著	聖書動物考	四四六頁	三〇〇〇	善渡 著	歴史文	七四六頁	二一五〇
梅之助 著	石を積む	五〇六頁	一八〇〇	菅原 著	對註新約聖書	一四六頁	三二五〇
梅之助 著	改訂讚美歌物語	六〇六頁	二二〇〇	雲松 著	天路歷程	五二〇頁	二〇四〇
吉田 著	神を見る	四一〇頁	〇六〇〇	規矩 著	逆境の恩寵	一四六頁	〇七〇〇
賀川 著	人間と使徒パウロ	二八〇頁	〇三〇〇	雲松 著	舟本譯 日々の祈り	三五六頁	〇八〇〇
賀川 著	イエスと自然の黙示	二五〇頁	〇三〇〇	小出 著	童話りご	二四六頁	〇九〇〇
三村 著	安録	二四六頁	〇七〇〇	山田 著	腹て行く法	三四六頁	一八〇〇
三村 著	基督教信徒の慰め	一三〇頁	〇五〇〇	山田 著	黒星博	三四六頁	一〇〇〇
三村 著	英余は如何にして基督教徒となりしか	四六六頁	一〇〇〇	山田 著	日本振天記	四二八頁	一三〇〇

東京市西區 橋ノ八 警醒社 振替東京一五五五番  
 電話銀座一五七五番

一二三〇

椰子の葉蔭に躍る南進日本の姿!  
米國一流記者の筆になれる南洋視察記!!!

**The South Sea Adventure**  
by Willard Price

Special Correspondent for "The New York Herald Tribune,"  
Harper's Magazine and National Geographic.

菊判最上美本寫眞 50 枚入

¥ 3.50

米國ナショナル、ジョーグラ  
フィック、マガジン記者  
ウィラード・プライス著

南洋  
綺譚

著者ウィラード・プライス氏は経育ヘラルド・トリビュン紙及其他著名新聞雜誌の特派員として夫人同伴今春約四ヶ月に亘る南洋諸島視察の旅をなした興味ある視察記である。最近南阿聯邦政府は委任統治領西南アフリカをドイツに返還する用意がある旨が報せられ、同時にまた英本國が委任領タンガンイカをドイツに返還することを希望すと傳へられ、露ドイツ領委任統治區域の返還問題が兎角の話題を提供しつつある折柄プライス氏の南洋視察記は特に注目すべき文字である。

Unfamiliar South Seas.  
Painlessly Going Native.  
Night in the All Men House.  
The Good Ghost.  
Tin-Can Tropics.  
The Slave and the Princess.  
Slavery with a Difference.  
Grass-Skirt Ethics.  
The Wizard Double-Crosses.  
Animism, Rule of Dread.  
The Love of (Stone) Money.  
Vanishing Race?  
Long Arm of Spain.  
Mandate, Did You Say?

Rip Tide.  
Asia's New Great Wall.  
A Head-Hunter Shows How.  
Mishap of the Antelope.  
Chill Equator.  
Island Madness.  
Prehistoric Venice.  
Out of the Soil.  
Out of the Deep.  
Buccaneers from Boston.  
Every Other Inch a King.  
Sacred Trust.  
Stepping Stones of Destiny.

東京市神田區 北 星 堂 振替東京  
錦町三ノ十二 一六〇二四

111111

**JAPAN'S  
FOREIGN  
RELATIONS**

1542-1936

A Short History

ROY HIDEMICHI  
AKAGI, Ph. D.

英 文  
日 本 外 交 史

元米國コロンビア大學 講 師 赤木英道氏新著 (最新刊)

始めて刊行された日本外交史の權威!!!

日本最初の外交史! 豊臣時代に筆を起し最近の滿洲、上海事變、日本の聯盟脱退、軍縮會議脱退に至るまで四世紀間の我外交關係を繁に過ぎず、綱要を忘れず、最新の各方面の研究を参照し複雑なる經緯を明快に分析論斷したる近代の名著である。著者本書を呼ぶに「小史」を以てするもかのグリインの名著を想はせるものがある。太平洋問題に極東の動きに我南進北出に日支、日米、日ソ、日英の諸問題に心を携つものが何人も欠くべからざるものであらう。外交の如に携はる専門諸家が本書の草稿を一覽して「實に日本外交史の嚆矢といふべく能はざるものがある」と。簡度を失せざる手腕に激賞措く能はざるものがある。著者はペンシルヴェニア大學に於て歴史に於ける最高學位を獲得し後にコロンビア大學其他に於ける問題を研究してあり正に著者其人を得たりと云ふべきである。

菊判英文五六〇頁  
寫眞十二枚天金美本  
定價七圓  
送料二十二錢

東京 東 錦 目 丁 三 北 星 堂 振 替 東京 四二〇六一

111111



日本文學全史 第一回配本

一二三六

文學博士 高野辰之著

江戸文學史 上卷

藤井乙男博士評……(前略)江戸時代は上、中、下三冊を以て完結する豫定で上卷には寛永、元祿の二期を収め、その叙述はまづ第一に時代概説をおき、次に漢文學界の展望に及びそれから各期の文學一般を律語、散文の二種に分けて筆を進めてゐる。即ち當時の世相や思想界の動向や學界の偉蹟を最初に述べてそれから文學の面貌精神を説くといふ方針である。叙述は極めて平明率直で、徒らに高遠な理論に走らず、啓蒙的にも親切周匝で書物の解題も煩瑣に陥らず繁簡中を得、文例も適當で且つ興味あるものが選ばれてゐる。原本の表紙や挿畫、作者の筆蹟や肖像が寫真版で澤山入れられてあるのも嬉しい。從來の文學史に比較的等閑に付せられた漢詩文、戯曲、歌謡を相當詳説せられたのは本書の特色といふべきで、決して著者の所好に偏したのではない。(以下略) 1大阪朝日

第四回配本 江戸文學史 中卷 文學博士 高野辰之著

日本文學全史 第二回配本

文學博士 本間久雄著

明治文學史 上卷

鹽田良平氏評……英文學者本間久雄氏が明治文學研究に深き志を有してゐた事は、既に早稻田文學編輯時代明治文學特輯を編まれた事によつても知らるる。本書は本間氏の宿望が體系をとつて世に現れた大著である。本間氏の関歴から言へば既に出づべかりしものであつて餘りに運すぎた感さへある。本書は眞摯なる著者の勞作である。明治開化期より硯友社に至るまで、豊富なる資料を中心に文學運動を一つの繪巻物化してゐる。々として盡きざる叙述は、新體詩を除く黎明期の文學にまで左の機構を以つて無慮五〇〇頁に垂んとしてゐる。第一編 開化期、序・總説、一・思想、二・世相、三・開化物、四・小説、五・劇文學、六・翻譯文學、七・政治小説、第二編 黎明期、序・總説、一・文學論、二・硯友社の運動、三・言文一致。以上の如く組織が穩當で、且叙述が緻密・正確であり、殊に著者自らが誇る如く、硯友社、特に美妙に關しては新資料多く本書をして其點で九鼎の重きを加へしめてゐる。由來本間氏の著は平明で常に中心を外さない。讀んで面白く、研究しても面白いといつた風であるが、本書も亦其例に洩れず興味津津たるものがある。(以下略) 1國語と國文學

一二三七

日本文學全史 第三回配本

文學博士 佐佐木信綱著

上代文學史 上卷

澤潟久孝博士評……今上巻の内容を一瞥すると、總論篇を分つて日本文學の發生、上代文學の本質、上代の文化、文學と國語の四章とし、中略、挿畫圖版が加へられて上代文學を學ばうとする者にとつて極めて親切な豫備知識が與へられてゐる。次に本論に入つて、古事記、日本書紀、風土記、高橋氏文、古語拾遺の五書について、その成立、内容等に分つて委しい解説が述べられてゐる。これらの解説にあつては、著者が常に主張せられる文學的態度が重んぜられ、各書の梗概を説くにあつては能ふかぎり多く原典の文章を利用し、一々それに譯解を附し、單に上代文學研究への手引としてのみならず、原典を讀破する餘裕のない一般讀者に、或程度まで原典に就いたと同じ收穫をさせようとしてゐる點が本書の特色として注意せられる。又これら本文篇においても古寫本の寫眞版、地圖その他の夥しい圖版が挿入せられて本書一冊を繰く事によつて身親しく貴重なる圖書の堆積裡に坐する思ひを感じしめる。初學者には誠によき手引書であるが、單なる啓蒙書としてのみならず、又その道を學びつゝある者にとつてもたとへば風土記逸文の一覽表があげられてゐるなど、著者の親切な用意と云はねばならぬ。——國語・國文——

一二三八

呈進目錄發賣地圖發行書房九段

最新 和樂路屋編 大日本分縣地圖 併地名總覽	最新 新滿洲國大地圖	最新 新大東京 區別町名 交通便覽	最新 新大東京 區分地圖	最新 新大東京 全圖	最新 日本 大地圖	最新 世界 大地圖
四六四 三〇倍 三〇六 四〇判	四六 〇八 四〇判	ボケツ 二五 四〇判	ボケツ 〇八 四〇判	四六 〇二 四〇判	四六 〇五 四〇判	四六 〇五 四〇判

呈進目錄發行圖書陽春社

田澤式 家庭 どもり矯正法	自習 圖式算術解法	自習 國語新辭典	陸軍幼年學校 海軍少年航空兵 及模範解答	昭和十一年 年度標準 東京府中等學校 入學試驗問題及模範解答	高橋 受算術のねら ひどころ	高橋 受全科の總まとめ	高橋 受國史三科のね らひどころ
四六 一〇 〇八 四〇判	四六 一〇 〇八 四〇判	四六 一〇 〇八 四〇判	四六 一〇 〇八 四〇判	四六 一〇 〇八 四〇判	四六 一〇 〇八 四〇判	四六 一〇 〇八 四〇判	四六 一〇 〇八 四〇判

一二三九

陽春社 圖書出版 九段書房

振替東京26676番 振替東京27116番  
東京市神田區神保町三丁目一七  
電話九段(33) 1075番



昭和十一年五月十五日印刷  
昭和十一年五月二十日發行

東京堂編輯出版年鑑(十一年版)

定價 金壹圓

不許  
複製

編輯者 東京堂編輯部  
發行者 大野孫平  
印刷者 大橋光吉

發行所 東京市麴町區九段一丁目七番地  
株式會社 東京堂

振替 東京 二七〇  
電話 九段(33) 代表番號 四一〇  
小賣部 東京市神田區神保町一ノ一七  
電話 神田(25) 四二七・七七〇・三七三

一三四〇

刷印社會式株刷印同共

# 現代日本文章講座

☆集募員會新☆  
!期好絶の會入

☆☆ 鮎の如く新鮮且濺測たる表現力! そは本講座に據りて初めて全し!  
☆ 五指の如く潤達自在なる眞技術!

見本進呈

新しい文章  
の技術研究  
作法の指導

執筆者(二部) 兼常清佐 小林秀雄 豊島與志雄 正木不如丘 谷川徹三 小島政二郎  
佐藤春夫 前田河廣一郎 北村小松 片岡鐵兵 大下宇陀兒 倉田百三 野口米次郎  
横光利一 萩原井泉水 宇野浩二 細田民樹 阿部知二 青野三吉 武者小路實篤  
杉山平助 伏見高信 三川木康成 萩原朝太郎 藤森成吉 岡野三郎 加藤武雄  
林美子 井伏鱒二 中河與一 大宅壯一 尾谷川如是 武田麟太郎 中村武羅夫  
長谷川伸

<顧問>  
島崎藤村 徳富蘇峰 佐々木信綱 佐々木海

全八卷

各卷四百頁以上四百三十頁  
第一卷(原理篇) 文章の制作研究 鑑賞の概論的研究。其原理を説く四十二項目。  
第二卷(方法篇) 如何に考へ、讀み、書くかの方法的・指導的研究。四十項目。  
第三卷(組織篇) 文章の基礎的・根本的知識の解説。三十八項目。  
第四卷(構成篇) 細密な創作構成實際。合理的科學的な實際指導。四十五項目。  
第五卷(技術篇) 各種文章作法の秘奥。小説論文作法等應用實際。四十二項目。  
第六卷(指導篇) 具體的な文章指導法。文章上達法日記感想等々。四十三項目。  
第七卷(研究篇) 各種文藝思潮の解明。各國現代文學の鳥瞰圖。四十二項目。  
第八卷(鑑賞篇) 何がよき文章か、鑑賞と批判の指導。三十八項目。

文壇學壇大家新進二百項目堂々三百懇切整然本邦唯一の豪華版講座

東京堂發行所  
東京・麴町・下六番  
振替東京五九六〇〇番

513  
76

終

